財政・税制関係資料

財務省主税局

目　　次

未来への投資を実現する経済対策

（資料①）安倍内閣総理大臣記者会見（抄）（2016年６月１日）……4
（資料②）経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）（抄）…4
（資料③）「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年８月２日閣議決定）……5
（資料④）経済対策にあたっての基本的考え方……5
（資料⑤）経済対策の柱（主な施策例）……6
（資料⑥）「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算）の概要……6

税収の状況

（資料⑦）一般会計税収の推移……7
（資料⑧）平成27年度決算税収……7
（資料⑨）所得税収の推移……8
（資料⑩）法人税収の推移……8
（資料⑪）相続税の課税件数割合，負担割合及び税収の推移……9
（資料⑫）地価公示価格指数の推移と相続税の改正……9

消費税

（資料⑬－１）消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（案）……10
（資料⑬－２）消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（案）……10
（資料⑭）消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置
（平成28年８月24日閣議決定）の概要……11
（資料⑮）軽減税率制度の概要……11
（資料⑯）軽減税率制度の対象品目……12
（資料⑰）適格請求書等保存方式の導入……12
（資料⑱）付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較……13

税制の構造改革

（資料⑲）最近の税制改正について（主な改正事項）
－デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立－……13
（資料⑳）これまでの税制改革の取組と今後の課題（主なもの）……14
（資料㉑）経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定）①……14
（資料㉒）経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年６月30日閣議決定）②……15
（資料㉓）平成28年度税制改正大綱（抄）……15
（資料㉔）経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）（抄）…16
（資料㉕）未来への投資を実現する経済対策（平成28年８月２日閣議決定）（抄）……16
（資料㉖）経済社会の構造変化Ⅰ（マクロ経済構造の変化）……17

（資料㉗）経済社会の構造変化Ⅱ（人口構造の変化）……17
（資料㉘）経済社会の構造変化Ⅲ（家族の変化）……18
（資料㉙）経済社会の構造変化Ⅳ（働き方の変化）……18
（資料㉚）経済社会の構造変化Ⅴ（家計・再分配の変化）……19
（資料㉛）個人所得課税及び社会保険料の負担の推移……19
（資料㉜）経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理について
（政府税制調査会（平成27年11月））……20
（資料㉝）安倍内閣総理大臣のご挨拶−第１回政府税制調査会
（平成28年９月９日㈮）−……20
（資料㉞）配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み……21
（資料㉟）いわゆる「103万円の壁」について……21
（資料㊱－１）「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする
個人所得税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要……22
（資料㊱－２）「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする
個人所得税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要……22
（資料㊱－３）「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする
個人所得税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要……23
（資料㊱－４）「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする
個人所得税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要……23
（資料㊲）所得税における税負担の調整……24
（資料㊳）所得控除方式に代わる諸外国の制度（例）……24
（資料㊴）所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ……25
（資料㊵）所得税の概要……25
（資料㊶）相続税の見直し【平成25年度税制改正】……26

成長志向の法人税改革

（資料㊷）成長志向の法人税改革：法人実効税率「20％台」の実現
（与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）……26
（資料㊸）法人実効税率の引下げ……27
（資料㊹）課税ベースの拡大等……27
（資料㊺）法人実効税率の国際比較……28
（資料㊻）これまでの法人税制における対応……28
（資料㊼）平成28年度与党税制改正大綱（27年12月16日）（抄）……29
（資料㊽）法人税制をめぐる諸課題（中小法人課税，協同組合等課税，公益法人等課税）
（与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）……29

国際課税

（資料㊾）経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）（抄）…30
（資料㊿）「BEPS プロジェクト」について……30
（資料51）「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要……31

（**資料㊷**）BEPS プロジェクトの包括的（holistic）アプローチ－Cash box の例 ……31
（**資料㊸**）非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度……32

（資料①）

安倍内閣総理大臣　記者会見（抄）

（2016年　6月1日）

○　足元では新興国や途上国の経済が落ち込んでおり、世界経済が大きなリスクに直面している。こうした認識を先般、伊勢志摩サミットに集まった世界のリーダーたちと共有しました。

先般の熊本地震では、熊本や大分の観光業や農業、製造業など、九州の広い範囲にわたって経済や暮らしが打撃を受けています。

これらが、日本経済にとって新たな下振れリスクとなっている。最悪の場合、再び、デフレの長いトンネルへと逆戻りするリスクがあります。

今こそアベノミクスのエンジンを最大にふかし、こうしたリスクを振り払う。一気呵成に抜け出すためには「脱出速度」を最大限まで上げなければなりません。

○　今般のG7による合意、共通のリスク認識の下に、日本として構造改革の加速や財政出動など、あらゆる政策を総動員してまいります。そうした中で、内需を腰折れさせかねない消費税率の引上げは延期すべきである。そう判断いたしました。

○　中国などにおいては、過剰設備や不良債権の問題など、構造的課題への対応の遅れが指摘されており、新興国経済の回復には時間がかかる可能性があります。そうした中で、世界的な需要の低迷が長期化することも懸念されることから、できる限り長く延期すべきとも考えました。

しかし、私は、財政再建の旗を降ろしません。我が国への国際的な信認を確保しなければならない。そして、社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たす。安倍内閣のこうした立場は、揺るぎないものであります。

2020年度の財政健全化目標はしっかりと堅持します。そのため、ぎりぎりのタイミングである2019年10月には消費税率を10%へ引き上げることとし、30か月延期することとします。その際に、軽減税率を導入いたします。

（資料②）

経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

第2章　成長と分配の好循環の実現

- 「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2019年（平成31年）10月まで2年半延期するとともに、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持する。
- 「経済・財政再生計画」の枠組みの下、（中略）アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進める。

＜アベノミクスの成果＞

- 歳入面：　税収が大幅に増加
- 歳出面：　現役世代の生活保護世帯数や失業給付の支出額の減少、被用者保険の被保険者数の増加、歳出改革の進展

第3章　経済・財政一体改革の推進

- 600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標 の達成の双方の実現を目指す。
- 「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進める。

＜財政健全化目標＞

- 国・地方合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化、その後債務残高対GDP比を安定的に引下げ

（資料③）

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）

第１章 景気の現状と経済対策の基本的な考え方（抄）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、現状の景気は、**雇用・所得環境は改善する一方で、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況**にある。また、**新興国経済に陰り**が見え、**英国国民投票におけるEU離脱の選択等、世界経済の需要の低迷、成長の減速のリスクが懸念**される。

雇用・所得環境も大きく改善するなど、確実に成果が生まれているものの、アベノミクスは道半ばである。長年続いたデフレから完全に脱却し、中長期的に、実質GDP成長率２％程度、名目GDP成長率３％程度を上回る経済成長の実現を目指すためには、脱出速度を最大限に上げて、しっかりと成長していく道筋をつけなければならない。**内需を下支えするとともに、高齢化社会を乗り越えるため潜在成長力を向上させる構造改革を進める**。

先般の伊勢志摩サミットでは、Ｇ７が強い危機感を共有し、世界経済のリスクに立ち向かうため、**あらゆる政策を総動員していくことで合意**した。この合意を取りまとめた議長国として、**Ｇ７首脳宣言を踏まえ、日本銀行とも連携しつつ、金融政策、財政政策、構造改革を総動員してアベノミクスを一層加速**する。

このため、**産業構造改革、働き方や労働市場の改革、人材育成の一体改革**に取り組む。また、改革工程表に沿った**社会保障改革等の構造改革を加速化**するとともに、**未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策を講ずる**こととした。

本経済対策は、**当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心**とする。

輝かしい未来を作り上げていく、未来は私たちの手で変えることができる。この未来への投資を実現する経済対策によって、その力強いスタートを切っていく。

（資料④）

経済対策にあたっての基本的考え方

アベノミクスのバージョン・アップ

デフレからの完全脱却、成長と分配の好循環、潜在成長率の向上、財政健全化（2020年度のPB黒字化）といった経済財政政策上の重要課題に対応。

- **金融政策・財政政策・構造改革の一体的な活用**
  日本銀行とも連携しつつ、金融政策、財政政策、構造改革を総動員してアベノミクスを一層加速。
  現下の低金利状況を活かし、財投債を原資とする財政投融資の手法を積極的に活用・工夫。
- **中長期的な成長を見据えた構造改革の実施**
  内需を下支えするとともに、高齢化社会を乗り越えるため、潜在成長力を向上させる構造改革を推進（働き方改革など）。
- **未来への投資の加速**
  当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策に重点化。

（資料⑤）

経済対策の柱（主な施策例）

Ⅰ. 一億総活躍社会の実現の加速

- 子育て・介護の環境整備 （保育、介護人材の処遇改善 等）
- 雇用保険制度の見直しを通じたアベノミクスの成果の活用
  （雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等）
- 「貯蓄から資産形成へ」の流れの実現による国民の所得・消費の増加

Ⅱ. 21世紀型のインフラ整備

- 外国人観光客4000万人時代に向けたインフラ整備
- 農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化
- リニア中央新幹線や整備新幹線等の整備加速

Ⅲ. 英国のＥＵ離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

- 地域金融機能強化をはじめとする政府一体となった企業の生産性向上支援

Ⅳ. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

Ⅴ. 成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

- 働き方改革、最低賃金引上げ、社会保障・税制等の構造改革

（資料⑥）

「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算）の概要

※ 平成28年7月26日 経済財政諮問会議提出（内閣府）

経済・財政面における主要な想定

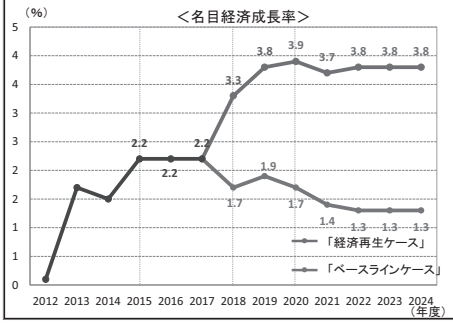
○ 経済シナリオ
・「経済再生ケース」　：安倍内閣の経済財政政策の効果が着実に発現（2018-24年度平均：名目3.7%、実質2.2%）
・「ベースラインケース」：経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移（2018-24年度平均：名目1.5%、実質0.9%）
○ 財政前提
・2017（平成29）年度　：賃金・物価動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が賃金・物価上昇率の半分程度となると仮定して機械的に計算
・2018（平成30）年度以降：社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。

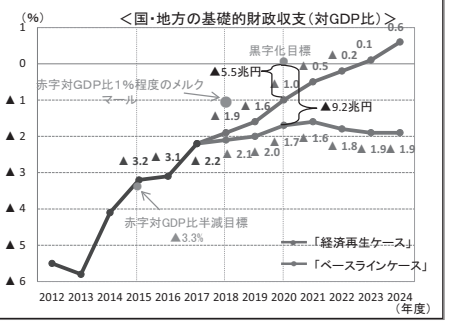
試算結果のポイント

○ 2015（平成27）年度の国・地方PB対GDP比は、▲3．2%の赤字であり、**半減目標（▲3．3%）は達成見込み。**

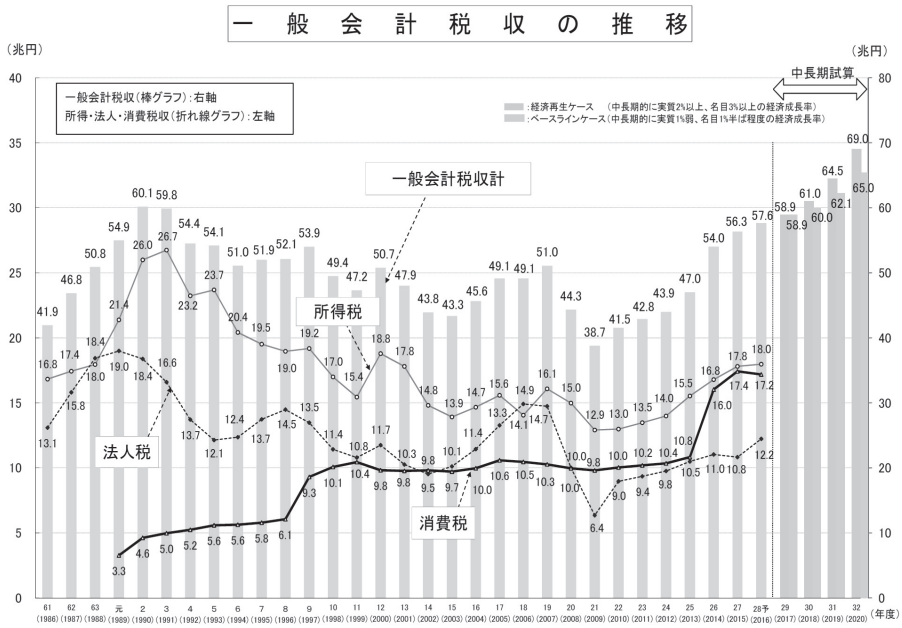
○ 2018（平成30）年度の国・地方PBは、「経済再生ケース」では、**▲10．5兆円**（**対GDP比▲1．9%**）の赤字、「ベースラインケース」では、**▲11．0兆円**（**対GDP比▲2．1%**）の赤字。

○ 2020（平成32）年度の国・地方PBは、「経済再生ケース」では、**▲5．5兆円**（**対GDP比▲1．0%**）の赤字、「ベースラインケース」では、**▲9．2兆円**（**対GDP比▲1．7%**）の赤字。





（資料⑦）



（資料⑧）

平成27年度決算税収

（兆円）

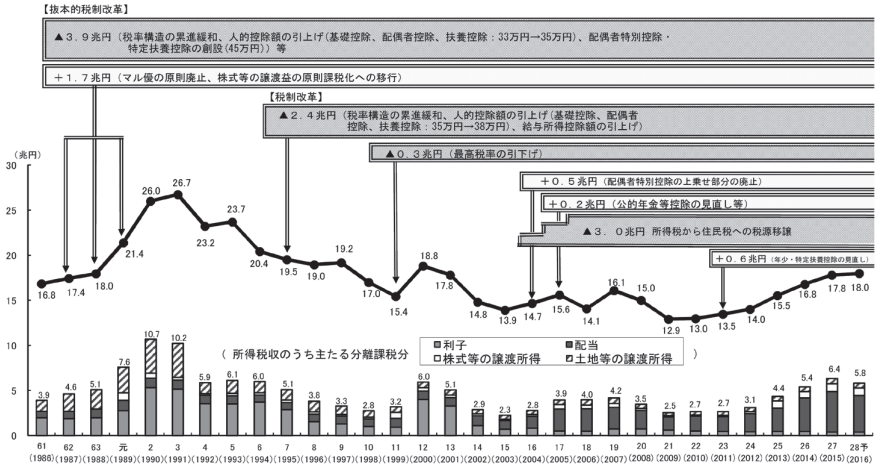
	26年度決算額	27年度決算額		27年度補正後予算額		28年度予算額
	①	②	対26決算（②−①）	③	決算との差額（②−③）	④
一般会計分計	54.0	56.3	＋2.3	56.4	▲ 0.1	57.6
所得税	16.8	17.8	＋1.0	17.6	＋0.2	18.0
法人税	11.0	10.8	▲ 0.2	11.7	▲ 0.9	12.2
消費税	16.0	17.4	＋1.4	17.1	＋0.3	17.2
その他	10.1	10.2	＋0.1	10.0	＋0.2	10.2

（資料⑨）

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

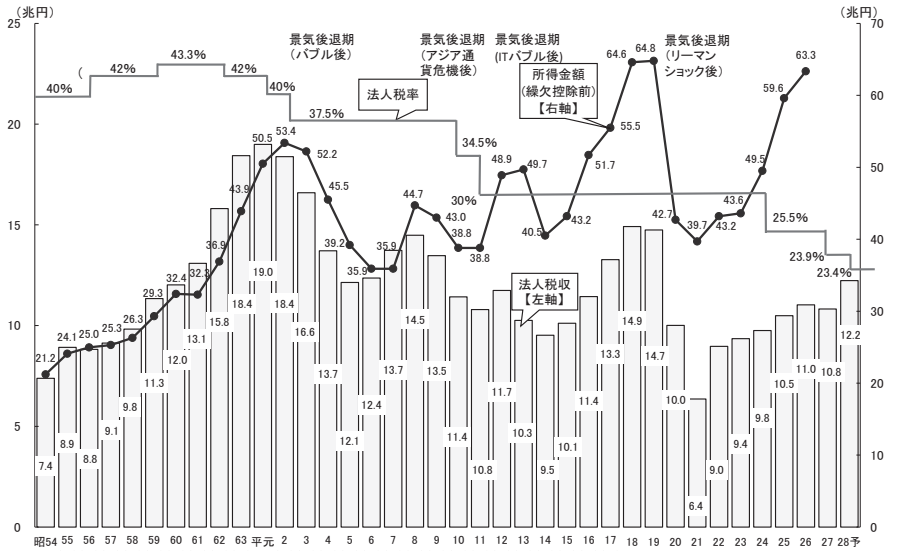
（注）ピーク時（平成3年度）の26.7兆円と平成28年度予算額の18.0兆円の差額（約▲9兆円）の主な要因は、
- 分離課税分（利子及び土地の譲渡所得等）の落ち込みが約▲4兆円
- 制度減税（増税との差引）及び税源移譲分が約▲4兆円



（注1）27年度以前は決算額、28年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0．4兆円、17年度△1．1兆円、18年度△3．0兆円）後の計数である。
（注2）利子、配当には法人分が含まれる。
（注3）株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。
（注4）土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前は推計値）。

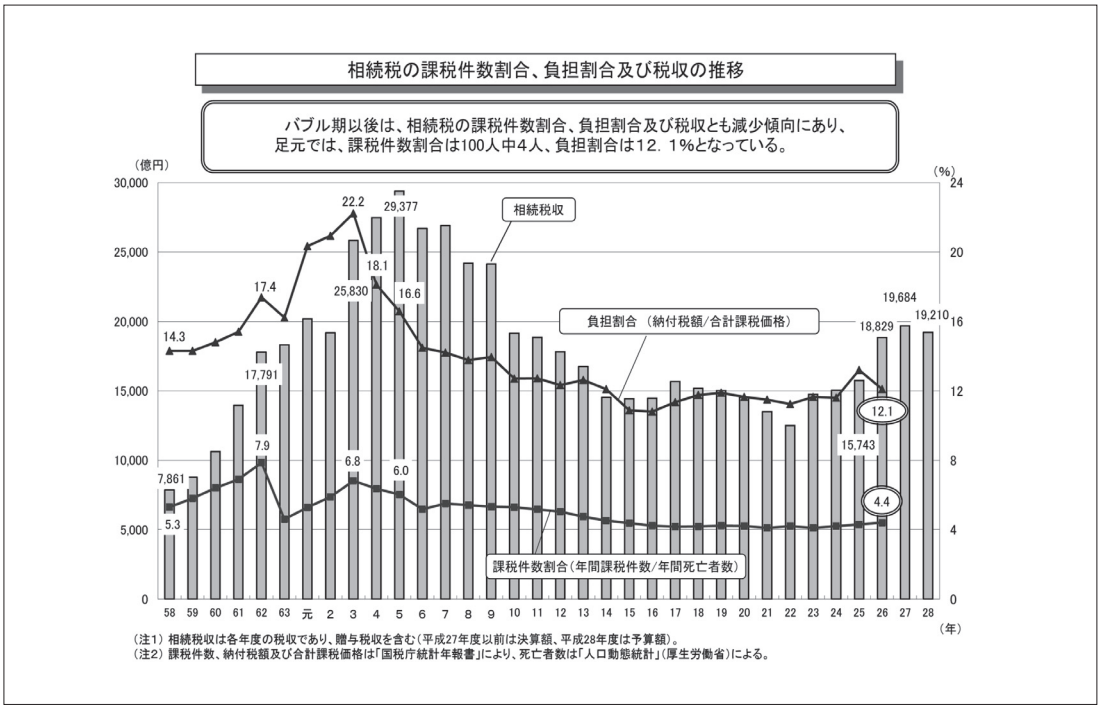
（資料⑩）

法人税収の推移

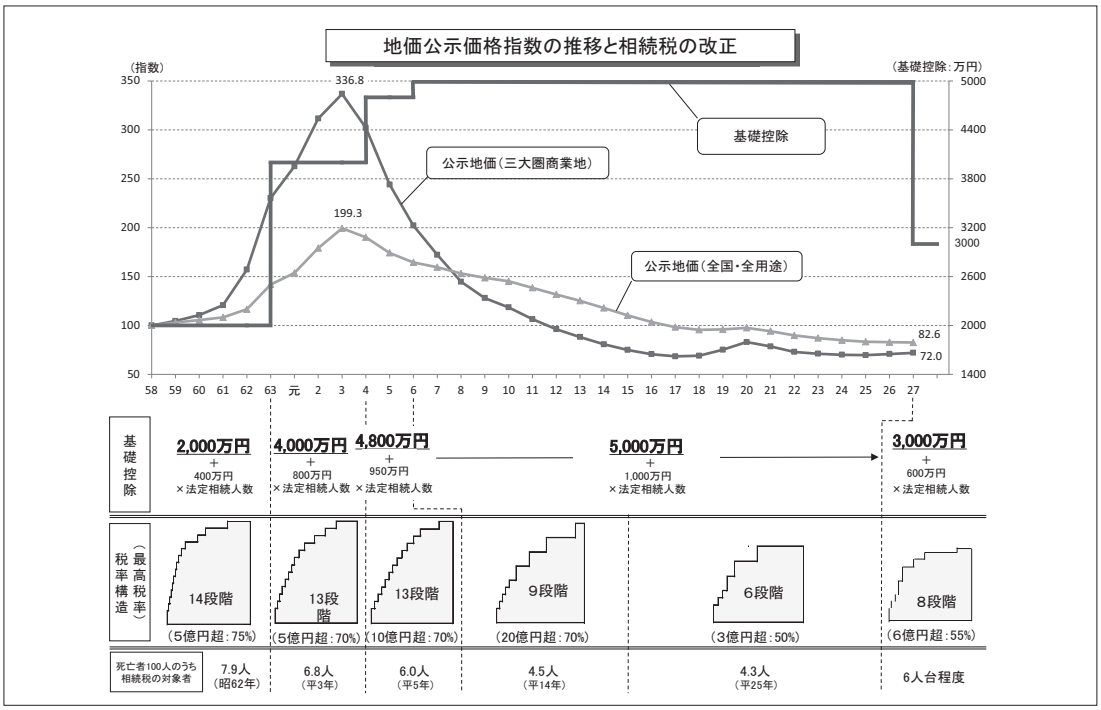


（注） 1．法人税収は、27年度までは決算額、28年度は予算額による。
2．法人税率は、30年度以降は23．2%。
3．所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年度までは2/1～1/31、平成18年度以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている。

（資料⑪）


相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移
バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び税収とも減少傾向にあり、
足元では、課税件数割合は100人中4人、負担割合は12．1%となっている。
（億円）
（%）
相続税収
負担割合 （納付税額/合計課税価格）
課税件数割合（年間課税件数/年間死亡者数）
14.3
17.4
22.2
18.1
16.6
29,377
25,830
19,684
19,210
18,829
17,791
15,743
7,861
7.9
6.8
6.0
5.3
12.1
4.4
（年）
（注1）相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（平成27年度以前は決算額、平成28年度は予算額）。
（注2）課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」（厚生労働省）による。

（資料⑫）

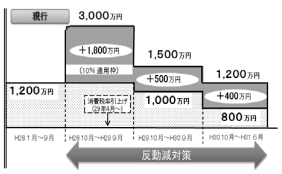
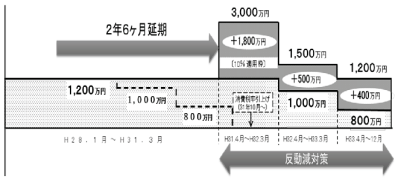

地価公示価格指数の推移と相続税の改正
（指数）
（基礎控除：万円）
基礎控除
公示地価（三大圏商業地）
公示地価（全国・全用途）
336.8
199.3
82.6
72.0
基礎控除
2,000万円 ＋ 400万円 ×法定相続人数
4,000万円 ＋ 800万円 ×法定相続人数
4,800万円 ＋ 950万円 ×法定相続人数
5,000万円 ＋ 1,000万円 ×法定相続人数
3,000万円 ＋ 600万円 ×法定相続人数
税率構造（最高税率）
14段階 （5億円超：75%）
13段階 （5億円超：70%）
13段階 （10億円超：70%）
9段階 （20億円超：70%）
6段階 （3億円超：50%）
8段階 （6億円超：55%）
死亡者100人のうち相続税の対象者
7.9人 （昭62年）
6.8人 （平3年）
6.0人 （平5年）
4.5人 （平14年）
4.3人 （平25年）
6人台程度

（資料⑬－１）

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（案）

	現行	対応（案）
税率引上げ関係	① 税率引上げ時期： 平成29年４月１日 （税制抜本改革法で規定） ② 請負契約等に係る経過措置の指定日： 平成28年10月１日	① 平成29年４月１日 ⇒ 平成31年10月１日 ② 平成28年10月１日 ⇒ 平成31年4月１日
軽減税率関係	① 軽減税率導入時期： 平成29年４月１日 ② 適格請求書等保存方式の導入時期： 平成33年４月１日 ③ 税額計算の特例の適用期間 ○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）： ４年（平成29年４月 ～ 平成33年３月末） ○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）： １年（平成29年４月 ～ 平成30年３月末） ※ 簡易課税の事後選択を含む ○ 大規模事業者にも同様の特例を１年間	① 平成29年４月１日 ⇒ 平成31年10月１日 ② 平成33年４月１日 ⇒ 平成35年10月１日 ③ 税額計算の特例の適用期間 ⇒ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）： ４年（平成31年10月 ～ 平成35年９月末） ⇒ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）： １年（平成31年10月 ～ 平成32年９月末） ※ 簡易課税の事後選択を含む ⇒ 大規模事業者には措置しないこととする
軽減税率財源確保関係	○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保（附則170条１号）	○ 平成28年度末までに ⇒ 平成30年度末までに
転嫁対策	○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限 （内閣府設置法の所管事務の特例含む）： 平成30年９月30日	○ 平成30年9月30日 ⇒ 平成33年3月31日

（資料⑬－２）

住宅ローン減税	○ 住宅ローン減税（10年間合計で最大500万円の税額控除）等の適用期限： 平成31年6月30日	○ 平成31年6月30日 ⇒ 平成33年12月31日
住宅取得資金贈与	○ 親、祖父母等から住宅購入資金の贈与を受けた場合、現行では最大1,200万円非課税。 （平成31年6月末まで段階的に縮小） ○ 更に、反動減対策として、平成28年10月以降、新税率（10%）が適用される住宅については、非課税枠を上乗せし、3,000万円まで拡大。 （平成31年6月末まで段階的に縮小） 	○ 「非課税枠」の適用期限： 平成31年6月30日 ⇒ 平成33年12月31日 （現行1,200万円の非課税枠を2年半延長し、段階的に縮小させる期間も2年半延期） ○ 「上乗せ非課税枠」の適用期間： 平成28年10月１日 ～ 平成31年６月末 ⇒ 平成31年４月１日～平成33年12月31日 
車体課税の見直し	○ 平成29年４月より、自動車取得税（地方税）の廃止と環境性能割（地方税）の導入	○ 平成29年４月１日 ⇒ 平成31年10月１日
地方法人課税の偏在是正	○ 平成29年４月より、法人住民税法人税割の税率引下げ、地方法人税の税率引上げ、地方法人特別税・譲与税の廃止等	○ 平成29年４月１日 ⇒ 平成31年10月１日

（資料⑭）

消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置（平成28年8月24日 閣議決定）の概要

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月１日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行うこととし、次のとおり法制上の措置を講ずる。

消費課税

○ 消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期の変更等
- 消費税率の10%への引上げの施行日を平成31年10月１日に変更。
- 請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成31年4月１日に変更。

○ 消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置
- 消費税の軽減税率制度の導入時期を平成31年10月１日に変更。
- 税額計算の特例の適用期間の変更。
  - 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）の適用期間を平成31年10月１日から平成35年9月30日までに変更。
  - 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）の適用期間を平成31年10月１日から平成32年9月30日までに変更。
  - 中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例については、措置しない。
- 適格請求書等保存方式の導入時期を平成35年10月１日に変更。
- 消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる時期を、平成30年度末までに変更。
- 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限を平成33年3月31日まで延長。

○ 車体課税の見直しの実施時期の変更
- 自動車取得税の廃止時期を平成31年10月１日に変更。
- 環境性能割の導入時期を平成31年10月１日に変更。

個人所得課税

○ 住宅取得等に係る措置の適用期限の延長
- 住宅ローン減税等の適用期限を平成33年12月31日まで延長。

資産課税

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等
- 住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が10%である場合の非課税枠の適用開始時期を平成31年4月１日に変更。
- 上記以外の非課税枠の適用期限を平成33年12月31日まで延長。

※ あわせて、双方の非課税枠を段階的に縮小させる時期も変更。

地方法人課税

○ 地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更
- 法人住民税（都道府県民税・市町村民税）法人税割の税率7.0%（現行：12.9%）への引下げ実施時期を平成31年10月１日以後に開始する事業年度からに変更。
- 地方法人税の税率10.3%（現行：4.4%）への引上げ実施時期を平成31年10月１日以後に開始する事業年度からに変更。
- 地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の時期を平成31年10月１日以後に開始する事業年度からに変更。
- 地方法人特別譲与税は、平成33年2月譲与分をもって廃止。

（資料⑮）

軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成31年10月に、軽減税率制度を導入する。

○ 軽減税率の対象品目
- 酒類及び外食を除く飲食料品
- 定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞

○ 軽減税率：８％（国分：6.24%、地方分：1.76%）　標準税率：１０％（国分：7.8%、地方分：2.2%）

○ 適格請求書等保存方式の導入
- 平成35年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
- 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）
- 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）
- 適格請求書等保存方式の導入後６年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

○ 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（平成28年度税制改正法附則）
① 平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
② 「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

○ 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。（平成28年度税制改正法附則）
① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

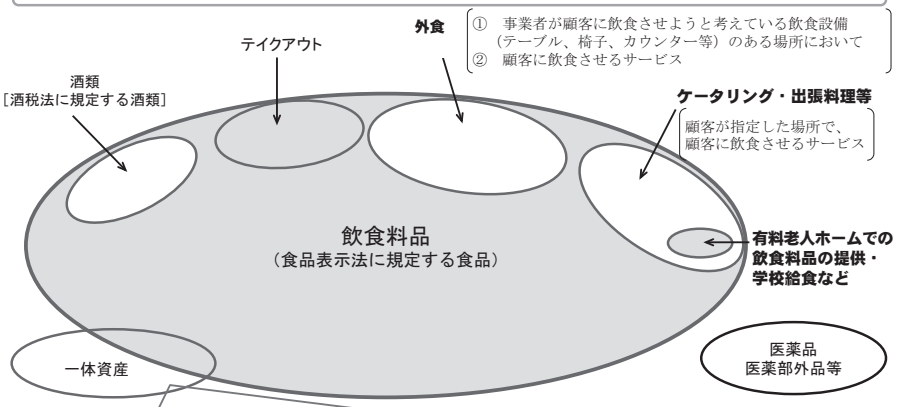
※「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」による改正案を織り込んでいる。

（資料⑯）

軽減税率制度の対象品目

① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）

② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体資産の取扱い】

○ 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価額（税抜）が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2／3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる（一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る）。

（資料⑰）

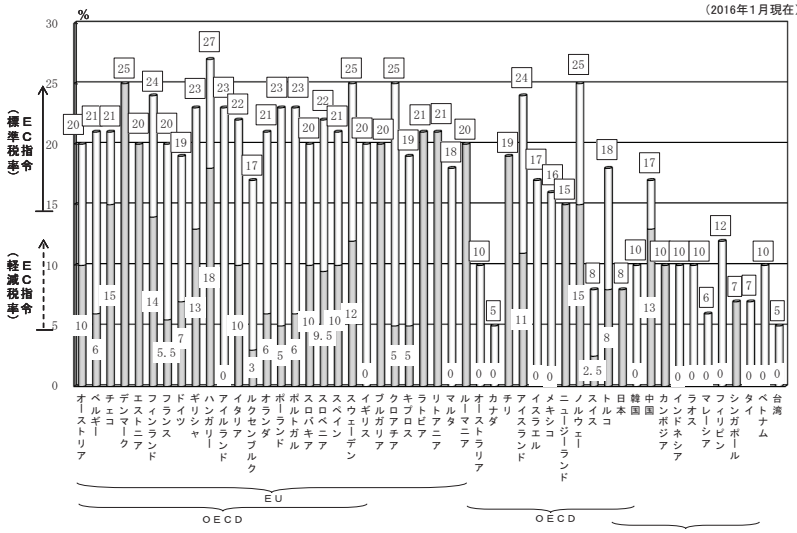
適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】（現行制度）	【区分記載請求書等保存方式】（平成３１年１０月～）	【適格請求書等保存方式】（平成３５年１０月～）
請求書等	○ 請求書の記載事項 ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額（税込） ・請求書受領者の氏名又は名称	同左プラス ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額（税込） （注）請求書の交付を受けた事業者による追記も可	同左プラス ・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率 （注）「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込
	○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可	同左 同左	○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり ○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・３　年　間：８０％ ・その後３年間：５０％ の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 （例） 43,200円×8/108=3,200円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 （例） 10%対象：22,000円×10/110=2,000円 ＋）８%対象：21,600円× 8/108=1,600円 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 （例）積上げ計算の場合 2,000円＋1,600円=3,600円 いずれかの方法によることができる
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 （みなし計算・簡易課税の事後選択）	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ ３万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可（受領者の名称の記載不要）	同左	同左（ただし、３万円未満の取引に係る規定は廃止）

（注）「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」による改正案を織り込んでいる。

（資料⑱）

付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

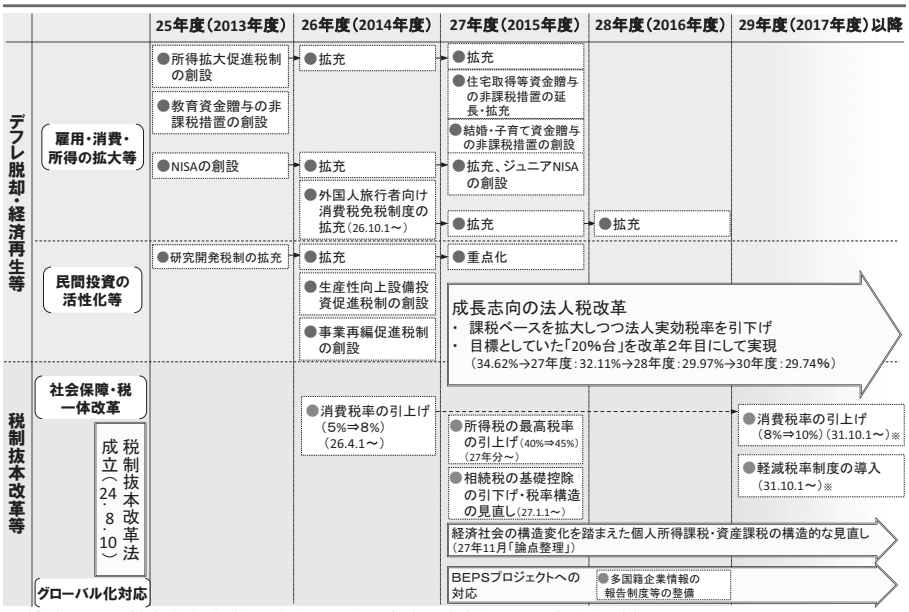


（備考）1. 日本の消費税率8%のうち、1.7%相当は地方消費税（地方税）である。
2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される（例：オンタリオ州 8%）。
3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%）。ミャンマーは取引高税が課されており、ブルネイは付加価値税が存在しない。
4. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
5. EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

（出所）各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

（資料⑲）

最近の税制改正について（主な改正事項）
― デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立 ―



※ 消費税率10%への引上げ・軽減税率制度の導入時期は、平成29年4月から31年10月に変更することが予定されている（上記は変更後の期日を掲載）。

（資料⑳）

これまでの税制改革の取組と今後の課題（主なもの）

- 人口構造の変化（人口減少、生産年齢人口割合の低下）
- グローバル化の進行
- ICT化の進行　等

	平成6年（1994年）～（税制抜本改革）	平成10～24年（1998～2012年）	平成24年（2012年）～
消費税	○税率引上げ（３％→５％）【Ｈ９年（1997年）】	○免税点の引下げ等の適正化【H15年（2003年）】	**「社会保障・税一体改革」**の一環として税率引上げ等（消費税率の引上げ／軽減税率制度の導入（インボイス制度の導入含む））
法人課税		○税率引下げと課税ベースの拡大（49.98→34.62%）【H10／11年、15年、24年】（1998/1999年、2003年、2012年）	**「成長志向の法人税改革」** ・課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引下げ ・目標としていた「20%台」を改革２年目にして実現 （34.62%⇒H27年：32.11%⇒H28年：29.97%⇒H30年：29.74%）
個人所得課税	○税率構造の累進緩和 ○諸控除の引上げ【Ｈ７年（1995年）】	（配偶者特別控除の上乗せ廃止など個別の見直し） （税源移譲）	・最高税率の引上げ（40%→45%） ・給与所得控除の上限引下げ **・経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（政府税調）**（H27.11月(2015.11)）
資産課税	○税率構造の累進緩和等【Ｈ６年（1994年）】	○相続時精算課税制度の創設等【H15年（2003年）】	・相続税の基礎控除の縮小等 ・贈与税の非課税措置の充実・拡充（教育、結婚、住宅）

ＢＥＰＳプロジェクトへの対応・自動的情報交換制度の整備

（資料㉑）

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）①

第3章「経済・財政一体改革」の取組ー「経済・財政再生計画」

（1）歳入改革

② 税制の構造改革

（基本的考え方）

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、**持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、ⅰ）夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ⅱ）格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。**

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、**税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。**その際、**今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。**

（資料㉒）

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）②

（改革の基本方針）

ⅰ）成長志向の法人税改革

・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ⅱ）低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

ⅲ）働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

ⅳ）世代間・世代内の公平の確保等

・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。

・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

ⅴ）地域間の税源の偏在是正

・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

（資料㉓）

平 成 28 年 度 税 制 改 正 大 綱（抄）

（平成27年12月16日
自由民主党
公明党）

第一　平成28年度税制改正の基本的考え方

２　少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み

（1）少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討

個人所得課税については、平成６年の税制改革において中堅所得層以上に対する税負担の累進緩和を行ってから約20年が経過した。この間、**わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げている。非正規雇用比率は上昇を続け、正規雇用労働者のようには勤続年数に応じた収入の増加を見込めない者が増えている。こうした中、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増えており、結婚や子育てに関する希望を実現しにくい状況にある。生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている**。

こうした構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、所得の拡大につながる各般の政策を推進するとともに、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要がある。その一環として、個人所得課税について、税収中立の考え方の下、以下のとおり各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進める。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていく必要があることに留意しなければならない。

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

なお、金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する。

また、社会・経済の構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保していくためには、各々の地域において地方公共団体が提供する行政サービスの充実や質の向上が不可欠である。個人住民税については、その財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

（資料㉔）

経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

第２章 成長と分配の好循環の実現

１．結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路の根本にある構造的な問題への対応

（３）就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

働き方改革を、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジと位置付け、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、総労働時間抑制等の長時間労働是正に取り組み、多様な働き方の選択肢を広げる。また、非正規雇用労働者の正社員転換や年次有給休暇の取得促進等を推進する。

高齢者の就業率を高めることが重要であり、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う企業等に対する支援、高齢者雇用を支える改正雇用保険法の施行、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化により、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る。

また、地域の特性に応じた働き方改革を進め、地域働き方改革会議の取組支援、働き方改革に関する先進的な取組の普及、都市部から地方への人材還流を図る。

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。（以下略）

（資料㉕）

未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）（抄）

第2章 取り組む施策

Ⅴ．成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

(4)その他の構造改革の推進

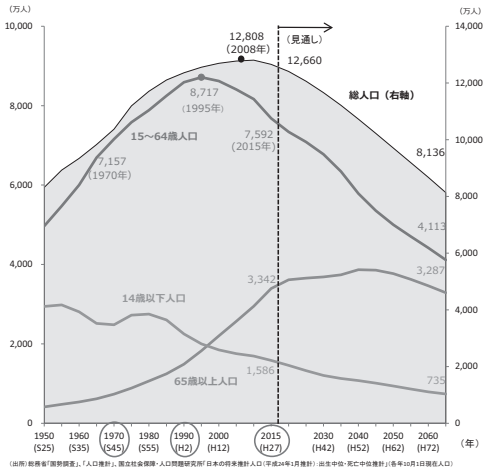
日本再興戦略などに盛り込まれた制度・規制改革を加速化させる。経済・財政一体改革を推進し、改革工程表や経済・財政再生アクションプログラムに沿って、社会保障・地方行財政・税制等の構造改革を着実に実行していく。

（資料㉖）

経済社会の構造変化Ⅰ （マクロ経済構造の変化）

- 1970年ごろにかけて生産年齢人口が急増。その後、生産年齢人口の伸びは緩やかになり、1995年を境にトレンドが逆転。
- 一方、高齢者人口は1970年代以降急増し、1990年代半ばに年少人口を逆転。
- 総人口は2008年に減少に転じ、「人口減少社会」に突入。

《総人口と年齢区分人口の推移・見通し》



（出所）総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）

- 賃金等が低下する中、「可処分所得」は保険料を財源とする年金等によって下支え。
- 貯蓄の減少（取崩し）もあり、「家計消費」は安定的に推移。「家計金融資産」は増加。

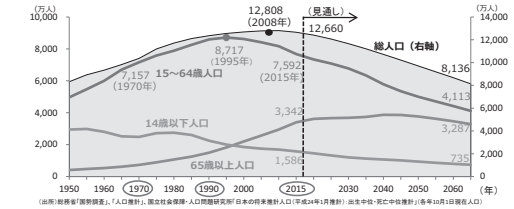
	1995年（平成7年）	2013年（平成25年）
賃金・俸給等	310兆円	285兆円（▲25兆円）
保険料負担	44兆円	59兆円（＋15兆円）
年金給付等	41兆円	67兆円（＋26兆円）
可処分所得	302兆円	288兆円（▲14兆円）
貯蓄	32兆円	▲0兆円（▲32兆円）
家計消費	273兆円	286兆円（＋13兆円）
家計金融資産	1,231兆円	1,656兆円（＋425兆円）

（資料㉗）

経済社会の構造変化Ⅱ （人口構造の変化）

- 1970年ごろにかけて生産年齢人口が急増。その後、生産年齢人口の伸びは緩やかになり、1995年を境にトレンドが逆転。
- 一方、高齢者人口は1970年代以降急増し、1990年代半ばに年少人口を逆転。
- 総人口は2008年に減少に転じ、「人口減少社会」に突入。

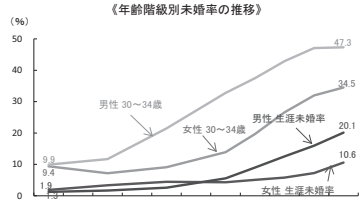
《総人口と年齢区分人口の推移・見通し》



（出所）総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）

- 《**未婚化の進行**》未婚率は上昇傾向にあり、男性は1980年代以降、女性は1990年代以降、未婚率が大きく上昇。

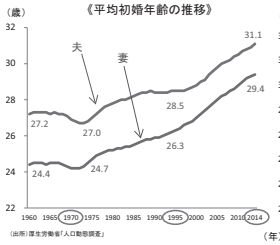
《年齢階級別未婚率の推移》



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」
（注）「生涯未婚率」とは、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率。

- 《**晩婚化の進行**》平均初婚年齢は、1970年代以降、夫・妻ともに上昇傾向。特に男性は、1990年代半ば以降、早いペースで上昇。

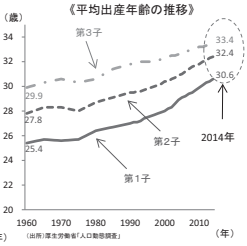
《平均初婚年齢の推移》



（出所）厚生労働省「人口動態調査」

- 《**晩産化の進行**》平均出産年齢は、1970年代以降上昇傾向。

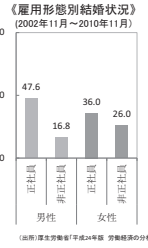
《平均出産年齢の推移》



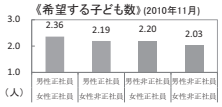
（出所）厚生労働省「人口動態調査」

- 非正社員は正社員と比較して結婚している割合が低い。希望する子どもの数、実際の数ともに、男女双方が正社員の場合に最も多い。「希望」と「実際」の乖離は、男性が非正社員の場合に大きい。

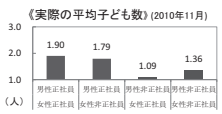
《雇用形態別結婚状況》(2002年11月～2010年11月)



《希望する子ども数》(2010年11月)



《実際の平均子ども数》(2010年11月)



（出所）厚生労働省「平成24年版 労働経済の分析」（原資料）厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」

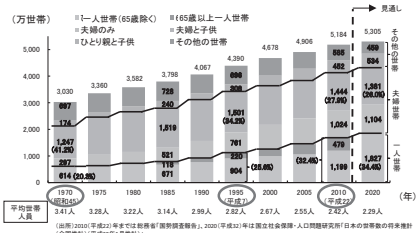
（資料㉘）

経済社会の構造変化Ⅲ （家族の変化）

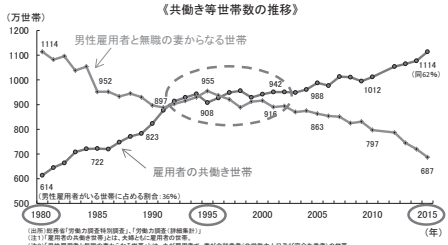
● **《家族類型の多様化・小規模化》**1985年までは、「夫婦と子供のみ世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「一人世帯」、「夫婦のみの世帯」などの割合が増加。2010年には、「一人世帯」が世帯数の最も多い類型に。

● 共働き世帯は年々増加。1990年代に専業主婦世帯数と拮抗し、1997年に逆転。

《家族類型別世帯数の推移》



《共働き等世帯数の推移》

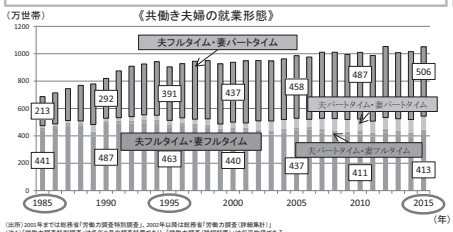


（出所）総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」
（注1）「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
（注2）「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
（注3）就業者から農林業及び非営業者・家族従業者は除いた。
（注4）2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があるため、年次結果は公表されていない。

● 「夫フルタイム・妻パートタイム」の世帯数が増加し、2000年代以降は「夫フルタイム・妻フルタイム」の世帯数を上回って推移。

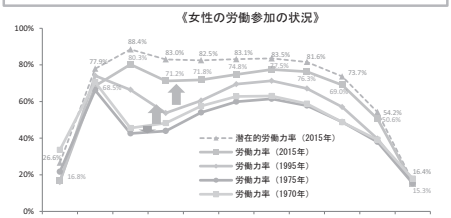
● 女性の労働力率は、1970年代半ばにかけて低下した後は上昇傾向にあり、いわゆる「M字カーブ」は緩やかに。

《共働き夫婦の就業形態》



（出所）2002年までは総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」
（注1）「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査（詳細結果）」は年平均値である。
（注2）全都道府県（2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く）の数値を用いている。
（注3）「フルタイム」とは、週間労働時間が35時間以上の非農林業雇用者である。また、「パートタイム」とは、週間労働時間が34時間以下の非農林業雇用者である。

《女性の労働参加の状況》



（出所）総務省「労働力調査」
（注）労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口（労働力人口＋就業希望者）の割合。

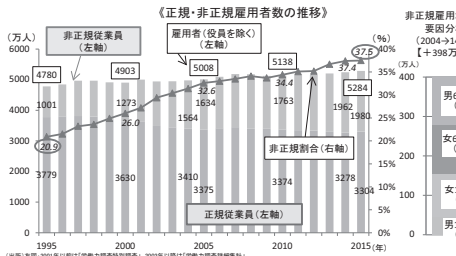
（資料㉙）

経済社会の構造変化Ⅳ （働き方の変化）

● 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用者数が大きく増え、非正規雇用比率は上昇傾向。

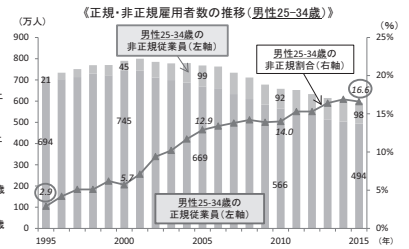
● 若年男性については、人口減もあり雇用者数が減少傾向にある中で、非正規雇用者数が概ね増加傾向。

《正規・非正規雇用者数の推移》



（出所）左図：2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査詳細集計」
右図：塩崎臨時議長提出資料「賃金・雇用情勢について」（平成27年4月16日経済財政諮問会議）

《正規・非正規雇用者数の推移（男性25-34歳）》



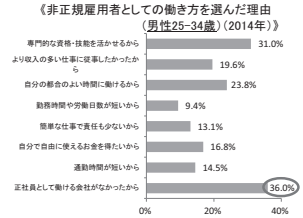
（出所）2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。

● 若年男性の非正規雇用者のうち、「不本意非正規」の割合は4割弱。

● 非正規雇用者は、年齢などによらない「横ばい型」の賃金体系となっている。

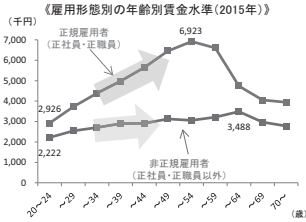
● 「伝統的自営業」の割合が減少する一方、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営」の割合が増加。

《非正規雇用者としての働き方を選んだ理由（男性25-34歳）（2014年）》



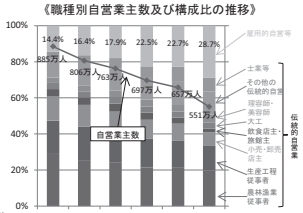
（出所）厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成26年）
（注）3つまでの複数回答。

《雇用形態別の年齢別賃金水準（2015年）》



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査（全国）」（平成27年）
（注）賃金は、男性の「所定内給与額」に12を乗じて「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

《職種別自営業主数及び構成比の推移》



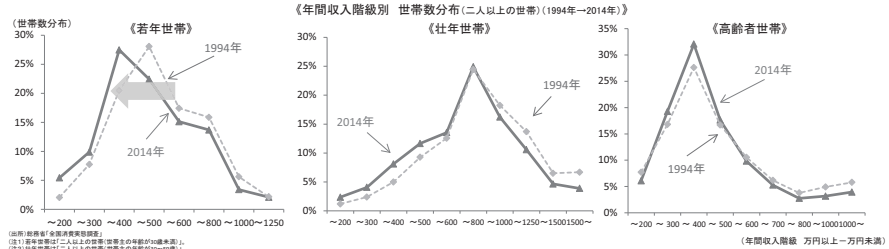
（出所）総務省「国勢調査」

（資料㉚）

経済社会の構造変化Ⅴ （家計・再分配の変化）

● 若年世帯においては収入が全体的に低下。
● 他方、壮年世帯、高齢者世帯においては、世帯数分布が最も多い年間収入階級は変化なし。

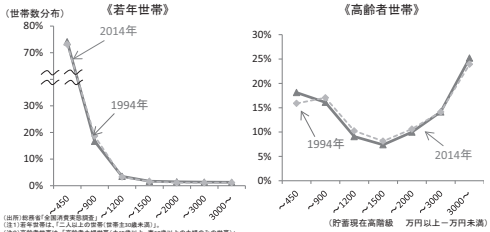
《年間収入階級別　世帯数分布（二人以上の世帯）（1994年→2014年）》



（出所）総務省「全国消費実態調査」
（注1）若年世帯は「二人以上の世帯」世帯主の年齢が30歳未満」。
（注2）壮年世帯は「二人以上の世帯」世帯主の年齢が30～59歳」。
（注3）若年世帯の年間収入階級1250万円以上については前会が少ないことから省略している。

● 若年世帯では貯蓄が少ない一方、高齢者世帯ではばらつきが大きい。

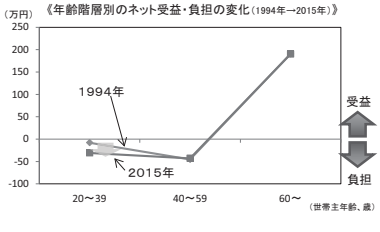
《貯蓄現在高階級別　世帯数分布（二人以上の世帯）（1994年→2014年）》



（出所）総務省「全国消費実態調査」
（注1）若年世帯は、「二人以上の世帯」世帯主30歳未満」。
（注2）高齢者世帯は、「高齢者夫婦世帯（夫の歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）」。

● 現役世代はネット負担超、高齢世代はネット受益超。現役世代の負担幅は上昇。

《年齢階層別のネット受益・負担の変化（1994年→2015年）》



（出所）内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について（配布資料）」（平成27年6月1日経済財政諮問会議）

（資料㉛）

個人所得課税及び社会保険料の負担の推移

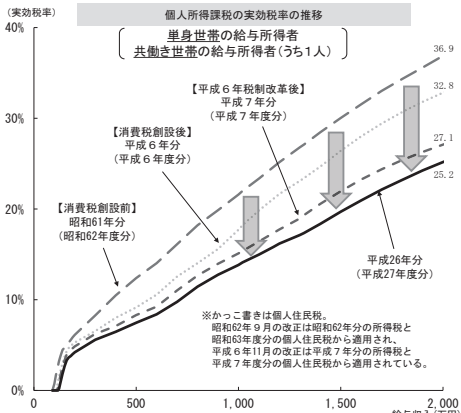
単身
共働き（うち1人）

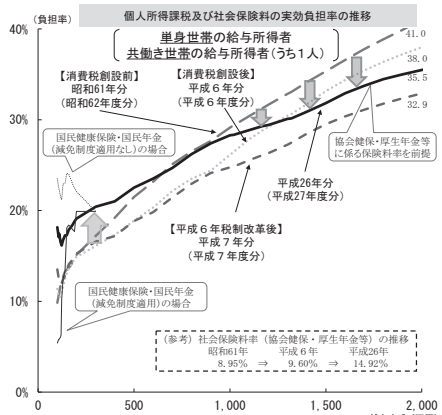
○ 昭和62・63年の消費税の創設（平成元年）を含む抜本的税制改革において、個人所得課税の負担軽減を実施した結果、平成元年以降、全ての所得階層で実効税率が大幅に低下。

○ 平成6年秋の税制改革において、所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化しているとの認識の下、収入が勤務年数に応じて増加することに伴う税負担の累増感を緩和することを目的として、平成7年分以降の個人所得課税について、税率構造の累進緩和等を進めたこと等により、中堅所得層以上の負担が大幅に軽減。

○ このような個人所得課税の見直しや社会保障給付の増大に伴う社会保険料負担の増加により、平成6年分から平成26年分にかけて、社会保険料負担を含めた実効負担率は、低所得層において大幅に増加する一方、高所得層において低下。

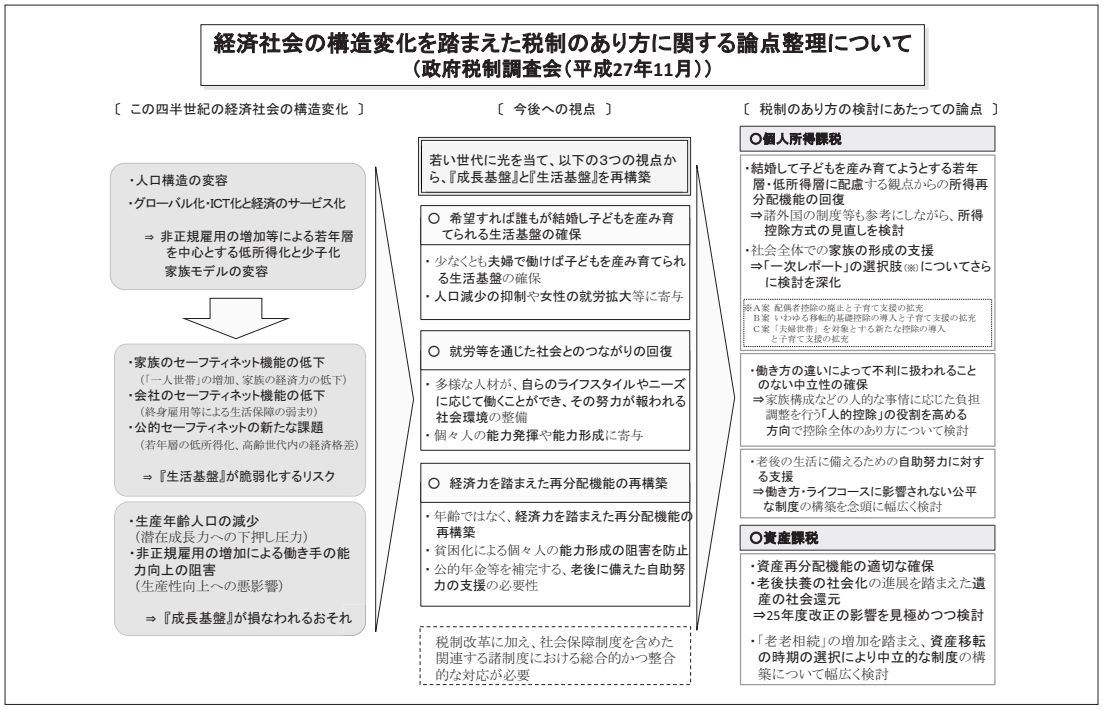
○ 抜本的税制改革以来の四半世紀間をみると、低所得層における負担の増加と中堅所得層以上の負担減が生じている。





（注）1. 平成7年（平成7年度）分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
2. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険（平成26年は全国平均料率）・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。

（資料㉜）



（資料㉝）

安倍内閣総理大臣のご挨拶 －第1回政府税制調査会（平成28年9月9日（金））－

第1回政府税制調査会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
本日ご出席頂いた皆様には、政府税制調査会の委員への再任を快くお引き受け頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

これまで、政府税制調査会の皆様には、法人税改革や国際課税の在り方に関する基本的考え方について整理していただきました。**引き続き、前回の諮問を踏まえ、税制の諸課題について、中長期的かつ幅広い見地から御議論いただきたいと思います。**

安倍内閣の最優先課題は、引き続き、「経済」です。デフレから完全に脱却し、中長期的な経済成長を実現し、そして、少子高齢化社会を乗り越えていくためには、構造改革を断行し、日本経済の潜在力を発揮させる必要があります。その実現のための最大のチャレンジは「働き方改革」であり、内閣として、これに一丸となって取り組みます。

税制は、社会保障制度とともに、経済社会構造の変化に対応して、常にそのあり方を検討することが必要であります。**この四半世紀、我が国の経済社会は、人口構造、家族、働き方といった面で、大きく構造的に変化しています。**「骨太の方針」に示されたように、**個人所得課税についても、こうした変化を踏まえ、構造的な改革が求められています。**

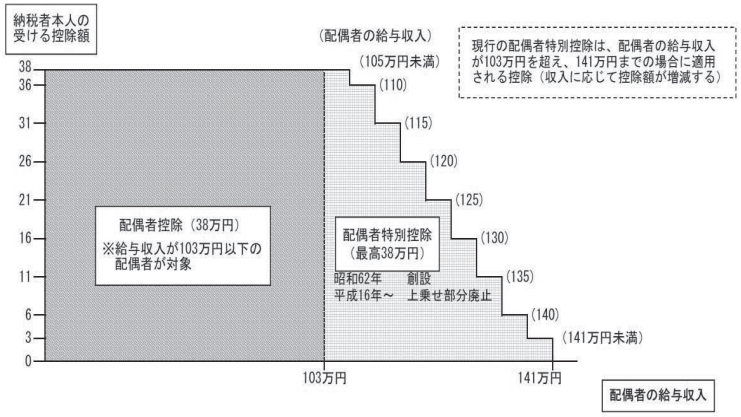
特に、**女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組みを作っていく必要があります。若い世代に光を当て、安心して結婚し子どもを産み育てることができる税制を目指していくことも大切です。**
この個人所得課税の改革を、「働き方改革」とともに進めることによって、人々がその能力を一層発揮できるようにすることが重要です。そして、そのことが、日本経済の潜在力の発揮にもつながるものと考えています。
委員の皆様には、これまでにまとめていただいた「論点整理」も踏まえ、**これらの具体化に向けた議論を進めて頂きたいと思います。**

また、「パナマ文書」の公開により租税回避に対する問題意識が高まる中、先日私が出席したG20杭州サミットにおいても、**BEPSプロジェクト**に国際的に協調して取り組むことが確認されました。**このプロジェクトの着実な実施などについても、委員の皆様でご検討、ご議論を進めて頂きたいと思います。**

最後に、税こそ民主主義であり、国民の皆様の多様な声を踏まえて決定する必要がありますが、そのためには、「公平・中立・簡素」の三原則の下、専門的な見地から検討いただくことが重要です。中里会長をはじめ委員の皆様に充実した御審議をお願い申し上げて、政府税調総会での挨拶に代えさせて頂きます。

（資料㉞）

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



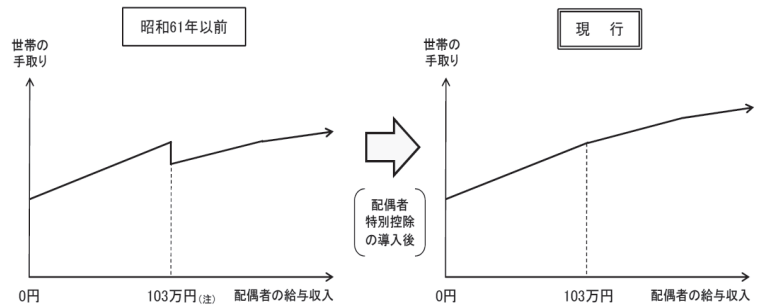
※ 配偶者特別控除は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が１千万円超の場合は適用されない。

（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

（資料㉟）

いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



（注）納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

（資料㊱－１）

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要

平成26年11月
政府税制調査会

１．配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

○　所得税においては昭和36年（1961年）に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で配偶者控除を創設。

配偶者控除創設時
- ○　人口ボーナス期（合計特殊出生率：２前後で推移）
- ○　終身雇用・年功賃金の正社員が中核
- ○　「片働き世帯」・専業主婦が主流
- ○　「夫婦と子どものいる世帯」が主流
- ○　相対的に所得格差が小さい時期

⇒

現　在
- ○　人口オーナス期（合計特殊出生率：1.43（平成25年））
- ○　非正規雇用の拡大
- ○　「共働き世帯」の増加
- ○　「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」が増加
- ○　所得格差が拡大する傾向

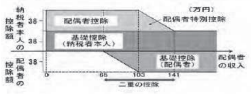
○　若い世代においても非正規雇用の比重が高まり、所得の低い層を中心に、経済的な理由で結婚ができない、結婚しても片働きでは十分な世帯収入が維持できない、子どもを産み育てる余裕がないといった状況。
⇒「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。

２．配偶者控除に関する問題点の指摘

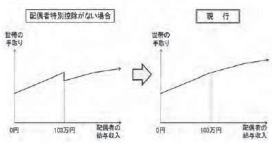
○　現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。

・　共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。

・　「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘。



・　配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。
　これについては、配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないか、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているとの指摘。



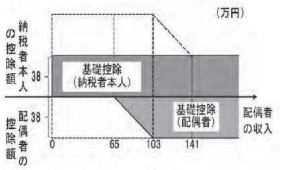
（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

（資料㊱－２）

３．働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要。

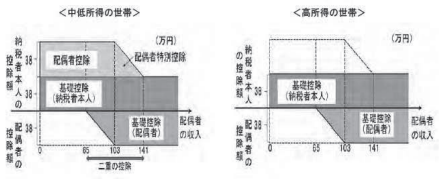
選択肢Ａ－１・・・配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充



○　配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】
- ・　家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ・　「片働き世帯」・「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢Ａ－２・・・配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充



○　配偶者控除の適用に納税者本人の所得に応じた制限を設ける。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

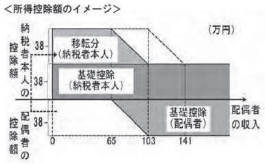
【主な論点】
- ・　中低所得の世帯において、現行の配偶者控除が存続し、引き続き配偶者の働き方によって納税者本人の控除額が影響を受けることとなる。
- ・　高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合には、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。

（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

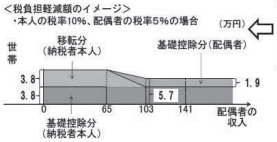
（資料㊱－３）

選択肢Ｂ－１・・・いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充

<所得控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>
・本人の税率10%、配偶者の税率5%の場合



○　いわゆる二重の控除によるアンバランスを解消し、中立的な税制に近づけるため、配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる移転的基礎控除）とすることにより、配偶者の収入によらず夫婦２人で受けられる控除の合計額が一定となるようにする。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

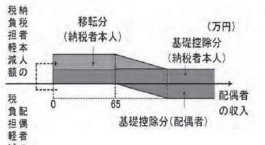
・　夫婦別産制の下では、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくこの選択肢よりも、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。

・　基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、夫と妻で適用される税率が異なるときには配偶者の就労に対し抑制的な効果が働き中立性が確保されない場合もあることについてどう考えるか。

・　「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に子どものいない低所得の「パート世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢Ｂ－２・・・いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充

<税負担軽減額のイメージ>



○　移転的基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化することにより、配偶者の収入によらず控除により夫婦２人で受けられる税負担軽減額が一定となるようにする。これにより、働き方の選択に対して中立的な税制とするとともに、所得再分配機能の回復を図る。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

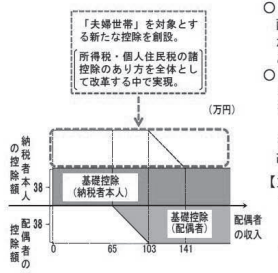
【主な論点】

・　再分配機能を回復するために基礎控除を税額控除化するのであれば、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。

（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

（資料㊱－４）

選択肢Ｃ・・・「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充



○　配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。あわせて、子育て支援の拡充を行う。

○　「夫婦世帯」においても、働き方や所得水準などの状況は様々であることから、新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要。

「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。

【主な論点】

・　税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないか。（この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。）

・　税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。

・　「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

４．選択肢を踏まえた今後の検討について

○　上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。

○　今回の見直しは、これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。

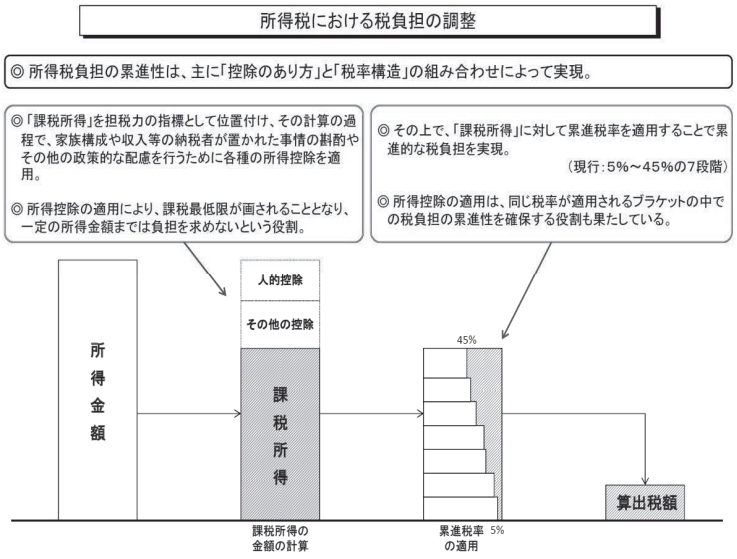
○　なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。

（注１）社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。

（注２）配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下（39%の企業が103万円以下、16%の企業が130万円以下）の場合に支給する企業が多い。

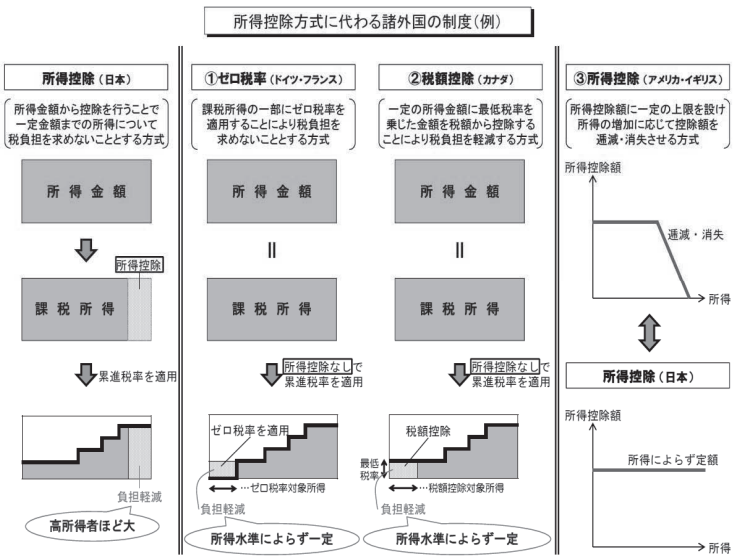
（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

（資料㊲）



（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

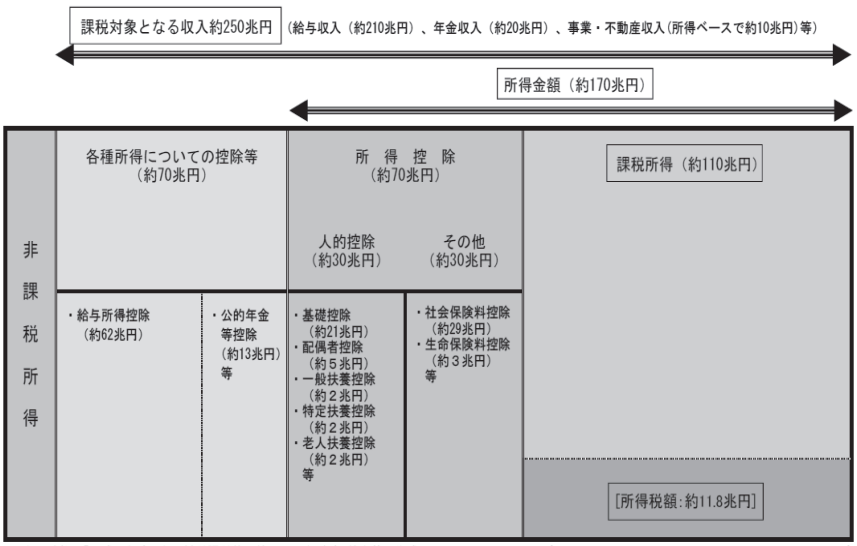
（資料㊳）



（出所）第2回政府税制調査会（2016年9月15日）財務省説明資料

（資料㊴）

所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

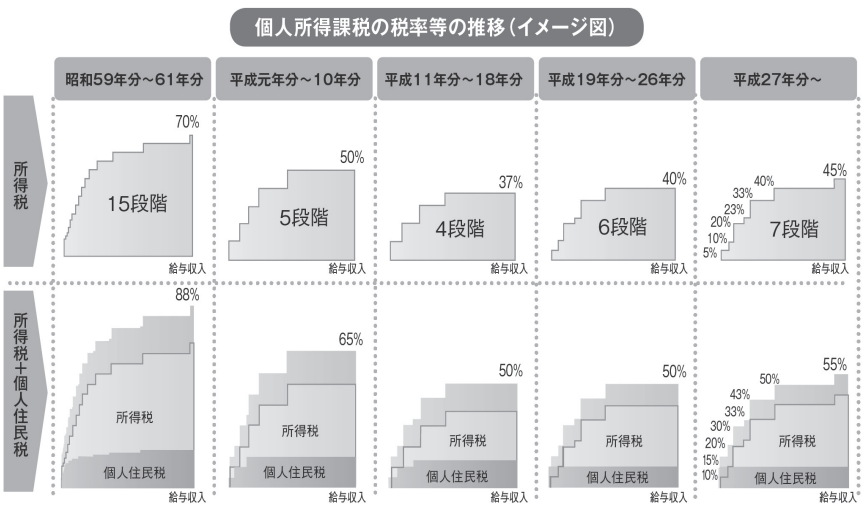


（注1）計数は「平成27年度　市町村税課税状況等の調」（総務省）等を基に作成。
（注2）上記計数は総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得　等）の納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.3兆円の税額控除（主として住宅ローン控除）が適用。

（資料㊵）

所得税の概要



（資料㊶）

相続税の見直し【平成25年度税制改正】

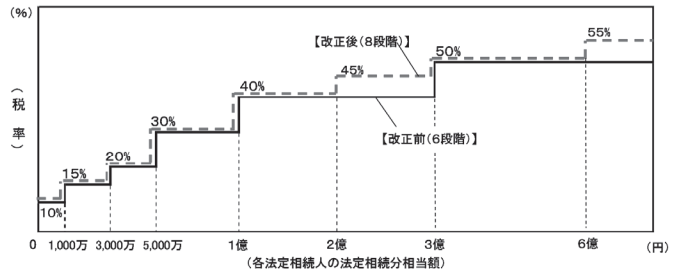
① 基礎控除の引下げ

【～H26.12.31】
5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

⇒

【H27.1.1～】
3,000万円＋600万円×法定相続人数

② 税率構造の見直し



③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

	【～H26.12.31】	【H27.1.1～】
・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	⇒ 10万円×20歳に達するまでの年数
・障害者控除	6万円（特別障害者：12万円）×85歳に達するまでの年数	⇒ 10万円（特別障害者：20万円）×85歳に達するまでの年数

（資料㊷）

成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現
（与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

・・・ 国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。さらに平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保（手元資金）の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保（手元資金）を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

（資料㊸）

法人実効税率の引下げ

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

	26年度 （改革前）	27年度 （27年度改正）	28年度 （28年度改正）	30年度 （28年度改正）
法人税率	25．5%	23．9%	23．4%	23．2%
大法人向け法人事業税所得割 ＊ 28年度までは、地方法人特別税を含む ＊ 年800万円超所得分の標準税率	7．2%	6．0%	3．6%	3．6%
国・地方の法人実効税率	34．62%	32．11%	29．97%	29．74%

（資料㊹）

課税ベースの拡大等

○ 租税特別措置の見直し

≪生産性向上設備投資促進税制の見直し≫（26年度改正で創設：租税特別措置）

－ 28年度： 期限どおり縮減（即時償却→５０%特別償却など）

－ 29年度： 期限どおり廃止 ［＝28年度改正法で明確化］ ほか

○ 減価償却の見直し（従前：建物は「定額法」のみ、他は「定額法」と「定率法」の選択制）

⇒ 建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

○ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人）

（27年度改正後：2/8→㉗3/8→㉘4/8）

⇒ 28年度改正後： →㉘5/8 ＊ 中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）

○ 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人）

（27年度改正後：控除限度額 所得の80%→ ㉗65%→ ㉘65%→ ㉙50%→ ㉚50%）

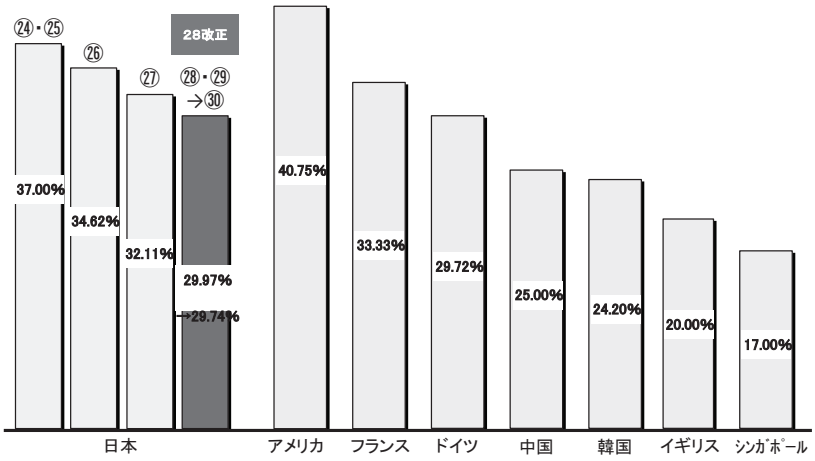
⇒ 28年度改正後： ㉘60%→ ㉙55%→ ㉚50%

＊ 改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの対応

（資料㊺）

法人実効税率の国際比較

（2016年4月現在）



（注） 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

（出典）OECD、各国政府資料等

（資料㊻）

これまでの法人税制における対応

25年度改正

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制
- 「生産等設備投資促進税制」の創設 *（→㉗廃止）*
- 「研究開発税制（総額型）」の拡充 *（→㉗重点化）*
- 「所得拡大促進税制」の創設 *（→㉘・㉙拡充）* など

26年度改正

○ 復興特別法人税の1年前倒し廃止 **＜法人実効税率＞ 従前37.00%→㉖34.62%**

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制
- 「生産性向上設備投資促進税制」の創設 *（→㉘縮減・㉙廃止（㉙改正））*
- 「研究開発税制（増加型）」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の拡充 *（→㉗拡充）* など

27年度改正

○ 成長志向の法人税改革：初年度 ＜法人実効税率＞ ㉖34.62%→㉗32.11%（→㉘31.33%）

＜課税ベースの拡大等＞
- 欠損金繰越控除の見直し（大法人）
- 受取配当等益金不算入の見直し
- 法人事業税の外形標準課税の拡大（大法人）
- 租税特別措置の見直し（「研究開発税制（総額型）」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など）

＜賃金引上げへの配慮＞
- ㉗・㉘の2年間の先行減税
- 「所得拡大促進税制」の拡充
- 地方版「所得拡大促進税制」の創設（法人事業税）

28年度改正

○ 成長志向の法人税改革：2年目 ＜法人実効税率＞ ㉗32.11%→㉘29.97%（→㉚29.74%）

＜課税ベースの拡大等＞
- 租税特別措置の見直し（「生産性向上設備投資促進税制」の見直し（*→㉘縮減・㉙廃止（㉙改正）*））
- 減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化）
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人） ※中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）
- 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人） ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

（資料㊼）

平成28年度与党税制改正大綱（27年12月16日）（抄）

1　デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（1）　成長志向の法人税改革

②　法人税制をめぐる諸課題

イ　租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要である。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源の確保や、全体の項目数をいたずらに増加させないことに配意する。

シーリング閣議における麻生財務大臣のご発言（28年8月2日）（抄）

近年の税制改正では、租税特別措置の廃止・縮減等を行いつつ、法人実効税率の引きさげを税収中立で実現しました。厳しい財政事情に鑑み、租税特別措置については、必要性や政策効果を見極めた上で、廃止・縮減を含めゼロベースで見直す、減収を伴う要望の場合には、既存の租税特別措置を組み換えるなど、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることが必要であり、要望段階から主体的に取り組んでいただくようお願いいたします。

（資料㊽）

法人税制をめぐる諸課題（中小法人課税、協同組合等課税、公益法人等課税）（与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）

＜中小法人課税＞

実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。

その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

＜協同組合等課税＞

組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。

その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。

＜公益法人等課税＞

非収益事業について民間競合が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。

あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

（資料㊾）

経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

第3章「経済・財政一体改革」の取組

5. 主要分野ごとの改革の取組

（5）歳入改革、資産・債務の圧縮

①歳入改革

（税制の構造改革）

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

特に、個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行う。

国際的な租税回避等を巡る近年の動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築（「BEPSプロジェクト」の勧告への対応等）や税務当局間の情報交換の推進、税務コンプライアンスの確保等について、制度・執行の両面から更なる取組を進める。

（資料㊿）

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクトとは

- 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた。
- BEPSプロジェクトは、公正な競争条件（Level Playing Field）の確保という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（BEPS）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景・経緯

- 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まったことを背景に、2012年6月、OECD租税委員会（議長：浅川財務官）が本プロジェクトを立ち上げ。
- G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア）も議論に参加。
- 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。

○ 現在の取組（BEPS実施フェーズ）

- BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
  ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
  ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。「移転価格ガイドライン」・「モデル租税条約」の改訂作業中。
  ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み（技術支援等を含む）の構築⇒IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- 2016年は、日本がG7議長国（中国がG20議長国）として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード（仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット、OECD租税委員会京都会合、G20杭州サミット）。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築【実質性】

（企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定）

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】

（グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等）

C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】

（租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保）

（資料㊿）

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

（1） 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

（2） 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み
行動3 外国子会社合算税制の強化 → 29年度税制改正での対応を検討中
行動4 利子控除制限 → 法改正の要否を含め検討
行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

（3） 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応
行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応
行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 〔透明性〕

（4） 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換
行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立
行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の要否を含め検討
行動13 多国籍企業情報の報告制度
（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除 〔予見可能性〕

（5） 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

（6） BEPSへの迅速な対応

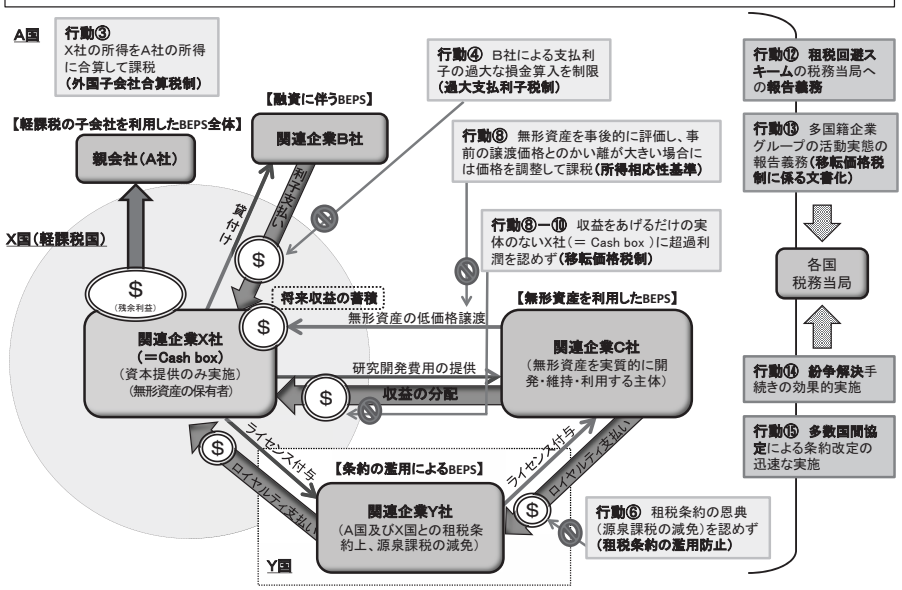
BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加

（資料㊿）

BEPSプロジェクトの包括的（holistic）アプローチ - Cash boxの例

資本（資金）提供等を行うが重要な経済活動等を行わない、いわゆる「Cash box」と言われる関連企業（X社）を軽課税国に置き、他の関連企業に資金提供を行った対価として多額の超過利潤を得るというBEPSの典型例に対し、BEPSプロジェクトでは以下のような包括的（holistic）アプローチにより対応。



（資料㊸）

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

≪G20・OECDにおける合意≫

○　2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。

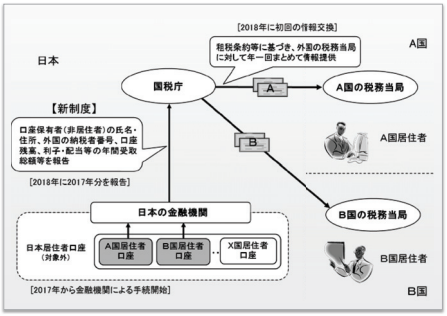
○　これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年７月に公表。G20は、共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。

≪上記合意を受けた日本の対応≫

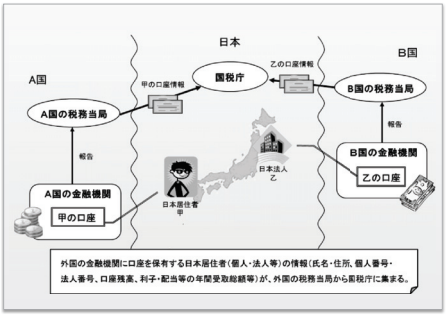
○　平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。

○　金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始する。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

［日本から外国への情報提供のイメージ］



［外国から日本への情報提供のイメージ］



地方税制関係資料

総務省自治税務局

目　　次

総論：地方税財政の現状

（資料❶）地方税収と地方財政の財源不足の状況……36
（資料❷）我が国の一般会計における歳出・歳入の状況……36
（資料❸）地方財政の財源不足の状況……37
（資料❹）我が国の国家財政と地方財政の現状……37
（資料❺）公債残高の累増……38
（資料❻）地方財政の借入金残高の状況……38
（資料❼）国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標……39
（資料❽）国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）……39
（資料❾）平成28年度地方財政収支……40
（資料❿）地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析……40
（資料⓫）地方財政計画の歳出の推移……41
（資料⓬）一般政府支出の対 GDP の国際比較（2014）……41
（資料⓭）一般政府支出及び税収構成の対 GDP 国際比較（2011年）……42
（資料⓮）地方公務員給与の状況……42
（資料⓯）地方公務員数の状況……43
（資料⓰）市町村合併の効果……43
（資料⓱）租税体系……44
（資料⓲）課税ベースに着目した租税の分類……44
（資料⓳）地方税の原則……45
（資料⓴）地方税収（地方財政計画ベース）の推移……45
（資料㉑）主要税目（地方税）の税収の推移……46
（資料㉒）国・地方の税源配分について……46
（資料㉓）国税・地方税の税収内訳（平成28年度予算・地方財政計画額）……47
（資料㉔）人口一人当たりの税収額の指数（平成26年度決算額）……47

各論：平成29年度以降の税制改正に向けた主な課題等

1．消費税率引上げ時期の変更に伴う措置

（資料㉕）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する
法律案の概要……48
（資料㉖）地方消費税率の引上げ時期（改正案）……48
（資料㉗）消費税率引上げ時期見直しに伴う地方交付税の法定率の変更（改正案）…49
（資料㉘）車体課税の見直し（消費税率10％段階の措置）（改正案）……49
（資料㉙）車体課税の見直し時期（改正案）……50
（資料㉚）地方法人課税の偏在是正（消費税率10％段階の措置）（改正案）……51

（資料㉛）地方法人課税の偏在是正（消費税率10％段階の措置）の実施時期（改正案）…51
（資料㉜）消費税率引上げ時期の変更を踏まえた個人住民税の住宅ローン
減税措置の延長（改正案）……52

２．地方法人課税

（資料㉝）法人課税の概要……52
（資料㉞）成長志向の法人税改革：法人実効税率「20％台」の実現
（平成28年度与党税制改正大綱）（抄）……53
（資料㉟）法人実効税率の引下げ（平成28年度改正）……53
（資料㊱）法人事業税の概要……54
（資料㊲）法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大（平成28年度改正）…54
（資料㊳）平成28年度税制改正大綱（抄）……55
（資料㊴）地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設……55

３．車体課税

（資料㊵）車体課税の概要……56
（資料㊶）車体課税見直しのスケジュール（消費税率引上げ時期変更後）……57
（資料㊷）平成28年度税制改正による環境性能割の税率区分……57
（資料㊸）自動車取得税におけるエコカー減税……58
（資料㊹）自動車税におけるグリーン化特例の概要（平成28年度税制改正）……58
（資料㊺）平成28年度与党税制改正大綱（抄）……59

４．個人住民税

（資料㊻）ふるさと納税の概要について……59
（資料㊼）ふるさと納税の拡充について（平成27年度税制改正）……60
（資料㊽）ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）……60
（資料㊾）返礼品（特産品）送付への対応について……61
（資料㊿）「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要…61
（資料51）経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理について
（政府税制調査会（平成27年11月））……62
（資料52）「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」
（個人住民税関係）の概要……62
（資料53）働き方の選択に対して中立的な税制（個人住民税）……63

５．固定資産税

（資料54）固定資産税（都市計画税）の概要……63
（資料55）固定資産税収の動向……64
（資料56）中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る
課税標準額の特例措置の創設……64
（資料57）償却資産課税の堅持等に係る地方六団体等の意見……65

（資料58）居住用超高層建築物に係る課税のあり方……65

６．ゴルフ場利用税

（資料59）ゴルフ場利用税の概要……66
（資料60）ゴルフ場所在市町村による行政サービス……66
（資料61）ゴルフ場利用税を巡る国会での議論……67

７．その他

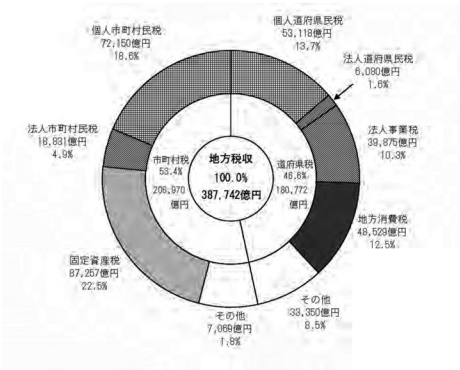
（資料62）森林吸収源対策に係る税制上の措置について
（平成28年度与党税制改正大綱（抄））……67
（資料63）eLTAX（地方税ポータルシステム）について ……68
（資料64）電子申告利用率について……68
（資料65）地方税に関連する手続きにおける
マイナンバーの利用開始時期等について……69

（資料❶）

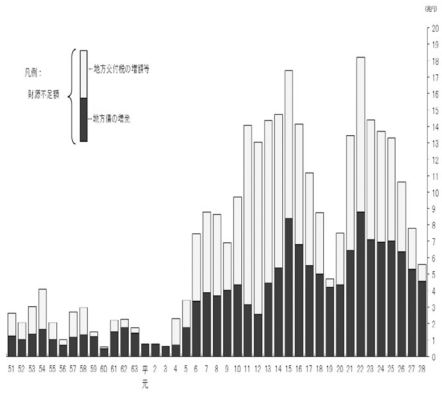
地方税収と地方財政の財源不足の状況

○ 地方財政は、地方税収（38．8兆円）の約15%に相当する財源不足（5．6兆円）が生じており、極めて厳しい状況にある。
○ 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成（平成28年度地方財政計画額）



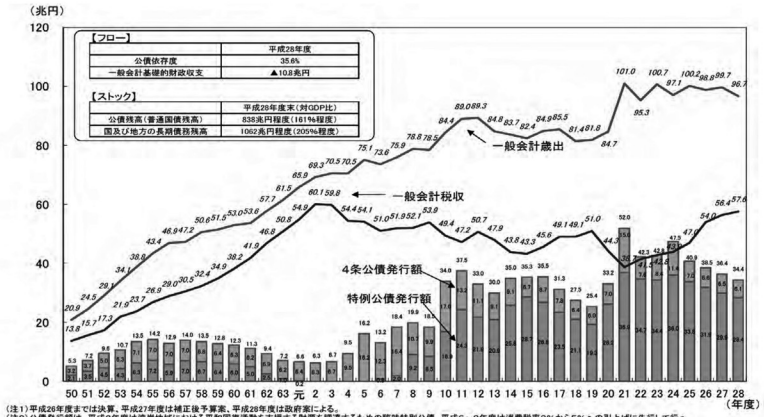
地方財政の財源不足の推移



（資料❷）

我が国の一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が歳入（税収及びその他収入）を上回る状況が続いている。特に、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により歳出と歳入の差額が拡大し、平成21年度以降は公債発行額が税収を上回る年が多くなっていたが、平成25年度以降は当初予算ベースで見て税収が公債金を上回っている。

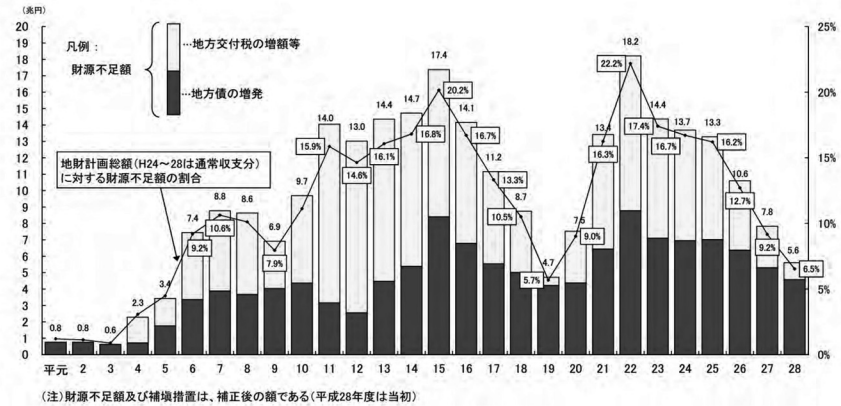


（注1）平成26年度までは決算、平成27年度は補正後予算案、平成28年度は政府案による。
（注2）公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための恒久特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注3）一般会計基礎的財政収支（プライマリー・バランス）は、「税収＋その他収入－基礎的財政収支対象経費」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

（資料❸）

地方財政の財源不足の状況

平成28年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、5.6兆円の財源不足となり、地方財政計画の約6.5％の見込みとなっている。



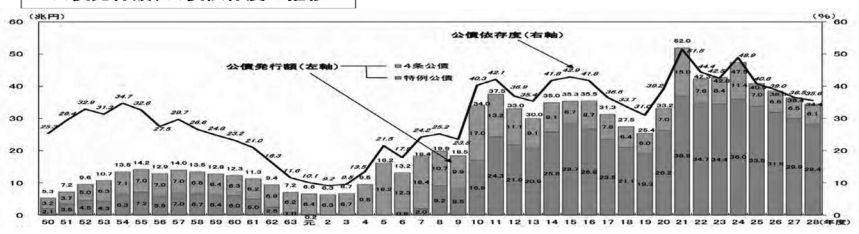
（注）財源不足額及び補塡措置は、補正後の額である（平成28年度は当初）

（資料❹）

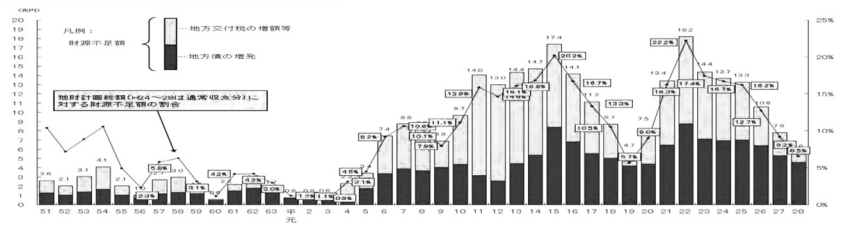
我が国の国家財政と地方財政の現状

地方財政は、国の財政政策の影響を大きく受けるほか、税収構造も類似しているため、国の公債依存度と地方の財源不足は、ほぼ、同じ傾向をたどっている。

公債発行額、公債依存度の推移



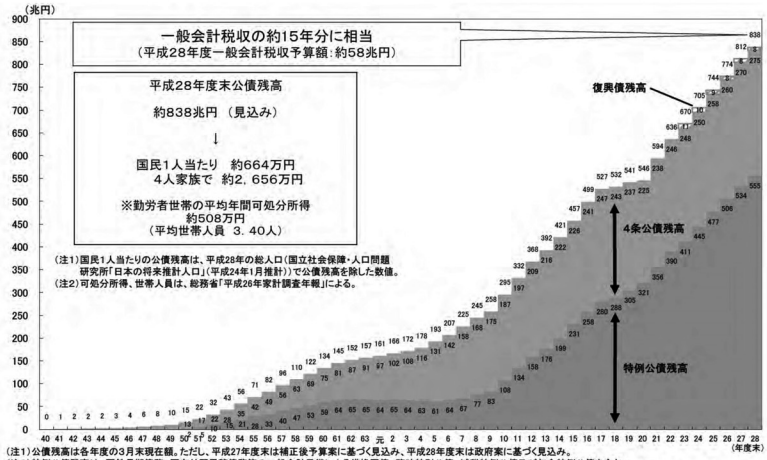
地方財政の財源不足の推移



（資料❺）

公債残高の累増

我が国の公債残高は、年々増加の一途をたどっている。平成28年度末の公債残高は838兆円に上ると見込まれているが、これは税収約15年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すことになる。



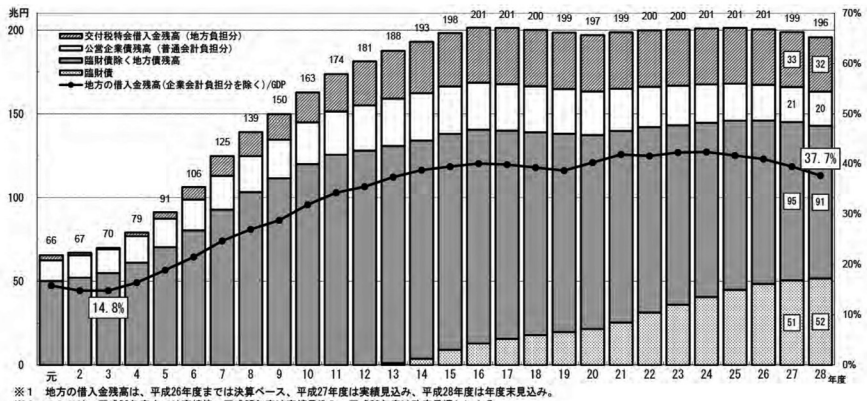
（注1）国民1人当たりの公債残高は、平成28年の総人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計））で公債残高を除した数値。
（注2）可処分所得、世帯人員は、総務省「平成26年家計調査年報」による。

（注1）公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成27年度末は補正後予算案に基づく見込み、平成28年度末は政府案に基づく見込み。
（注2）特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。
（注3）東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高に含めている（平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.0兆円、平成26年度末：8.3兆円、平成27年度末：7.8兆円、平成28年度末：7.6兆円）。
（注4）平成28年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は790兆円程度。

（資料❻）

地方財政の借入金残高の状況

地方財政は、28年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。
※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。
※3 表示未満は四捨五入をしている。

（資料❼）

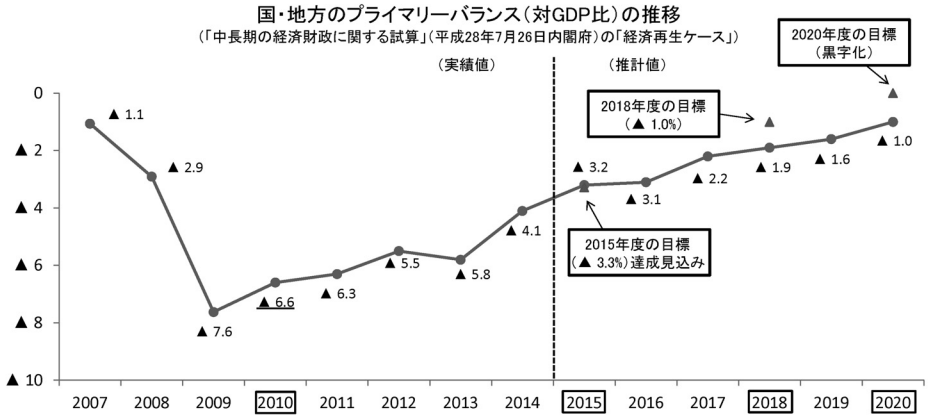
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移

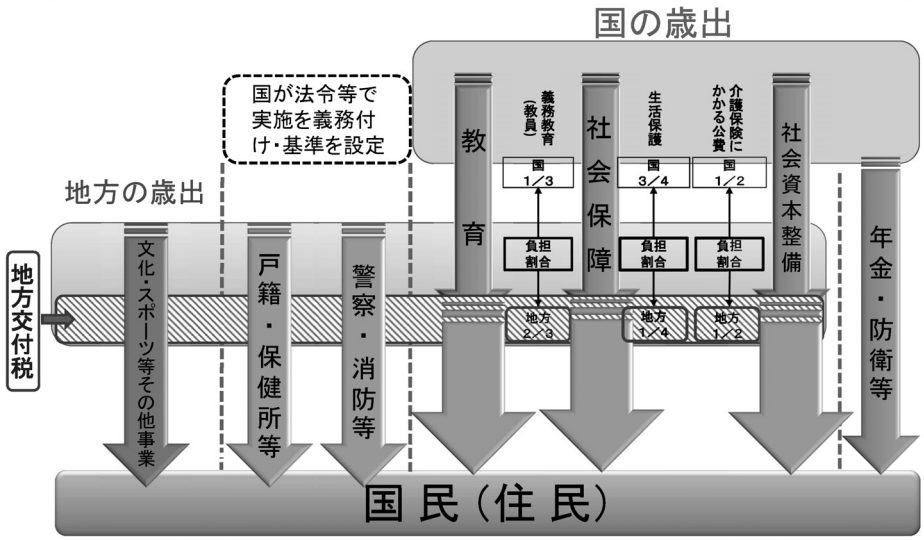
（「中長期の経済財政に関する試算」（平成28年7月26日内閣府）の「経済再生ケース」）



	2010年度	2014年度	2015年度	2020年度（目標）	2020年度（見込）
プライマリーバランス（対GDP比）	▲31.7兆円［▲6.6%］	▲20.0兆円［▲4.1%］	▲15.8兆円［▲3.2%］	黒字化	▲5.5兆円［▲1.0%］

（資料❽）

国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）



※国・地方の負担割合は法律上の負担割合

（資料❾）

平成28年度地方財政収支

（単位：兆円）

歳出 85.8兆円（85.3兆円）

給与関係経費	一般行政経費	地域経済基盤強化・雇用等対策費	投資的経費	公債費	その他
20.3（20.3）	35.8（35.1） うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(1.0) うち 重点課題対応分 0.3(－)	0.4（0.8）	11.2（11.0）	12.8（13.0）	5.2（5.1）

国・地方で折半

歳入 85.8兆円（85.3兆円）

国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	臨時財政対策債（償還元利分）	地方交付税	臨時財政対策加算	臨時財政対策債（折半分）
13.2（13.1）	10.9（10.6）	41.2（40.3）	3.5（3.1）	16.7（16.8） ※ 別枠加算は廃止 －（0.2）	0.3（1.5）	0.3（1.5）

※（ ）内は平成27年度当初の数値

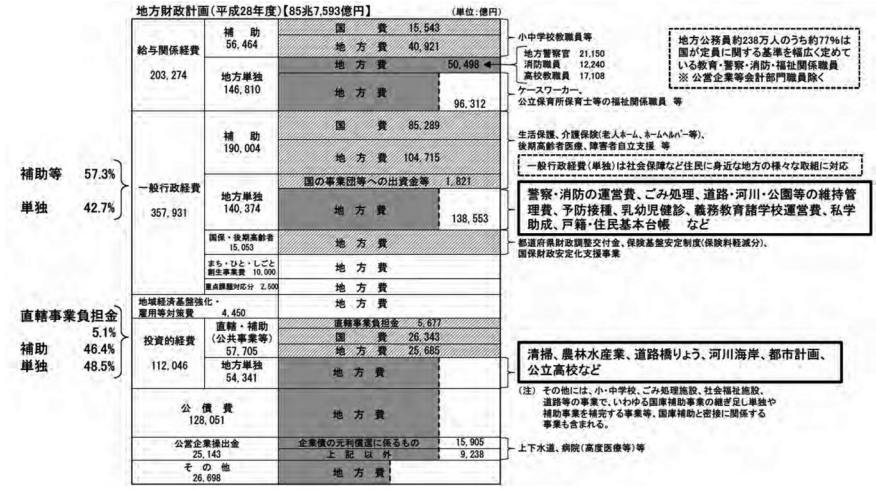
地方一般財源総額 ㉘61.7兆円（㉗61.5兆円）

＜参考＞折半対象財源不足額 ㉘0.5兆円（㉗2.9兆円）
臨時財政対策債発行額 ㉘3.8兆円（㉗4.5兆円）

（資料❿）

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

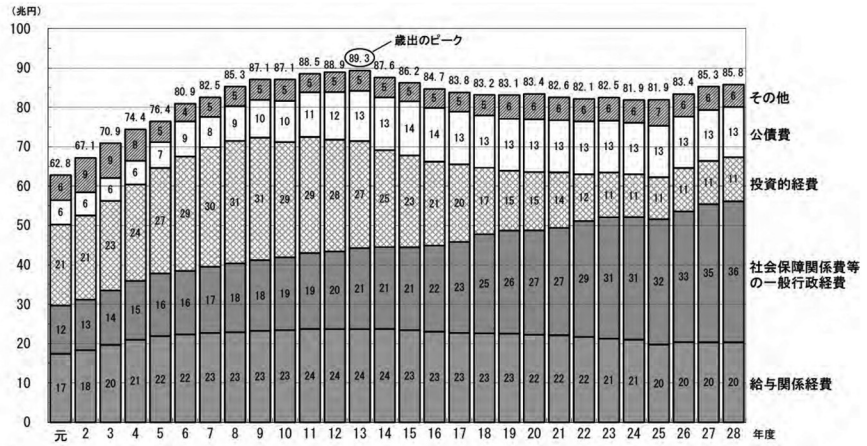
国庫補助関連事業（約32.1兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。



（資料⓫）

地方財政計画の歳出の推移

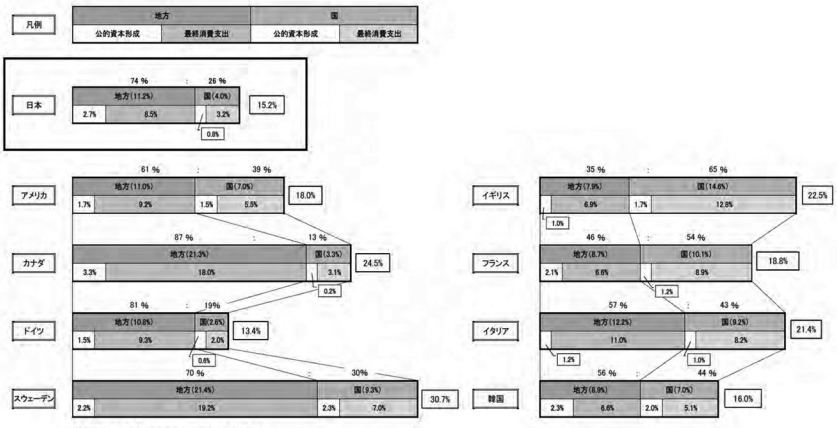
近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



（資料⓬）

一般政府支出の対GDPの国際比較（2014）

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で、国際的に比較すると、我が国は、アメリカ、カナダ、ドイツのような連邦国家と並んで、地方財政の構成比が高くなっている。



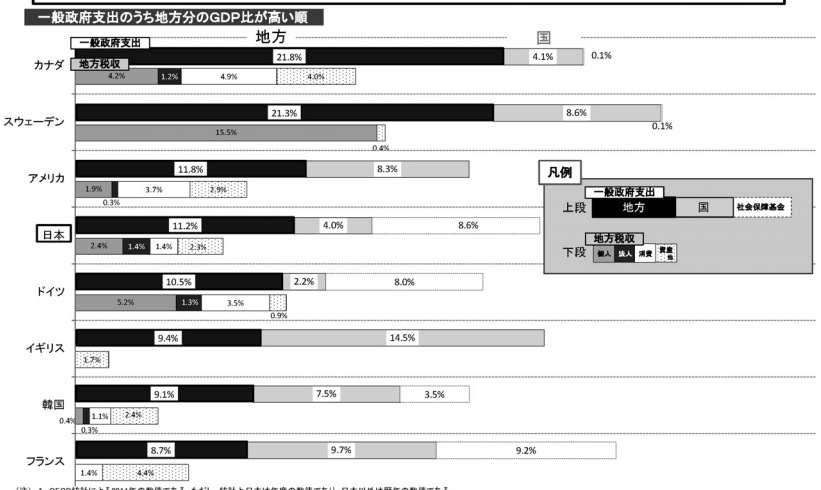
注）国民経済計算確報及びOECDデータに基づき作成

（資料⓭）

『政府税制調査会 第4回法人課税DG（平成26年4月24日）参考資料抜粋』

一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2011年）

○ 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
○ 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウエイトを占めている。



（注） 1 OECD統計による2011年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。
2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
3 一般政府支出は「最終消費支出（final consumption expenditure）」と「公的資本形成（gross capital formation）」の合計である。
4 スウェーデンの勤労所得税（国）は、一定以上の所得への課税であり、中・低所得者への税額控除を含めると税収はマイナスとなる。

（資料⓮）

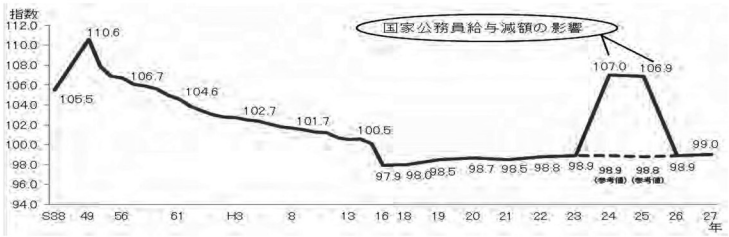
地方公務員給与の状況

1 給与の状況（平成27年４月１日現在）

・ラスパイレス指数※1　99.0（前年参考値比※2　0．1ポイント増）

・国家公務員の給与減額措置の影響を除き、平成16年以降、12年連続で国の水準を下回って推移

※1 全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
※2 給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置がないとした場合の値。



2 地方公務員の給与制度の総合的見直し

国家公務員の給与については、平成26年度の人事院勧告に基づき、地域ごとの民間賃金の水準のより的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準などの総合的見直しを平成27年４月より実施。

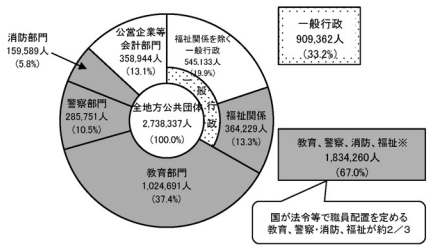
地方公務員の給与については、国家公務員給与の見直しを踏まえ、地域民間給与の的確な反映など適切に見直しを行うよう各地方公共団体に対し要請。

（資料⓯）

地方公務員数の状況

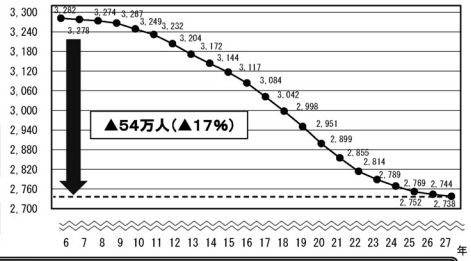
総職員数は、約２７４万人となっており、平成６年をピークとして平成７年から２１年連続で減少。

全地方公共団体の職員数（平成27年4月1日現在）



地方公共団体の総職員数の推移

（単位：千人）

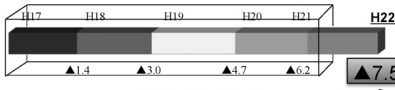


集中改革プラン（平成17年～平成22年の５年間）における定員管理の取組結果

（単位：人、%）

区　分	実　績		目　標
	H17～H22 増減数	H17～H22 増減率	H17～H22 増減率
都道府県	▲84,524	▲5.3	▲4.5
一般行政部門等	▲55,798	▲14.8	▲12.2
指定都市	▲28,896	▲10.6	▲9.4
市区町村	▲114,827	▲9.9	▲8.6
合　計	▲228,247	▲7.5	▲6.4

H17.4.1～H22.4.1の５年間で、**▲7．5%の削減**



▲7.5（実績）

H17.4.1～H22.4.1の５年間の削減目標
各地方公共団体が定めた目標の平均　**▲6．4%**
国の閣議決定で要請した目標　**▲5．7%**

※国の同期間における削減実績　▲5.3（実績）

（資料⓰）

市町村合併の効果

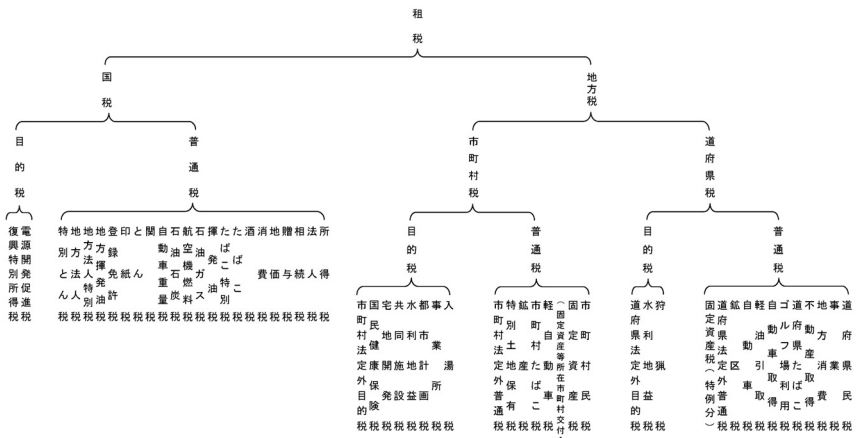
平成の大合併において、市町村数は、約半分（47%減）となっているが、これに伴って、市町村の特別職は、激減している。

区　分	平成11年	平成20年	減少率 平成11年→平成20年	平成26年	減少率 平成11年→平成26年
市町村数	3,229	1,788	▲44.6	1,719	▲46.8
首長	3,229	1,788	▲44.6	1,719	▲46.8
副市町村長（助役）	3,528	2,084	▲40.9	2,004	▲43.2
収入役	3,138	183	▲94.2	0	▲100.0
三役計	9,895	4,055	▲59.0	3,723	▲62.4
議会議員	58,626	34,259	▲41.6	29,956	▲48.9
選挙管理委員	12,917	7,155	▲44.6	6,821	▲47.2
教育委員	15,849	8,788	▲44.6	7,029	▲55.7
監査委員	6,757	3,914	▲42.1	3,773	▲44.2
農業委員	60,400	37,124	▲38.5	34,546	▲42.8
固定資産評価審査委員	10,432	6,160	▲41.0	5,981	▲42.7

※1　地方公務員給与実態調査（総務省公務員部）に基づく4月1日現在の定数（議会議員を除く）。
　2　議会議員は、地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等（総務省選挙部）による欠員を除く実数（12月31日現在）。

（資料⓱）

租税体系



（注）1 普通税：その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。
2 目的税：特定の費用に充てるために課される税。目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

（資料⓲）

課税ベースに着目した租税の分類

所得課税･･･個人の所得や法人の事業活動から生じる所得に担税力を見出して課税するもの。
消費課税･･･財･サービスの消費に担税力を見出して課税するもの。
資産課税･･･資産の取得や保有に担税力を見出して課税するもの。

	国　税	地 方 税
所得課税	所得税、法人税	個人住民税、個人事業税、法人住民税、法人事業税
消費課税	消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税　等	地方消費税、地方たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、入湯税、自動車税、軽自動車税、狩猟税　等
資産課税等	相続税、贈与税、地価税、登録免許税、印紙税	固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税　等

※ 政府税制調査会答申『わが国税制の現状と課題』（平成12年７月）より作成。

（資料⑲）

地方税の原則

① 応益性の原則

地方団体が提供する行政サービスから受ける便益に応じて地域住民が税負担をすることが求められる。

② 安定性の原則

地方税の収入は景気変動に左右されず、安定していることが求められる。

③ 普遍性の原則

税収が地域的に偏在することなく、普遍的に存在することが求められる。

④ 負担分任の原則

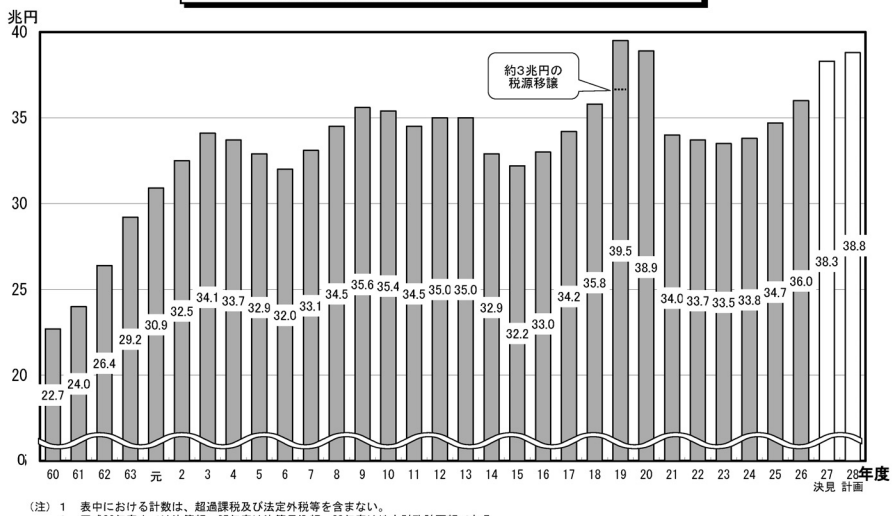
地域社会の全ての住民が、地方税の負担を分かち合うことが求められる（地域社会の会費的性格）。

⑤ 自主性の原則

地方団体が自らの判断と責任において課税権を行使することが求められる。

（資料⑳）

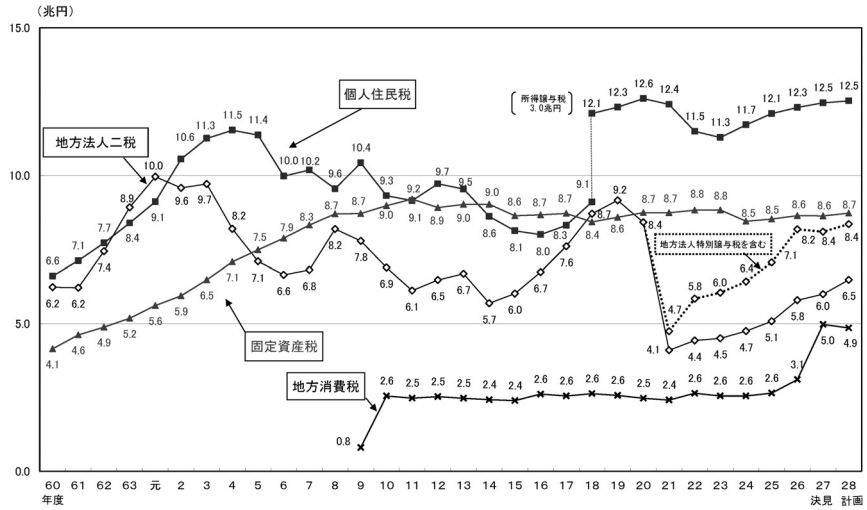
地方税収（地方財政計画ベース）の推移



（注）1　表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
2　平成26年度までは決算額、27年度は決算見込額、28年度は地方財政計画額である。
3　このほか、平成21年度以降、地方法人特別譲与税が国から都道府県に対して譲与されている。
（㉑ 0.6兆円、㉒ 1.4兆円、㉓ 1.5兆円、㉔ 1.7兆円、㉕ 2.0兆円、㉖ 2.4兆円、㉗2.1兆円、㉘1.9兆円）

（資料㉑）

主要税目（地方税）の税収の推移

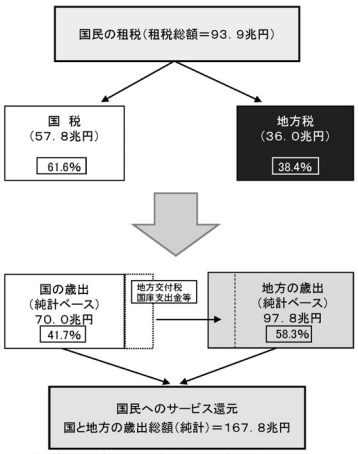


（注） 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
2 平成26年度までは決算額、27年度は決算見込額（H28.7時点）、28年度は地方財政計画額である。
3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
（㉑ 0.6兆円、㉒ 1.4兆円、㉓ 1.5兆円、㉔ 1.7兆円、㉕ 2.0兆円、㉖ 2.4兆円、㉗ 2.1兆円、㉘1.9兆円）

（資料㉒）

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出（平成26年度決算）



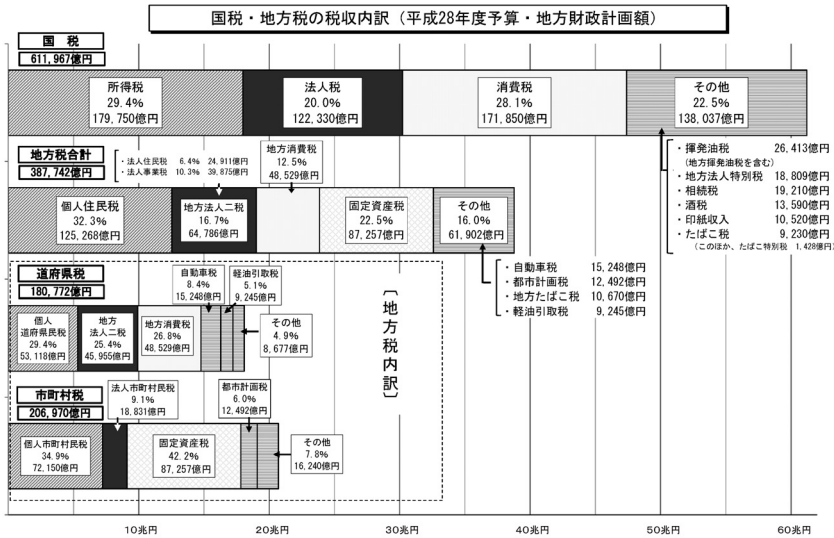
（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
（注）国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
（注）数値は異同が生じることがある。

◎税源配分の推移

年 度	租税総額	国 税	地 方 税	〈法人事業税への復元時ベース〉
H19	92．2兆円	52．7兆円【57.1%】	39．5兆円【42.9%】	
H20	84．7兆円	45．8兆円【54.1%】	38．9兆円【45.9%】	
H21	74．2兆円	40．2兆円【54.2%】	34．0兆円【45.8%】	<46.7%>
H22	77．4兆円	43．7兆円【56.5%】	33．7兆円【43.5%】	<45.3%>
H23	78．7兆円	45．2兆円【57.4%】	33．5兆円【42.6%】	<44.6%>
H24	80．8兆円	47．0兆円【58.2%】	33．8兆円【41.8%】	<43.9%>
H25	85．9兆円	51．2兆円【59.6%】	34．7兆円【40.4%】	<42.7%>
H26	93．9兆円	57．8兆円【61.6%】	36．0兆円【38.4%】	<40.9%>
H27見込	94．6兆円	60．0兆円【61.0%】	38．3兆円【39.0%】	<41.1%>
H28計画	100．0兆円	61．2兆円【61.2%】	38．8兆円【38.8%】	<40.7%>

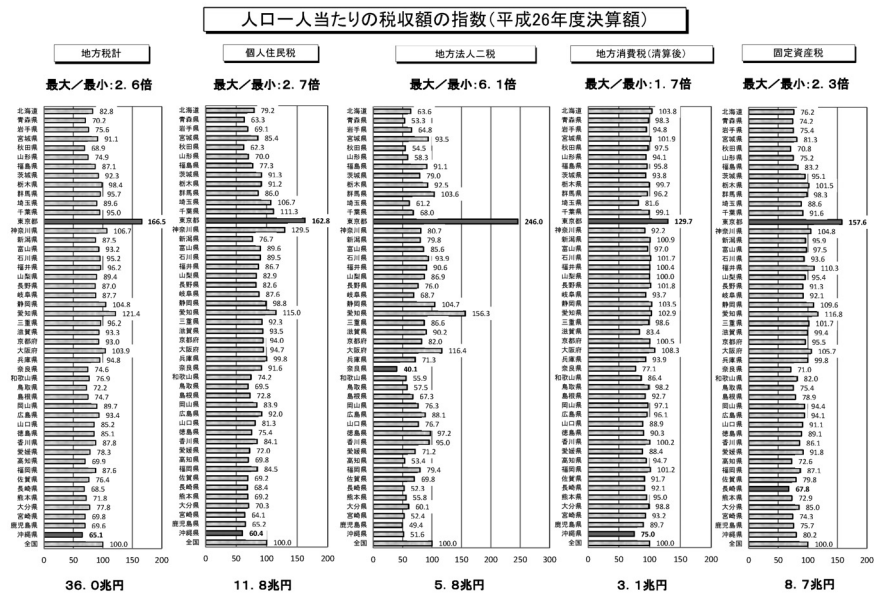
（注） 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
（注） 枠外の＜＞は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。
（注）「H27見込」はH28.7時点での速報値であり、最終的な決算額とは異同が生じることがある。

（資料㉓）



（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。
3　国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

（資料㉔）



※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

（資料㉕）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

［施行：公布の日］

総 務 省

◎　地方税に係る税制抜本改革法についての措置

○　地方消費税率 22/78（消費税率換算 2.2%）への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日に変更
○　消費税に係る地方交付税法定率の変更、地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の改正】

◎　車体課税の見直し（消費税率 10%段階の措置）

○　自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成 31 年 10 月 1 日に延期
○　環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成 31 年度税制改正において見直し

【地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の改正】

◎　地方法人課税の偏在是正（消費税率 10%段階の措置）

○　法人住民税法人税割の税率改正の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
　・道府県民税　：　3.2%　→　1.0%　（標準税率）
　・市町村民税　：　9.7%　→　6.0%　（標準税率）
※　地方法人税の税率改正（4.4%→10.3%）の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
○　地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
○　法人事業税交付金制度の創設時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日施行）

【地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の改正】

◎　住宅ローン減税

○　個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで２年半延長（この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡）

【地方税法の改正】

（資料㉖）

地方消費税率の引上げ時期（改正案）

○　地方消費税率22／78（消費税率換算2.2%）への引上げ時期の変更
　　平成29年4月1日（現行）⇒ 平成31年10月1日（改正案）

※　上記に伴い、各年度における地方消費税収の引上げ分と従来分の割合を変更

（1）現行

	～平成28年度	平成29年度	平成30年度～
引上げ分（社会保障財源）	７／１７	９／１９	１２／２２
従来分（一般財源）	１０／１７	１０／１９	１０／２２

～平成29年3月31日：消費税率（国・地方）8%、⇒ 平成29年4月1日～：消費税率（国・地方）10%

（2）変更後（案）

	～平成31年度	平成32年度	平成33年度～
引上げ分（社会保障財源）	７／１７	１１／２１	１２／２２
従来分（一般財源）	１０／１７	１０／２１	１０／２２

～平成31年9月30日：消費税率（国・地方）8%、⇒ 平成31年10月1日～：消費税率（国・地方）10%

【参考：前回見直し前（平成27年10月消費税率引上げ予定時）】

	～平成27年度	平成28年度	平成29年度～
引上げ分（社会保障財源）	７／１７	１１／２１	１２／２２
従来分（一般財源）	１０／１７	１０／２１	１０／２２

～平成27年9月30日：消費税率（国・地方）8%、⇒ 平成27年10月1日～：消費税率（国・地方）10%

（資料㉗）

消費税率引上げ時期見直しに伴う地方交付税の法定率の変更（改正案）

1．現行：消費税に係る地方交付税の法定率

平成26～28年度（8%）	平成29年度～（10%）
22.3%	19.5%

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」において規定

2．変更後（案）：消費税率引上げ時期を平成31年10月に見直した後の法定率変更スケジュール

平成26～30年度（8%）	平成31年度		平成32年度～（10%）
	4～9月（8%）	10～3月（10%）	
22.3%	20.8%		19.5%

【参考：前回見直し前（平成27年10月消費税率引上げ予定時）の法定率変更スケジュール】

平成26年度（8%）	平成27年度		平成28年度～（10%）
	4～9月（8%）	10～3月（10%）	
22.3%	20.8%		19.5%

（資料㉘）

車体課税の見直し（消費税率10%段階の措置）（改正案）

車体課税の見直し

○ 消費税率（国・地方）10%段階の措置として、車体課税の見直しに係る措置を平成28年度改正法により手当て
- 自動車取得税の廃止
- 自動車税・軽自動車税への環境性能割の導入　　等

※環境性能割の税率区分については、2年毎に見直し

平成28年度改正法
施行日　平成29年4月1日

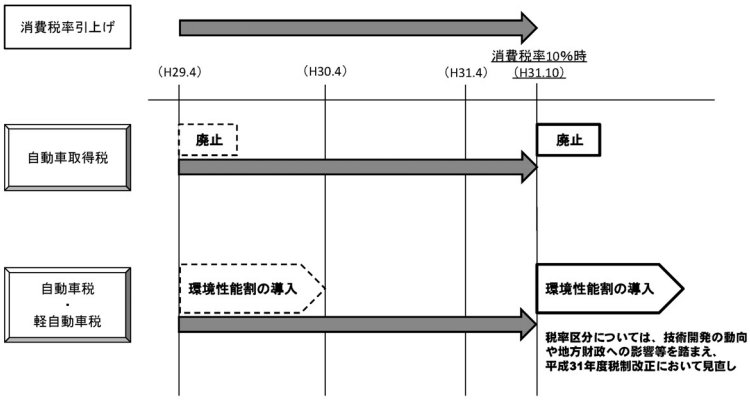
改正案

○ 消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、施行日を平成31年10月1日に延期
○ 環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直し

（※）あわせて、平成31年10月１日までの間に講ずることとしていた環境性能割の特例措置等に係る所要の規定の整備を行う。

（資料㉙）

車体課税の見直し時期（改正案）



※平成28年度末で期限切れとなる自動車取得税におけるエコカー減税及び自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直しについては、平成29年度税制改正において議論

（参考）環境性能割の税率等について（平成28年度税制改正）

乗用車（自家用）　（平成29年４月１日から施行予定の内容）

区　分		登録車の税率	軽自動車の税率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★かつH32基準＋10%達成		
	★★★★かつH32基準達成	1.0%	1.0%
	★★★★かつH27基準＋10%達成	2.0%	2.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%

注）★★★★：
平成17年排出ガス基準
75%低減達成。

（資料㉚）

地方法人課税の偏在是正（消費税率10%段階の措置）（改正案）

地方法人課税の偏在是正

○ 消費税率（国・地方）10%段階の措置として、地方法人課税の偏在是正措置を平成28年度改正法により手当て

- 法人住民税法人税割の税率引下げ（都道府県：3.2%→1.0%、市町村：9.7%→6.0%）
- 地方法人税（国税）の税率引上げ（4.4%→10.3%）
- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止
- 法人事業税交付金制度の創設　　等

平成28年度改正法

施行日　平成29年4月1日

改正案

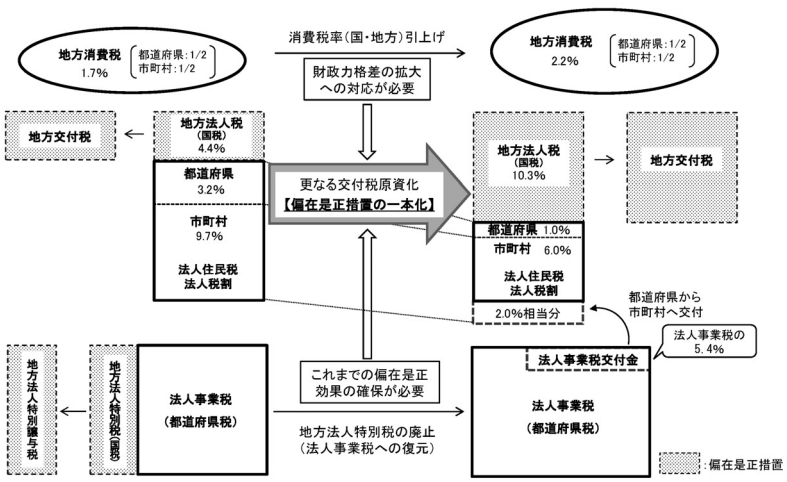
消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、施行日を平成31年10月1日に延期

（※）あわせて、税率改正に係る平年度化までの間の取扱い、譲与税の廃止時期等に係る所要の規定の整備を行う。

（資料㉛）

地方法人課税の偏在是正（消費税率10%段階の措置）の実施時期（改正案）

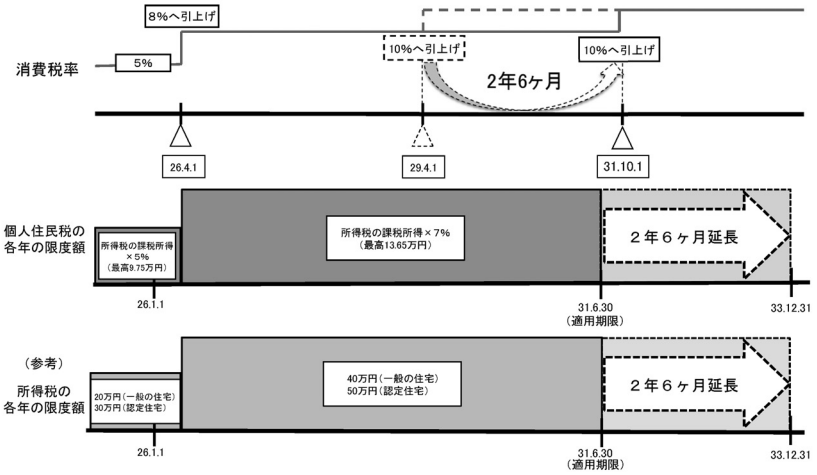
平成29年4月1日施行　改正案　平成31年10月1日施行



（資料㉜）

消費税率引上げ時期の変更を踏まえた個人住民税の住宅ローン減税措置の延長（改正案）

現行では平成31年６月末までの適用期限とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税同様、その適用期限を平成33年12月31日まで２年６ヶ月延長する。
※　現行同様、この措置による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。



（資料㉝）

法人課税の概要

法人税（国） 12．2兆円	※ 税収の33.1%は地方交付税の原資		所得	×	税率 23．4%（㉚～23．2%）	＝ 法人税額
地方法人税（国） 0．6兆円	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの		法人税額	×	4．4%（㉙～10．3%）	
法人住民税（県・市） 2．5兆円	法人税割	県	法人税額	×	3．2%（㉙～1．0%）	0．5兆円
		市	法人税額	×	9．7%（㉙～6．0%）	1．5兆円
	均等割					0．5兆円
法人事業税（県） 5．9兆円（1．9兆円）※（ ）内は地方法人特別税（内数）	【資本金1億円超の普通法人】 所得割		所得	×	3．6%	2．2兆円
	外形標準課税	付加価値割	付加価値額（収益配分額＋単年度損益）	×	1．2%	0．8兆円
		資本割	資本金等の額	×	0．5%	0．4兆円
	【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 所得割		所得	×	9．6%	2．1兆円
	【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 収入割		収入金額	×	1．3%	0．4兆円

※ 税収はH28収入見込額であり、その積算に当たってはH28改正前の税率を用いている。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

（資料㉞）

成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現
（平成28年度与党税制改正大綱）（抄）

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

この結果、国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革２年目にして実現する。更に平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保（手元資金）の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保（手元資金）を活用して、投資拡大や賃上げ、更には取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

（資料㉟）

法人実効税率の引下げ（平成28年度改正）

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。
⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

	26年度（改正前）	27年度（27年度改正）	28年度（28年度改正）	30年度（28年度改正）
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割の税率 ※ 28年度までは地方法人特別税を含む ※ 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

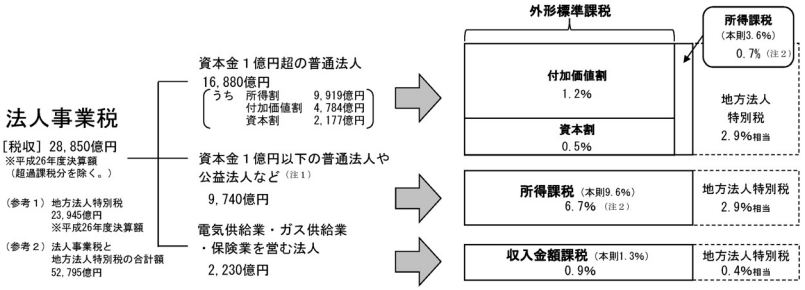
（資料㊱）

法人事業税の概要

○　法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。
（注）法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

○　法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。

○　消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して、地方法人特別税として課税。（平成20年10月１日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元。）



（注１）特別法人（農協・漁協・医療法人等）については4.6%の税率が適用される（本則6.6%）。
（注２）所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
※　税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。
※　法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。（地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後における、資本金１億円超の普通法人の所得割については２倍）

（資料㊲）

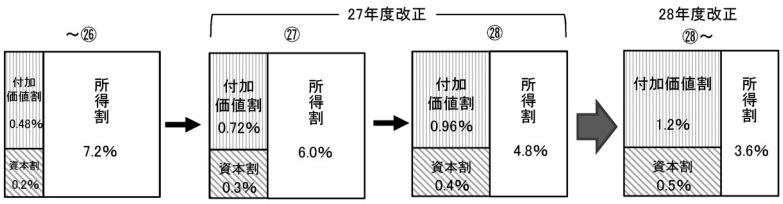
法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大（平成28年度改正）

法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を5／8に拡大する。

	～㉖	→ ㉗	→ ㉘	㉘～
		〔27年度改正〕		〔28年度改正〕
	2／8	3／8	4／8	5／8

【税率】

	～㉖	→ ㉗	→ ㉘	㉘～
		〔27年度改正〕		〔28年度改正〕
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	1.2%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%



※　資本割における特例（圧縮特例、持株会社特例、個別特例）については、現行特例の趣旨を踏まえ、維持。
※　所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
※　所得割の税率には地方法人特別税を含む。

（資料㊽）

平成28年度税制改正大綱（抄）

（平成27年12月16日
自由民主党
公明党）

第一　平成28年度税制改正の基本的考え方

1　デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

②　法人税制をめぐる諸課題

ロ　地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

ハ　中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、資本金１億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。

その上で、中小法人のうち７割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

（資料㊾）

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設

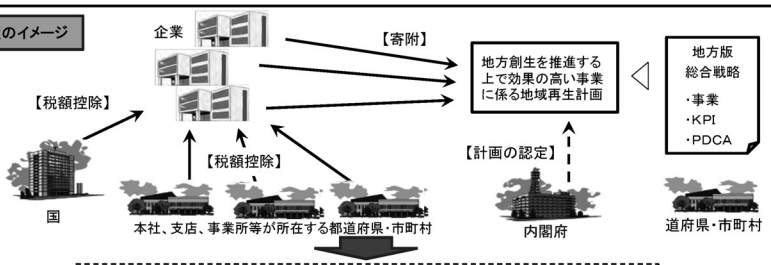
地域再生法で整備する枠組み

➢　都道府県・市町村が、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、地方創生を推進する上で効果が高いもの（ＫＰＩ、ＰＤＣＡ等を整備）について、地域再生計画を策定し、国（内閣府）の認定を受ける。

・　地方交付税の不交付団体かつ三大都市圏に所在する団体については対象外。

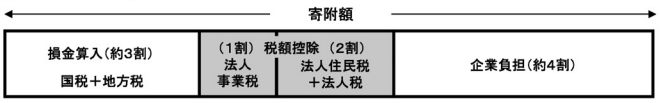
・　企業の本社が立地する都道府県・市町村の事業に対する寄附は対象外。

制度のイメージ



地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附への課税の特例を措置

課税の特例のイメージ



※控除額の上限は、法人事業税２０％（※）、法人住民税２０％、法人税５％　※地方法人特別税廃止後は１５％

寄附を行う法人に対する経済的な利益供与の禁止

地域再生法施行規則（内閣府令第５３号）（抄）

（寄附を行う法人に対する利益供与の禁止）

第１３条　認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

地域再生基本方針（閣議決定）（抄）

５　地域再生計画の認定に関する基本的な事項

５）　地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

ホ　イの寄附を受けた地方公共団体にあっては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。

ａ．補助金を交付すること。

ｂ．他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。

ｃ．入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。

ｄ．合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。

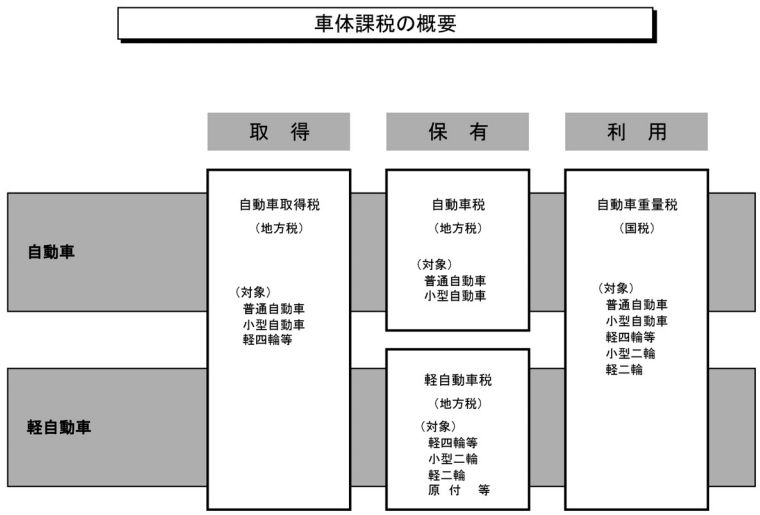
ｅ．このほか、経済的な利益を供与すること。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）（抄）

Ｑ８－２．寄附を行った法人に対して記念品等を贈ることも禁止されるのですか。

Ａ８－２．寄附への感謝の気持ちとして感謝状や記念品を法人に贈ることは、許容される場合もあります。ただし、記念品の贈呈と称して、商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を法人に提供するなど実質的に寄附の代償としての経済的な利益の供与に当たるものは、禁止されます。

（資料㊵）



（資料㊶）

車体課税見直しのスケジュール（消費税率引上げ時期変更後）

… H28改正のうち延期するもの　　… H29税制改正において議論することが予想されるもの

消費税率8%時（H26.4）　（H27.4）　（H28.4）　（H29.4）　（H30.4）　（H31.4）　消費税率10%時（H31.10）

自動車取得税

- 税率引下げ
  - ・登録車：5%→3%　　・軽自動車、営業用車：3%→2%（当分の間）
- エコカー減税の拡充
- エコカー減税の見直し
  - ・燃費基準の置き換えと対象範囲の見直し
- エコカー減税の見直し
- 廃止

自動車税

- グリーン化特例の見直し（軽課）基準切替と重点化（重課）経年車重課の強化
  - ・概ね10%重課
  - → バス・トラックを除き概ね15%重課
- グリーン化特例の見直し（軽課）基準切替と重点化（重課）現行措置の1年延長
- グリーン化特例の見直し
- 環境性能割の導入（※）

軽自動車税

- グリーン化特例（軽課）の導入
  - ・軽四輪車等について概ね25%～75%軽課
- グリーン化特例（軽課）の1年延長
- グリーン化特例（軽課）の見直し
- 環境性能割の導入（※）
- 経年車重課　・軽四輪車等について概ね20%重課
- 税率引上げ
  - ○軽四輪車等及び小型特殊自動車
    - ・自家用乗用は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引上げ（軽四輪車等については平成27年度以降に新規取得される新車から適用）
  - ○二輪車等
    - ・約1.5倍に引上げ（最低2,000円）

※現行の自動車税、軽自動車税は、それぞれ自動車税種別割、軽自動車税種別割に名称変更

（資料㊷）

平成２８年度税制改正による環境性能割の税率区分

区　分		登録車の税率	軽自動車の税率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH32基準＋10%達成		
	★★★★かつH32基準達成	1%	1%
	★★★★かつH27基準＋10%達成	2%	2%
上記以外の車		3%	2%

（参考）
現行の自動車取得税におけるエコカー減税の区分
（平成27年～28年度）

区　分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつH32基準＋20%達成	
	★★★★かつH32基準＋10%達成	80%軽減
	★★★★かつH32基準達成	60%軽減
	★★★★かつH27基準＋10%達成	40%軽減
	★★★★かつH27基準＋５%達成	20%軽減

※自動車取得税の税率
自家用自動車（軽自動車を除く）　3%
営業用自動車及び軽自動車　2%（当分の間の措置、本則は3%）

注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成

（資料㊸）

自動車取得税におけるエコカー減税

【現行（平成27～28年度）】

区　　分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車 （ポスト新長期規制適合）		非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつ H32基準＋20%達成	非課税
	★★★★かつ H32基準＋10%達成	80% 軽減
	★★★★かつ H32基準達成	60% 軽減
	★★★★かつ H27基準＋10%達成	40% 軽減
	★★★★かつ H27基準＋５%達成	20% 軽減

※自動車取得税の税率
　自家用自動車（軽自動車を除く）　3%
　営業用自動車及び軽自動車　　2%（当分の間の措置、本則は3%）

（参考）
平成28年度税制改正による環境性能割の税率区分

区　　分		登録車の税率	軽自動車の税率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車 （ポスト新長期規制適合）		非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★かつ H32基準＋10%達成		
	★★★★かつ H32基準達成	１%	１%
	★★★★かつ H27基準＋10%達成	２%	２%
上記以外の車		３%	２%

注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成

（資料㊹）

自動車税におけるグリーン化特例の概要（平成28年度税制改正）

【軽課】

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

対　　象　　車	内　容
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、 天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね 75%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準＋10%達成	
★★★★かつH27年度燃費基準＋20%達成	税率を概ね 50%軽減

注：１　ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制。
　　２　★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

【重課】

対象期間：H28.4.1～H29.3.31
重課年度：H29年度（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対　　象　　車	内　容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概ね15%重課
新車新規登録から13年を超えているガソリン車（又はＬＰＧ車）	

注：１　電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。
　　２　バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

（資料㊺）

平成28年度与党税制改正大綱（抄）

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一　平成28年度税制改正の基本的考え方

５　車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年４月１日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年４月１日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、２年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で１年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、１年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

（資料㊻）

ふるさと納税の概要について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

① 所得税・・・（ふるさと納税額－2,000円）を所得控除 （所得控除額×所得税率(0～45%(※))が軽減）

② 個人住民税（基本分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×10%を税額控除

③ 個人住民税（特例分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×（100%－10%(基本分)－所得税率(0～45%(※))）

→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除（所得割額の2割を限度）

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ(※1)】

ふるさと納税額　30,000円

適用下限額	【所得税】所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】税額控除（基本分）(※3)	【個人住民税】税額控除（特例分）
2,000円	（30,000円－2,000円）×20%(※2)＝5,600円	（30,000円－2,000円）×10%＝2,800円	（30,000円－2,000円）×（100%－10%－20%(※2)）＝19,600円

所得割額の2割を限度

所得税と合わせた控除額　28,000円

※1　年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2　所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
※3　対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

（資料㊼）

ふるさと納税の拡充について（平成27年度税制改正）

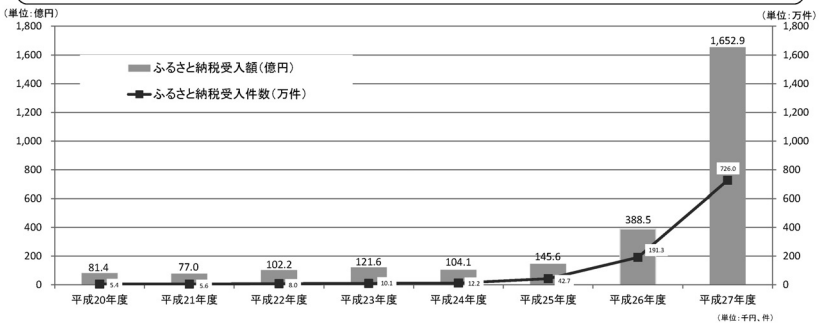
○ ふるさと納税枠を約2倍に拡充（特例控除額の上限について個人住民税所得割の１割→2割）
○ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設
○ 返礼品（特産品）送付について、地方団体に対して、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請（平成27年4月1日付け総務大臣通知）



（資料㊽）

ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

○ ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）の推移は、下記のとおり。
○ 平成27年度の実績は、約1,653億円（対前年度比：約4.3倍）、約726万件（同：約3.8倍）。



（単位：千円、件）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)

※ 全地方団体（都道府県及び市区町村）を対象に調査を実施。
※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む地方団体もあり）。
※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
※ 「平成27年度」の欄のうち、（）内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績（平成27年12月までのデータを回答している地方団体もあり）。

（資料㊾）

返礼品（特産品）送付への対応について

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年4月1日付総税企第37号）（抜粋）

2　ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア　当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何％相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ　ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

①　金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

②　資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

③　高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

（資料㊿）

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要

平成27年11月
税制調査会

第1部　今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

○　本年６月30日に閣議決定された「**骨太方針2015**」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」）においては、「**将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する**」との方向性が示された。

○　当調査会では、これに先だって、平成26年11月に「**一次レポート**」（「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」平成26年11月７日・税制調査会）において「**結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯**」への**配慮の重要性**を指摘し、働き方の多様化等を踏まえ、**より深く検討を行うべき課題**を示した。「**骨太方針2015**」の**方向性は、当調査会の問題意識と軌を一にするもの**。

● 税制のあり方の検討にあたっての論点

（個人所得課税）

○　結婚して子どもを産み育てようとする**若年層・低所得層に配慮**する観点からの**所得控除方式の見直し**

○　**働き方の多様化**や**家族のセーフティネット機能の低下**を踏まえた「**人的控除**」の**重要性**

○　**老後の生活に備える**ための**自助努力を支援する公平な制度の構築**

（資産課税）

○　相続税の有する**資産再分配機能の適切な確保**

○　「**老後扶養の社会化**」の**進展**を踏まえた**遺産の社会還元**

○　「**老老相続**」の**増加**を踏まえた**資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築**

● 今後の検討にあたって

○　今後の**中長期的な税制のあり方**については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、**勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとすることが重要**。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、**国境を越えて移動する所得に対する課税には限界**があり、その中で、**社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保**していく必要。

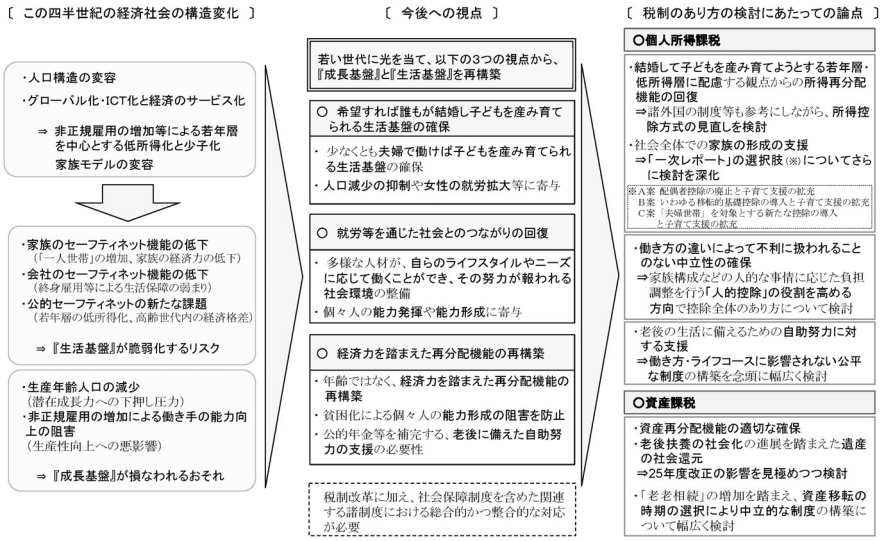
○　国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、**個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない**。税制のみならず、**教育再生**や**成長戦略の実行**、**社会保障制度**や**労働政策**といった**関連する制度・政策との連携**を含め、**総合的な対応**が必要。

○　家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、**幅広く丁寧な国民的議論を期待**。当調査会としては、**本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深化**。

（資料61）

平成28年9月9日（金）
政府税制調査会
財務省説明資料

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理について
（政府税制調査会（平成27年11月））



（資料62）

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（個人住民税関係）の概要

平成27年11月
税制調査会

● 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

○ 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。
→ **地方公共団体**が地域の実情に即した**住民サービスを維持・充実させ**、地域における**社会的なセーフティネットとしての役割を果たす**ことが必要不可欠

○ **個人住民税は地域社会の会費的性格**（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。
→ **均等割の存在**
所得割（比例税率）における**低めの課税最低限**の設定

○ 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。
→ **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**

⇨

○ 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点が極めて重要。
・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しない**ことも重要

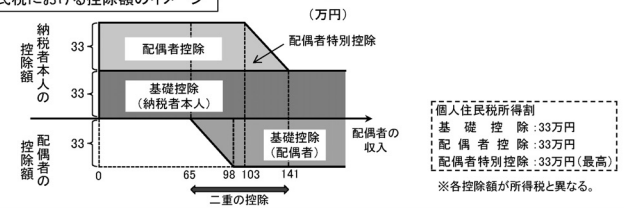
○ 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かない**ように留意。

○ 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性**も念頭に置く必要。

（資料㊸）

働き方の選択に対して中立的な税制（個人住民税）

個人住民税における控除額のイメージ



非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない独自の制度

＜所得割＞　所得金額 ≦ 基本額 35万円 × 世帯人員数 ＋ 加算額 32万円

（注1）所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
（注2）世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数
（注3）加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
（注4）均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率（1級地：1.0、2級地：0.9、3級地：0.8）を乗じた額を基準として条例で設定

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（抄）

（平成26年11月　政府税制調査会）

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

（3）諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。

（資料㊹）

固定資産税（都市計画税）の概要

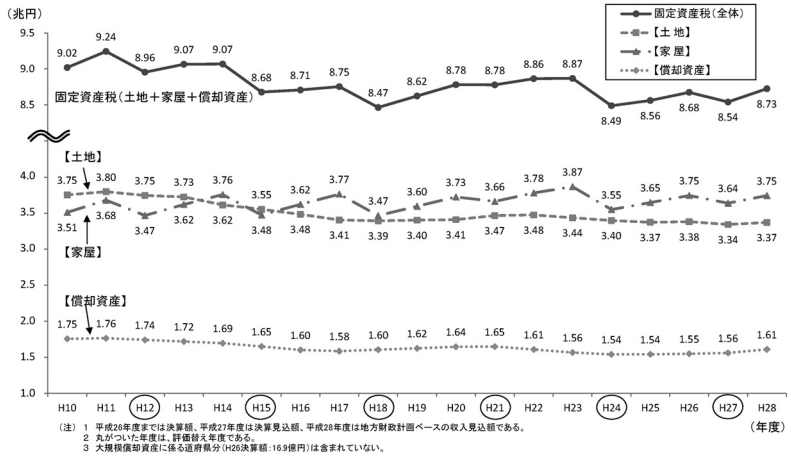
区　分	固　定　資　産　税	都市計画税（目的税）
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 （土地：1億7,956万筆、家屋：5,859万棟）	原則として市街化区域内の 土地及び家屋 （土地：4,210万筆、家屋：2,992万棟）
2. 課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）	都市計画区域を有する市町村 （課税市町村数651団体 ／市町村総数1,719団体）
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 （土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税） （土地：4,059万人、家屋：4,075万人、償却資産：425万人）	土地又は家屋の所有者 （土地：2,162万人、家屋：2,646万人） ※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる。
4. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え （次回は平成30年度が評価替え年度）	同左
5. 税　率	標準税率　1．4%	制限税率　0．3%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円	土地：30万円、家屋：20万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日	同左
8. 税　収	8兆6，752億円 （土地3兆3,820億円、家屋3兆7,458億円、償却資産1兆5,474億円）	1兆2，439億円 （土地6,743億円、家屋5,696億円）

※1　都市計画税は、都市計画事業等に充当するための目的税。都市計画税を課するか否かは、市町村の自主的判断に委ねられている。
※2　税収以外のデータは、平成27年度実績である。なお、都市計画税の課税市町村数は、平成27年4月1日現在である。
※3　都市計画税の課税市町村数及び市町村総数は、東京都（23区内）を1市町村として計上している。
※4　固定資産税の制限税率（2．1%）は、平成16年度改正により廃止。
※5　税収は、「地方財政状況調査」（総務省）における平成26年度決算額である。また、端数処理の関係上、（　）内の計と一致しない。

（資料㊺）

固定資産税収の動向

○　固定資産税収は、平成11年度をピークに減少傾向。
○　土地に係る固定資産税収についても、平成11年度をピークに減少傾向であり、平成16年度以降、家屋に係る固定資産税収を下回っている。



（注）1　平成26年度までは決算額、平成27年度は決算見込額、平成28年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。
2　丸がついた年度は、評価替え年度である。
3　大規模償却資産に係る道府県分（H26決算額：16.9億円）は含まれていない。

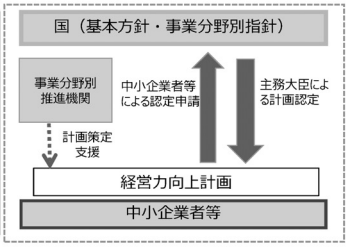
（資料㊻）

中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る課税標準額の特例措置の創設

中小企業者等が、中小企業等経営強化法（※）の施行の日（平成28年７月１日）から平成31年３月31日までの間に認定経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の機械及び装置について、固定資産税の特例措置（課税標準額を最初の３年間価格の１／２）を創設。
「なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。」（平成28年度与党税制改正大綱）
※　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律により、中小企業等経営強化法に題名を改正

適用期間　取得が平成28年7月1日 ～ 平成31年3月31日

中小企業等経営強化法のスキーム



対象となる機械装置の例


金属加工設備


ベルトコンベアー

特例対象・内容

・**対象者：中小企業者等**
租税特別措置法に規定する中小企業者又は中小事業者
① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
※発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人等でないこと

・**対象資産：認定経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の機械・装置（リース取引により引渡しを受けた場合における機械・装置を含む。）**
次の①から③までのいずれにも該当するもの
① 販売開始から10年以内のもの
② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1％以上向上するもの
③ 1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの

・**特例内容：課税標準額を最初の3年間価格の1／2**

減収規模　初年度：64億円　3年目（最大）：183億円

（資料㊼）

償却資産課税の堅持等に係る地方六団体等の意見

団体名	意見
地方六団体 「平成29年度政府予算並びに施策に関する要望」（28年8月）	償却資産に係る固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、現行制度を堅持すること。 なお、平成28年度税制改正において創設された時限的な特例措置については、期間の延長は行わないこと。
全国知事会 「平成28年度税財政等に関する提案」（27年11月）	固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。
全国市長会 「平成29年度都市税制改正に関する意見」（28年8月）	固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。 また、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。
全国町村会 「平成29年度政府予算編成及び施策に関する要望」（28年7月）	土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。
全国市議会議長会 「平成29年度地方税財政対策に関する要望書」（28年7月）	固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税は現行制度を堅持するとともに、平成28年度税制改正において創設された時限的な特例措置については期間の延長は断じて行わないこと。
全国町村議会議長会 「平成29年度国の予算編成並びに施策に関する要望」（28年7月）	固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。
指定都市市長会 「平成28年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請」（27年10月）	償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約１兆6,000億円に上る貴重な安定財源となっていることから、その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものである。 特に、償却資産のうち「機械及び装置」に係る固定資産税の税収は、市町村全体で約5,300億円となっており、仮に、新規取得分に限り非課税措置などが講じられたとしても、毎年度減収額が発生し、将来的には「機械及び装置」分の廃止と同様の状況となることから、市町村の財政基盤が著しく損なわれ、安定的な行政サービスの提供に多大な支障が生ずることとなる。 したがって、償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

（資料㊽）

居住用超高層建築物に係る課税のあり方

○　居住用超高層建築物（タワーマンション）における税額の按分方法については、原則として、各区分所有者の有する床面積の割合によるものとされており、実際の取引価格は高層階の方が高くなる傾向にあるものの、固定資産税は床面積が同じであれば高層階でも低層階でも同額となっている。

⇒　課税の適正化の観点から、実際の取引価格（分譲価格）を踏まえた固定資産税の税額の按分方法を検討する。

（資料59）

ゴルフ場利用税の概要

○ ゴルフ場利用税を巡る堅持要望と廃止要望

堅持要望	・地方創生のための取組を推進するため財源が必要とされる中で、ゴルフ場利用税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野などを有する市町村の貴重な財源。 ・ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政サービスを提供しており、ゴルファーにその費用負担を求める仕組みは合理的。 ・平成15年度に、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分に配慮。	⇔	廃止要望	・消費税との二重課税を解消すべき。 ・スポーツのうち、2016年オリンピックから正式競技に復帰するゴルフのみに対する課税を解消すべき。 ・ゴルフ場利用税の廃止は、スポーツ基本法の理念である「生涯スポーツ社会」の実現に寄与。

○ これまでの与党税制調査会での議論の経緯

- 平成25年度改正　文部科学部会より廃止要望→堅持
- 平成26年度改正　文部科学部会より廃止要望→堅持
- 平成27年度改正　文部科学部会より廃止要望→堅持
- 平成28年度改正　文部科学部会より廃止要望→堅持

・ 平成29年度改正に向けても廃止要望が出される見通し

（参考）国家公務員倫理規程見直しの動き

- 人事院の国家公務員倫理審査会は、国家公務員が利害関係者とゴルフすることを禁じた「国家公務員倫理規程」について、改定すべきか検討を始めた
- 与野党でつくる「超党派ゴルフ議員連盟」が昨年11月、政府に見直しを求めたため
- ゴルフが1オ五輪から実施競技になることを受け、遠藤利明五輪相も昨年11月の記者会見で改定に前向きな認識を示した
- 審査会は今後、職員や企業へのアンケートで、改定を求める意見がどの程度あるのかなど実態を把握する

（平成28年3月22日　東京新聞（抄））

（資料60）

ゴルフ場所在市町村による行政サービス

ゴルフ場所在市町村はゴルフ場関連の様々な行政サービスを提供しており、ゴルフ場利用税はその貴重な財源。

（アクセス道路の整備・維持管理）



（ゴルフ場周辺の地滑り対策）



（農薬・水質調査等の環境対策）



（ごみ処理）



※ このほか、調整池整備等の治水対策、消防・救急等の事業も実施

（資料61）

ゴルフ場利用税を巡る国会での議論

○ 財務大臣（平成26年11月）

【ゴルフ場利用税に関する見解について】

オリンピックの種目に税金がかかるのはいかがなものかなという話はしており、そういった意味では、今の時期として、仮に消費税が来年10月から上がるとなれば、地方税も収入が増えるから、**やるタイミングとしては良いタイミングかなという感じはする**。

○ 総務大臣（平成26年11月）

【ゴルフ場利用税に関する見解について】

税収の7割がゴルフ場所在の市町村に交付されていて、特に財源が乏しくて山林原野の多い市町村の貴重な財源であり、またその使途も、アクセス道路の整備、地滑り対策などの防災対策、ごみ処理、農薬・水質調査などの環境対策ということでございますが、割とゴルフ場関連の行政需要に対応するということと、地域振興を図る上でも大変貴重な財源となっていると考えています。

全国知事会、市長会、全国町村会からも現行制度を維持するよう要望がされており、総務省としては、そうした要望をしっかり踏まえながら主張をしてまいりたい。

○ 内閣官房長官（平成27年5月）

【ゴルフへの認識について】

スポーツであり、娯楽でもあるのかなと思う。

【ゴルフ場利用税に関する見解について】

現実として地方自治体はその財源によって運営されているということも事実であり、そうしたことも考えながらこれは対応していくことが大事だろうと思う。中途半端な答弁ですけれども、なんとなく分かってもらえるかなと。

○ 文部科学大臣（平成28年3月）

【ゴルフ場利用税に関する見解について】

多種多様なスポーツの中で、唯一ゴルフのみが施設の利用に対して課税されており、極めて不公平であると考えております。また、消費税との二重の課税の問題もあり、生涯スポーツであるゴルフ振興の観点から、**ゴルフ場利用税は早急に廃止する必要があると考えております**。

（中略）しかし、ゴルフはリオデジャネイロ・オリンピックから112年ぶりに正式競技に復帰することが決まっており、かつ、我が国は2020年東京オリンピックの開催国にも決まっております。また、平成29年4月には消費税の増税が予定されており、ゴルフプレーヤーへの負担が更に大きくなることからも、**平成29年度要望においては、是非とも、何としても同税の廃止を実現させていきたいと思っております**ので、また御支援のほど、よろしくお願いいたします。

（資料62）

森林吸収源対策に係る税制上の措置について（平成28年度与党税制改正大綱（抄））

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一　平成28年度税制改正の基本的考え方

7　森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

(1) エネルギー起源CO2の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

（資料㊸）

eLTAX（地方税ポータルシステム）について

1. eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）の現状

○ 運用主体 ・・・・・・・・・・・一般社団法人地方税電子化協議会（全ての都道府県、市区町村が会員として加入）

○ eLTAX接続団体・・・・・・・・全47都道府県 及び 全1,741市区町村がeLTAXに接続

2. 提供サービスの内容（平成28年4月1日現在）

(1) 電子申告等・・・インターネットを通じた地方税の電子申告等（eLTAX関係）

【対象税目等及び対応団体数】

○ 電子申告

・法人住民税・法人事業税・地方法人特別税（47都道府県（平成18年10月全団体対応））

・法人市町村民税（1,718市町村（平成27年４月全団体対応））

・固定資産税（償却資産）（東京都及び1,718市町村（平成27年12月全団体対応））

・事業所税（東京都及び75市（平成26年12月全団体対応））

○ 電子的提出

・給与支払報告書（1,741市区町村（平成25年11月全団体対応））

・法人設立届等（42都道府県、1,727市区町村）

○ 電子納税（12都府県、10市町）

(2) 年金からの特別徴収・・・公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

○ 年金保険者から市区町村への特別徴収対象者の通知、公的年金等支払報告書の提出（全1,741市区町村が利用）

○ 市区町村から年金保険者への年金特別徴収の税額通知の送付（全1,741市区町村が利用）

(3) 国税連携・・・国税庁と地方団体とのデータのやりとり

○ 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（全47都道府県及び全1,741市区町村が利用）

○ 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信（全1,741市区町村が利用）

○ 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信（対応可能な市区町村から開始）

（資料㊹）

電子申告利用率について

○ 都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の申告の受付→全都道府県が対応済み。
○ 市区町村における給与支払報告書の提出、法人市町村民税、固定資産税（償却資産）及び事業所税の申告の受付→全市区町村が対応済み。

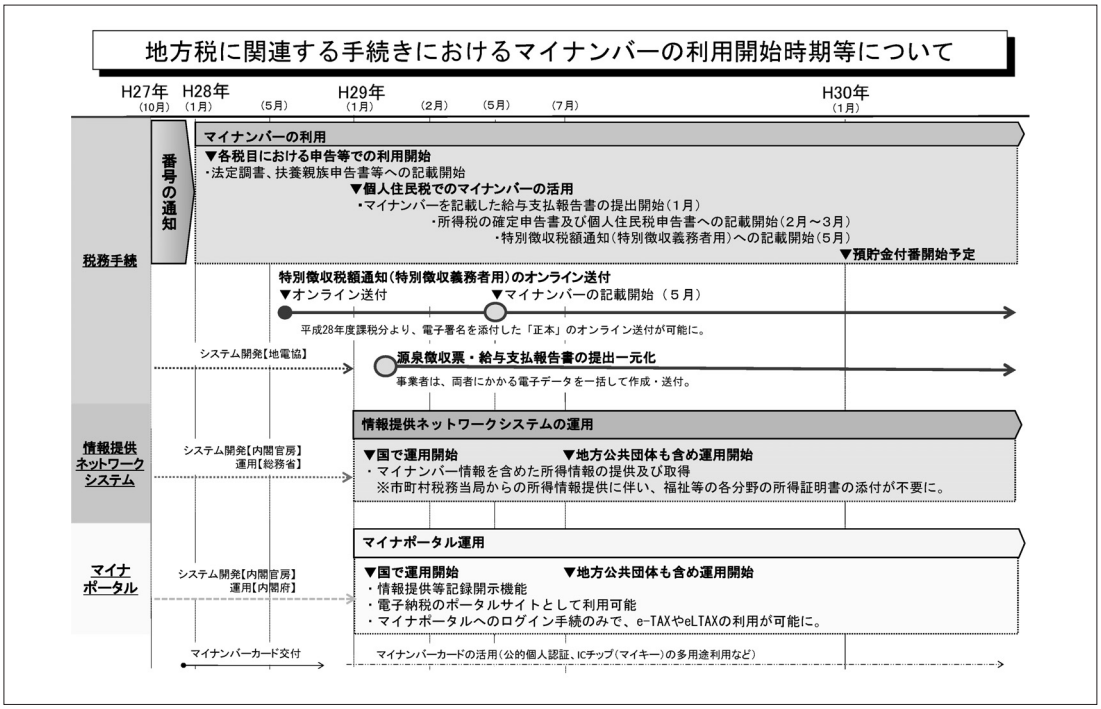
【都道府県】

	平成27年度 全申告件数	うち電子申告による 申告件数	平成27年度 電子申告利用率	（※参考） 平成26年度 電子申告利用率
法人住民税・法人事業税・地方法人特別税 の申告	3,965,245	2,225,981	56.1%	52.9%

【市区町村】

	平成27年度 全申告件数	うち電子申告による 申告件数	平成27年度 電子申告利用率	（※参考） 平成26年度 電子申告利用率
従業員の給与に係る 給与支払報告書 の提出	80,998,022	26,415,981	32.6%	29.6%
法人市町村民税 の申告	4,129,566	2,369,663	57.4%	53.2%
固定資産税（償却資産） の申告	3,424,502	761,283	22.2%	17.8%
事業所税 の申告	116,886	13,135	11.2%	9.6%

（資料㊺）


地方税に関連する手続きにおけるマイナンバーの利用開始時期等について
H27年 (10月)
H28年 (1月)
(5月)
H29年 (1月)
(2月)
(5月)
(7月)
H30年 (1月)
税務手続
番号の通知
マイナンバーの利用
▼各税目における申告等での利用開始
・法定調書、扶養親族申告書等への記載開始
▼個人住民税でのマイナンバーの活用
・マイナンバーを記載した給与支払報告書の提出開始（1月）
・所得税の確定申告書及び個人住民税申告書への記載開始（2月～3月）
・特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への記載開始（5月）
▼預貯金付番開始予定
特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）のオンライン送付
▼オンライン送付
▼マイナンバーの記載開始 （５月）
平成28年度課税分より、電子署名を添付した「正本」のオンライン送付が可能に。
システム開発【地電協】
源泉徴収票・給与支払報告書の提出一元化
事業者は、両者にかかる電子データを一括して作成・送付。
情報提供ネットワークシステム
システム開発【内閣官房】
運用【総務省】
情報提供ネットワークシステムの運用
▼国で運用開始
▼地方公共団体も含め運用開始
・マイナンバー情報を含めた所得情報の提供及び取得
※市町村税務当局からの所得情報提供に伴い、福祉等の各分野の所得証明書の添付が不要に。
マイナポータル
システム開発【内閣官房】
運用【内閣府】
マイナポータル運用
▼国で運用開始
▼地方公共団体も含め運用開始
・情報提供等記録開示機能
・電子納税のポータルサイトとして利用可能
・マイナポータルへのログイン手続のみで、e-TAXやeLTAXの利用が可能に。
マイナンバーカード交付
マイナンバーカードの活用（公的個人認証、ICチップ（マイキー）の多用途利用など）

パネリスト資料

東京大学大学院経済学研究科教授

林　正義

目　　次

財政・税制の現状と課題

（資料１）税財政制度をとりまく環境……73
（資料２）経済規模の縮小……73
（資料３）生産年齢人口の減少は総人口の減少より速い……74
（資料４）労働生産性（＝就業者当たりの GDP）の伸びは低い ……74
（資料５）社会保障給付費の増大……75
（資料６）高齢者人口に対する生産年齢人口は大きく減少……75
（資料７）過去からの負債：非常に高い公的債務水準……76
（資料８）歴史的水準の公的債務……76
（資料９）課題……77

個別税制の現状と課題（税制各論）

（資料10）視点……78
（資料11）消費税……78
（資料12）所得税……79
（資料13）法人税……79
（資料14）相続税……80
（資料15）地方税と財政調整……80
（資料16）地域内の受益と負担の観点から……81
（資料17）固定資産税……81
（資料18）法人事業税（付加価値割）……82
（資料19）財政力格差の観点から……82
（資料20）法人住民税→地方法人税……83

税制を巡る現状と課題

林　正義
東京大学大学院経済学研究科・経済学部

租税研究大会
2016年9月14日13:40-15:40; 日本工業倶楽部

財政・税制の現状と課題

（資料１）

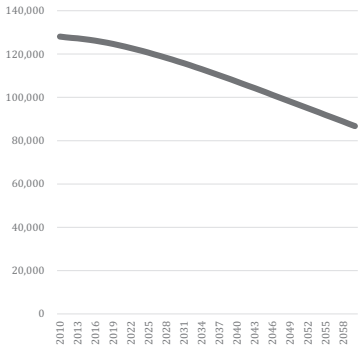
税財政制度をとりまく環境

- 日本の経済規模の縮小
  - 生産性上昇の停滞
  - 人口減少（特に生産年齢人口の大きな減少）
- 財政需要の増加
  - 高齢化に伴う社会保障を中心とした支出の増加
  - 非常に高い公的債務水準（平時では世界的にも前例がないほどの水準）→公債費の増加
- 地域間の税源の偏りの加速
  - 経済規模や財政需要の将来的な変化には地域間で違いがあり，その結果，財政的な地域格差も広がると考えられる.

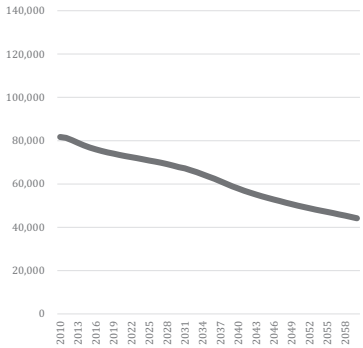
（資料２）

経済規模の縮小

人口は1億2800万人(2010)から8700万人(2060)へ

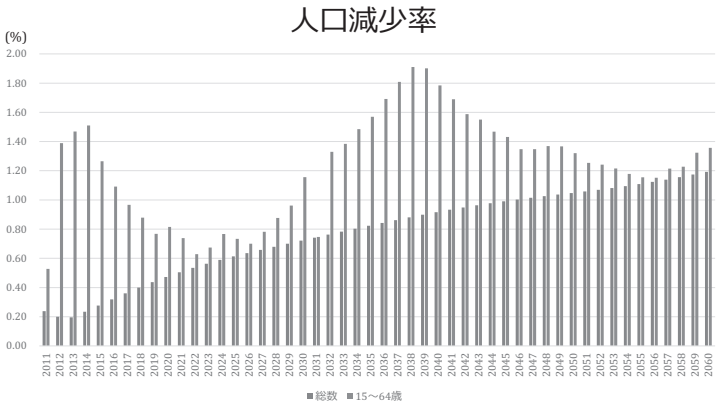


生産年齢人口は8,200万人(2010)→4,400万人(2060年)



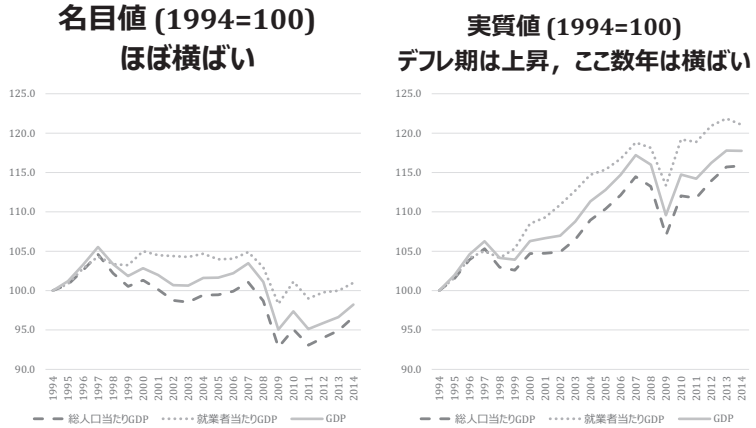
（資料３）

生産年齢人口の減少は総人口の減少より速い



（資料４）

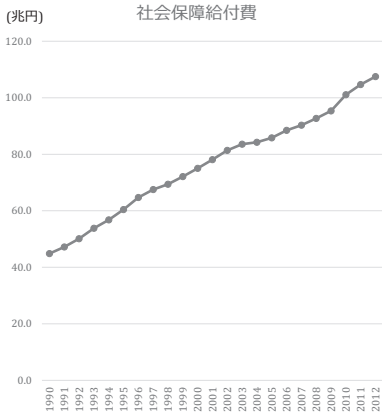
労働生産性(=就業者当たりのGDP)の伸びは低い

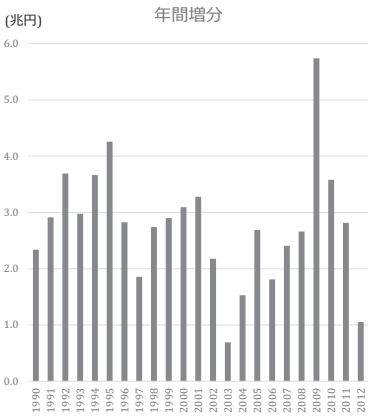


（資料５）

社会保障給付費の増大

http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/nenjisuii/nenjisuii.asp

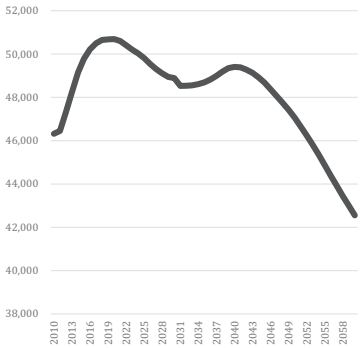




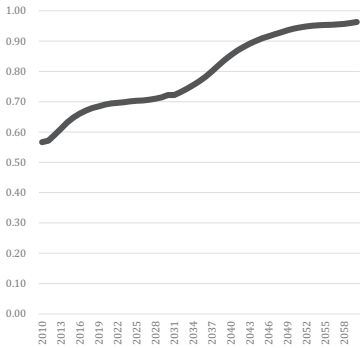
（資料６）

高齢者人口に対する生産年齢人口は大きく減少

65歳以上人口は2020年以降は一旦減少．もう一度増加した後，急減．



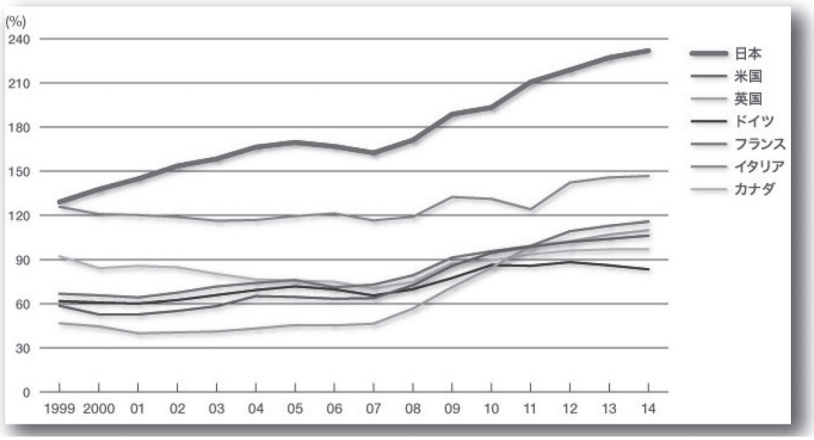
高齢人口の対生産年齢人口は比率ほぼ1に近づく（高齢者人口と生産年齢人口は等しくなる）



（資料７）

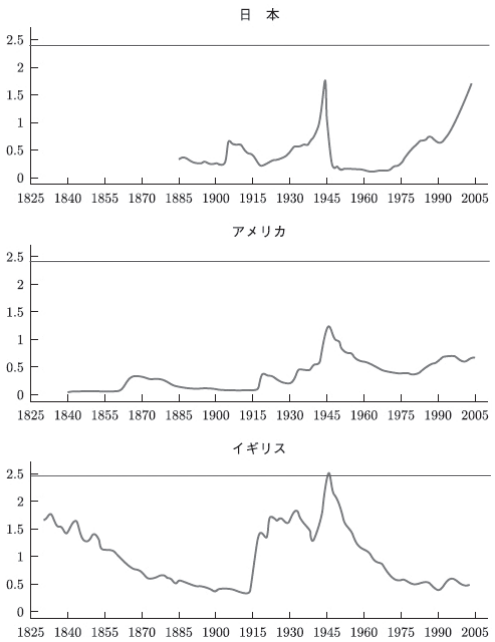
過去からの負債: 非常に高い公的債務水準

公的債務 対GDP比率: 国際比較



（資料８）

歴史的水準の公的債務



（出所） Ito, A., T. Watanabe and T. Yabu［2007］"Fiscal Policy Switching: Evidence from Japan, the U.S., and the U.K.," *IMES Discussion Paper*, No. 2007-E-2, Bank of Japan.

（資料９）

課題

- 何らかの形での増税は必要（自明）
  - 経済成長が可能であったとしても，それによる税収の自然増のみを通じた公的債務の圧縮については慎重になるべき．
- 労働者人口が急速な減少をうけ，生産性の向上が必要．
  - 民間資本・社会資本のいっそうの蓄積
- 消費課税の比重を高める必要（自明）
  - 勤労者からの税収のみをあてにはできない．
  - ただし所得課税の見直しが不必要という訳ではない（後述）
- 相対的に有利な都市部の財源の活用
  - 地方消費税だけではなく，他の地方税目も増税の方向へ
  - それによる都市部の余剰の活用

個別税制の現状と課題（税制各論）

（資料10）

視点

- 国税（消費税，所得税，相続税）と地方税（固定資産税・企業課税）を別々に触れるが，税源においても社会保障支出においても国と地方は不可分の関係にあり，国と地方のつながりを考えることが重要.
- 各税に関しても利点・不利点があり，それぞれの利点を生かし，他の不利点を補う形でトータルとしての税のあり方を考えるべきであり，それ単体で考えるべきでもない.

（資料11）

消費税

- 勤労者の数が大幅に減少する時代においては，消費課税が最も効果的．この観点から，消費税率を上げることは不可避.
- 消費税を考える場合，それは所得税の代替物で，納税時期が異なる（控除のない）比例所得税と考えるべき.
- 高い税率になる場合は低所得者対策は必要.
  - 軽減税率よりも給付で対応すべき.
  - 給付の場合は，勤労促進的な給付付き税額控除も視野へ
- 「消費」として使い切れなかった所得へ課税することも必要
  - 死亡時の貯蓄・資産に消費税率と同じ率の追加的課税
  - 「死亡消費税(伊藤元重)」と「今までありがとう税(吉川洋)」

（資料12）

所得税

- 勤労促進的な給付付き税額控除の導入
  - 高率消費税対策および労働供給増大へ貢献
- 低所得者へのみなし還付（軽減税率ではなく還付）
- 所得控除から税額控除へ
  - 所得控除は高所得者が有利.
  - 垂直的公平性および税収増に貢献
  - 公的年金控除の廃止もしくは縮減
- 最高税率の再考（さらなる引き上げ）
  - 経済理論的（最適課税論的）には引き上げの余地あり
  - 好景気時の税収増への貢献は小さくない

（資料13）

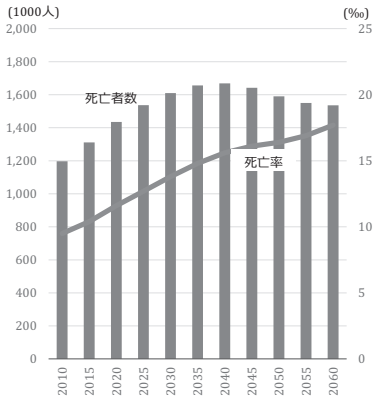
法人税

- 生産性を向上させる民間投資（資本蓄積）を誘発するためには，企業課税制度の活用が一般的な政策手段.
- 今回のような，法定税率の引き下げも有効な手段であるが，法人税内部の税収中立を条件とする場合，他の優遇措置（加速度償却，投資税額控除）を犠牲にせねばならず民間投資に与える影響は弱まるのではないか？
- 法人税内部の税収中立を前提とする限り，広く浅く効果がある法定税率の引き下げよりも，戦略的に活用できる法人関連租税特別措置を（その改革＝透明化を含め）利用した方が，民間投資への効果は大きいかもしれない.

（資料14）

相続税

- 予想
  - 高齢化→死亡数の増大(課税ベースの拡大)
  - 少子化→相続人の減少
  - 1人あたりの相続額の増大→資産格差の増大
- 相続税はより強化すべき
  - 「死亡消費税」
  - 配偶者への相続や一定規模以下の住居用の家屋・土地は別にして，世代間の相続については相続税の控除はなくしても良いのではないか？



（資料15）

地方税と財政調整

- OECD諸国においても，日本は税収に占める地方税の比率が比較的高い国
- 地方税の比率が高くなると，地域内の受益と負担のリンクが強まる一方で，地方の財政力に大きな地域間格差が生じる傾向がある.
- 地域内の受益と負担をリンクさせる部分と地域間の財政力格差を是正する財源を分けて考えるべき.

（資料16）

地域内の受益と負担の観点から

- 受益と負担の観点からは，国税だけでなく地方税も増税すべきではないのか．
- その際には，固定資産税(土地部分)と法人事業税(付加価値割)の2つが要となる．
  - 個人住民税については既述の所得税に準じる．
- 固定資産税
  - 経済理論における資本化仮説から理解できるように，公共部門が提供する便益は地価へと帰着する．
- 法人事業税
  - 経済理論的には定かではないが，地方税理論において法人事業税は地方公共サービスの対価として概念化されている．

（資料17）

固定資産税

- 市町村税の4割以上を占める重要な地方税
  - 長期的には構造的に地価下落が予想され，減収が懸念．地価の地域格差も拡大．
- 土地部分
  - 負担調整措置の見直し: 地価の変化パターンが異なると同じような条件の土地でも異なった固定資産税負担となる．
  - 公共サービスの便益が反映しやすいような課税標準としての評価を行うべき．
- 家屋/償却資産部分
  - 資本へのrecurrentな課税であるから，生産性向上の観点から吟味する必要．

（資料18）

法人事業税(付加価値割)

- 今後拡大の方向: 法人所得を課税標準にする場合よりも利点が多い.
  - 税収が安定
  - 生産活動に対し中立
    - 生産投入に関し歪みがない（付加価値税は全ての生産要素費用に課税する一方で，法人所得税は資本費用の一部～配当～に課税）
    - 資金調達に関しても歪みがない（付加価値税はどの資金調達方法をとっても同等に課税されるが，法人所得税は支払い利子には課税しない一方で配当には課税）
- 理論的には消費税と同じ，付加価値を課税標準とする税であり，特定の地域における生産と消費のずれが存在しなければ，消費段階で課税(消費税)するか，生産段階で課税(法人事業税付加価値割)するかの違い.
- 地方レベルになるとそのズレは大きく，消費ではなく生産における「応益」を重視するのであれば，一定の意味はある.

（資料19）

財政力格差の観点から

- OECD諸国においても，日本は税収に占める地方税の比率が比較的高い国
- 地方税の比率が高くなると，地方の財政力に大きな地域間格差が生じる
- この格差は地方の税収獲得努力以外の部分によることが大きい.
- 地方交付税では財政力の地域間格差（特に不交付団体のそれ）を是正する機能は十分ではない.
  - 高い留保財源率（25%）
  - 足りない自治体には交付できても，余っている自治体から財源を取り上げることはできない.

（資料20）

法人住民税→地方法人税

- 地方交付税の給付においては，足りない自治体には交付できても，余っている自治体から財源を取り上げることはできない.
- 地方税の一部を一律に地方交付税の原資としたり，それを原資とした新たな財政調整制度を設ければ，上記の問題は緩和される.
- この意味で地方法人税(国税)の設置は評価できる. 今後もこの方向で法人住民税の割合を減らして地方法人税を充実させるべき.
  - それと同様の制度を固定資産税(償却資産部分)を利用して設置しても良いのでは？
  - これにより財政的に豊かな地域の余剰を全国的に活用でき，財政力格差を是正できるとともに，地方交付税の充実を通じて，国・地方の財政難に寄与することができる.

国際課税関係資料

財務省主税局参事官室

目　　次

Ⅰ．BEPS プロジェクト・税の透明性に関するこれまでの取組みと今後の展望
（国際課税資料１）「BEPS プロジェクト」について ……87
（国際課税資料２）「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要 ……87
（国際課税資料３）BEPS プロジェクトの包括的（holistic）アプローチ
-Cash box の例 ……88
（国際課税資料４）BEPS プロジェクトの今後……88
（国際課税資料５）BEPS プロジェクト参加国（2016. 6まで） ……89
（国際課税資料６）BEPS 実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）
参加国・地域（2016. 7～） ……89
（国際課税資料７）BEPS 最終報告書において引き続き検討を
続けることとなった項目……90
（国際課税資料８）G20サミット首脳宣言（仮訳抜粋） ……90
（国際課税資料９）G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋） ……91
（国際課税資料10）G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋） ……91
（国際課税資料11）G20財務大臣・中央銀行総裁会議共同声明（仮訳抜粋） ……92
（国際課税資料12）G20サミット首脳宣言（仮訳抜粋） ……92
（国際課税資料13）非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための
報告制度……93
（国際課税資料14）「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」
について……93
（国際課税資料15）グローバル・フォーラムについて……94
（国際課税資料16）グローバル・フォーラムの現在の取組について……94
（国際課税資料17）グローバル・フォーラムにおける「要請に基づく情報交換」に
関する第一次ピア・レビューの結果……95
（国際課税資料18）自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況……95
（国際課税資料19）税務行政執行共助条約の概要……96
（国際課税資料20）Ｇ20ハイレベル・タックスシンポジウムの概要……96
（国際課税資料21）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化……97
（国際課税資料22）（参考）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化 ……97
（国際課税資料23）（参考）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化 ……98
（国際課税資料24）（参考）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化 ……98
（国際課税資料25）行動１　電子経済の課税上の課題への対処……99
（国際課税資料26）（参考）検討されたオプションとその問題点 ……99
（国際課税資料27）行動11　BEPS の規模・経済的効果の分析方法の策定 ……100

Ⅱ．BEPS 合意に関する今後の対応（行動３，４，８～10，12，15）
（国際課税資料28）行動３　外国子会社合算税制の強化 ……100

(国際課税資料29)（参考１）日本の現行制度……101
(国際課税資料30)（参考２）BEPS 勧告の内容……101
(国際課税資料31) 平成28年度税制改正大綱（抄）……102
(国際課税資料32) 平成28年度税制改正大綱（抄）……102
(国際課税資料33) ① 国外所得（外国子会社）への課税方式と
CFC 税制の関係……103
(国際課税資料34) ②－１：米国 CFC 税制の合算対象所得の概要……103
(国際課税資料35) ②－２：英国 CFC 税制の合算対象所得の概要……104
(国際課税資料36) ②－３：ドイツ CFC 税制の合算対象所得の概要……104
(国際課税資料37) 外国子会社合算税制 見直しの方向性……105
(国際課税資料38) 行動４ 利子控除制限ルール……105
(国際課税資料39)【行動４】利子控除制限：制度の基本及び
日本の現行制度（「過大支払利子税制」）……106
(国際課税資料40)【行動４】利子控除制限：「BEPS プロジェクト」の結論……106
(国際課税資料41) 行動８ 無形資産取引に係る移転価格ルール……107
(国際課税資料42) 評価困難な無形資産に係る移転価格ルールの策定……107
(国際課税資料43) 行動９ リスクと資本に係る移転価格ルール……108
(国際課税資料44) 行動10 他の租税回避の可能性の高い取引に係る
移転価格ルール……108
(国際課税資料45) 行動12 義務的開示制度……109
(国際課税資料46)（参考）報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告⑴……109
(国際課税資料47)（参考）報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告⑵……110
(国際課税資料48) 各国の義務的開示制度の比較……110
(国際課税資料49) 行動15 多数国間協定の策定……111

（国際課税資料１）

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクトとは

- 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた。
- BEPSプロジェクトは、公正な競争条件（Level Playing Field）の確保という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（BEPS）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景・経緯

- 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まったことを背景に、2012年6月、OECD租税委員会（議長：浅川財務官）が本プロジェクトを立ち上げ。
- G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア）も議論に参加。
- 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。

○ 現在の取組（BEPS実施フェーズ）

- BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
  ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組の下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
  ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。「移転価格ガイドライン」・「モデル租税条約」の改訂作業中。
  ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み（技術支援等を含む）の構築⇒IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- 2016年は、日本がG7議長国（中国がG20議長国）として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード（仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット、OECD租税委員会京都会合、G20杭州サミット）。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕
（企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定）

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕
（グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等）

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕
（租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保）

3

（国際課税資料２）

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

（1） 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の動きを実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を模擬として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

（2） 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み
行動3 外国子会社合算税制の強化 → 29年度改正での対応を検討中
行動4 利子控除制限 → 法改正の要否を含め検討
行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

（3） 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応
行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応
行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 〔透明性〕

（4） 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換
行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立
行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の要否を含め検討
行動13 多国籍企業情報の報告制度
（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除 〔予見可能性〕

（5） 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

（6） BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

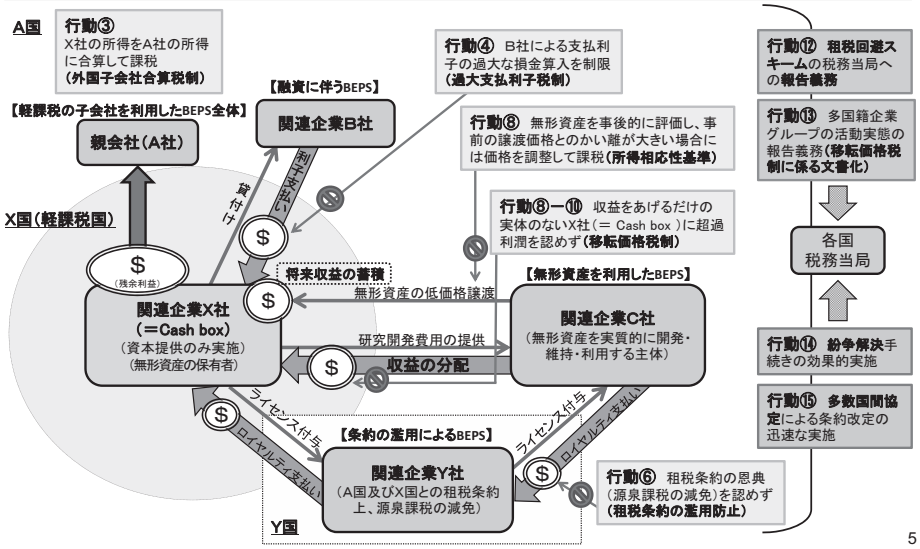
行動15 多国間協定の開発 → 参加

4

（国際課税資料３）

BEPSプロジェクトの包括的（holistic）アプローチ - Cash boxの例

資本（資金）提供等を行うが重要な経済活動等を行わない、いわゆる「Cash box」と言われる関連企業（X社）を軽課税国に置き、他の関連企業に資金提供を行った対価として多額の超過利潤を得るというBEPSの典型例に対し、BEPSプロジェクトでは以下のような包括的（holistic）アプローチにより対応。



5

（国際課税資料４）

BEPSプロジェクトの今後

BEPS実施フェーズの３本柱

CFA Inclusive Framework on BEPS
（BEPS包摂的枠組）

① BEPS合意の一貫した実施とモニタリング

- 各報告書の勧告内容を実現するための各国における所要の国内法改正
- BEPS合意のOECDモデル租税条約・移転価格ガイドラインへの反映
- 各国の実施状況のモニタリング
- BEPS対抗措置の効果の測定

② 技術的作業の継続

- 利子控除制限に関する具体的な計算方法の検討
- 価格付けが困難な無形資産に関する移転価格ガイドラインの改定の検討　等

③ 更に広範な新興国・途上国への拡大

- 46ヶ国から関心・関連のある100ヶ国程度に拡大
- 新規参加国も対等な立場で参加

（参考）その他の途上国への税制支援

- 途上国の国内資金動員強化のための税制・税務執行支援
- 途上国が直面するBEPS関連問題に対処するためのツールキットの開発
- 国際機関間の協調・情報共有を通じた支援の効果の向上（IMF・OECD・世銀・国連による「税に関する協働のためのプラットフォーム」の活用）

6

（国際課税資料５）

BEPSプロジェクト参加国（2016.6まで）

BEPS正式メンバー国　46カ国		Participant 全会合に出席 コミット・議決権なし	Invitee 個々の会合ごとに アドホックに出席 コミット・議決権なし
OECD加盟国	OECD非加盟国 ＝ BEPS Associate 全会合に出席、コミット・議決権あり		
オーストラリア　カナダ　フランス Oドイツ　O イタリア　◎日本 ●英国　O 米国　韓国 メキシコ　トルコ	アルゼンチン　ブラジル　中国 インドネシア　インド　ロシア サウジアラビア　南アフリカ G20メンバー	マレーシア シンガポール ウルグアイ	アルバニア アゼルバイジャン バングラデシュ クロアチア ジョージア ジャマイカ ケニア モロッコ ナイジェリア ペルー フィリピン セネガル チュニジア ベトナム
ニュージーランド　チリ ノルウェー　アイスランド イスラエル　オランダ ベルギー　ルクセンブルク フィンランド　スウェーデン オーストリア　デンマーク スペイン　ポルトガル ギリシャ　アイルランド チェコ　ハンガリー ポーランド　スロヴァキア エストニア　スロベニア スイス	コロンビア　ラトビア コスタリカ　リトアニア OECD加盟申請中		
計　34カ国	計　12カ国	計　3カ国	計　14カ国

注：下線はCFAビューロプラスメンバーを、◎は議長国を、●は議長代理国を、Oは副議長国をそれぞれさす。

（国際課税資料６）

BEPS実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域（2016.7～）

正式メンバー国・地域　85カ国			Invitee 2017年1月までに、 正式に参加するかを決定
OECD加盟国	OECD非加盟国 ＝ BEPS Associate		
	従来から参加していた国	京都会合および会合後に参加した国・地域	
オーストラリア　カナダ　フランス ドイツ　イタリア　◎日本 ●英国　米国　韓国 メキシコ　トルコ	アルゼンチン　ブラジル インド　●中国 インドネシア　ロシア サウジアラビア 南アフリカ G20メンバー	【京都会合で参加】 アルバ　バングラデシュ ベナン　ブルネイ ブルガリア　ブルキナファソ カメルーン　コンゴ クロアチア　キュラソー コンゴ民主共和国　エジプト エリトリア　ガボン ジョージア　ガーンジー ハイチ　香港 マン島　ジャージー ケニア　リベリア リヒテンシュタイン　マルタ モナコ　ナイジェリア パキスタン　パプアニューギニア パラグアイ　ルーマニア サンマリノ　●セネガル シエラレオネ　シンガポール スリランカ　ウルグアイ 【京都会合後に参加】 アンゴラ　セーシェル ジャマイカ	アンドラ カンボジア コートジボワール ギニアビサウ ガイアナ マカオ マダガスカル マレーシア モーリタニア モーリシャス ミャンマー パナマ ペルー サントメ・プリンシペ タイ トーゴ アラブ首長国連邦 ベトナム ザンビア
ニュージーランド　チリ ノルウェー　アイスランド イスラエル　オランダ ベルギー　ルクセンブルク フィンランド　スウェーデン オーストリア　デンマーク スペイン　ポルトガル ギリシャ　アイルランド チェコ　ハンガリー ポーランド　スロヴァキア エストニア　スロベニア スイス　ラトビア	コロンビア　コスタリカ リトアニア OECD加盟申請中		
計　35カ国	計　11カ国	計　39カ国	計　19カ国

注1：BEPS正式メンバー国・地域は、対等な立場（equal footing）で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。ただし、新たに加わった途上国が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。
注2：下線はBEPS包摂的枠組み運営会合メンバーの出身国を、◎は議長出身国を、●は議長代理出身国をそれぞれさす。

（国際課税資料７）

BEPS最終報告書において引き続き検討を続けることとなった項目

行動	検討作業の概要	期限
2 ハイブリッドミスマッチ	支店ミスマッチへの対応	2016年
4 利子控除制限	グループ比率ルールについての設計・運用上の論点整理	2016年
	銀行・保険セクターに係るBEPSリスクへの対処法の検討	
	金融取引における移転価格の検討	2017年
5 有害税制	新規国（third jurisdictions）への拡大	未定
	既存の基準の見直し	
6 条約濫用	non-CIVファンド（集団投資ビークルではないファンド）への条約適用	2016年
	米国モデル租税条約改訂を踏まえたOECDモデル租税条約の改訂（例：特典制限規定（LOB）及びそのコメンタリー）	
7 PE認定の人為的回避	PE帰属利得に関するガイダンスの策定	2016年
	OECDモデル租税条約に対する行動7の反映（新規定の解釈明確化等を含む。）	
8 - 10 移転価格税制	利益分割法（profit-split methods）の適用に関するガイダンスと実例集の作成	2017年
	評価困難な無形資産（Hard to Value Intangibles）に関する実施ガイダンスの作成及びレビューメカニズム（重要性判断基準等）の構築	2016/ 2020年
	低付加価値グループ内役務提供に関する実施ガイダンス（閾値の設定を含む）の作成	2016年
13 国別報告書	国別報告書（CbCレポート）に係る様式の改訂	2020年
15 多国間協定	多国間協定の策定	2016年
OECDにおける法規範への反映	OECDモデル租税条約に係る変更の統合	2017年
	OECD移転価格ガイドラインに係る変更の統合	
	BEPS合意に照らしたOECD法拘束的合意（legal instruments）の規則化	2017年

9

（国際課税資料８）

G20サミット首脳宣言　（仮訳抜粋）
（2015 年11月15-16日　於 ： トルコ・アンタルヤ）

15. 世界規模で公正な、かつ、現代的な国際課税システムを達成するため、我々は、野心的なG20/OECD税源浸食・利益移転（BEPS）プロジェクトの下で策定された措置のパッケージを支持する。広範で、かつ、首尾一貫した実施は、特に国境を越える税のルーリングに関する情報交換に関するプロジェクトの有効性にとって極めて重要である。したがって、我々は、このプロジェクトの適時の実施を強く求めるとともに、開発途上国を含む全ての国・地域に対して参加を奨励する。BEPSプロジェクトの実施状況をグローバルに監視するため、我々は、OECDに対し、2016年の早い時期までに、開発途上国を含め、BEPSプロジェクトの実施にコミットする関心のある非G20諸国・地域の対等な立場での関与を得つつ、包摂的な枠組みを策定することを求める。我々は、関心のある開発途上国に対し、それらの国が直面するBEPSによるものを含む国内資金の動員の課題に対処するための適切な技術支援を提供するIMF、OECD、国連及び世界銀行グループによる取組を歓迎する。我々は、関心のある非G20開発途上国における実施のタイミングは他の国々と異なり得ることを認識し、その枠組みの中でそれらの国の状況が適切に対処されることを確保するようOECD及びその他の国際機関に期待する。我々は、我々の課税システムの透明性向上に向けて前進しており、要請に基づく情報交換を行い、また、2017年又は2018年末までに自動的情報交換を行うとの我々のこれまでのコミットメントを再確認する。我々は、他の国・地域の参加を招請する。我々は、国際課税の諸課題における開発途上国の関与の強化のための取組を支持する。

10

（国際課税資料９）

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）
（2016年2月26-27日　於：中国・上海）

7. G20/OECD 税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトの広範で、一貫した、そして効果的な実施は、公平で現代的な国際課税システムにとって極めて重要である。我々はBEPS プロジェクトを適時に実施するという我々のコミットメントを再確認し、税の公平性及び公平な競争条件を確保するため、BEPS に関連する問題へのモニタリングと対処を続ける。一貫したグローバルな取組みを確保するために、我々はOECD より提案されたBEPS プロジェクトのグローバルな実施のための包摂的枠組みを支持し、発展途上国を含む、BEPS プロジェクトの実施にコミットする全ての関係・関心ある非G20 諸国・地域に対し、同枠組みへの対等な立場で参加することを奨励する。我々は、発展途上国がBEPS 実施に際し直面する特有の課題が枠組みの下で適切に対処されるべきことを支持する。
我々は要請に基づく情報交換及び自動的情報交換（AEOI）のための基準の実施に引き続きコミットし、全ての金融センター及び国・地域に対して、2017 年又は2018 年末までの実施を求める。我々は全ての国に対する多国間税務行政執行共助条約への参加の呼びかけを再確認し、グローバルフォーラムによる進捗報告を期待する。我々はアジス税イニシアティブ、税務行政診断評価ツール及び国境なき税務調査官を含む、発展途上国が抱える税の問題に関する彼らのニーズに応えるための能力強化を目的とした既存の様々なイニシアティブを歓迎する。この点に関して、中国は国際税制の企画・研究並びに発展途上国への技術支援のための国際税制研究センターを設立することで貢献する。我々はまた、IMF、OECD、国連及び世界銀行グループが税プラットフォームを共同で立ち上げるという新たな提案を歓迎するとともに、これらの機関に対し、技術支援プログラムの効果的な実施を確実なものとすることに資するメカニズムと、税プロジェクト及び直接の技術支援に対する各国の資金の貢献方法について提案をすること、そして我々の7月の会合において提案を報告することを求める。我々は持続的な経済成長を達成するための税制の役割を認識し、7月に開かれるG20 税シンポジウムにおいて更にこの問題を探求していく。我々は不正な資金の流れが我々の経済へ与える重大な悪影響を認識し、このテーマについてG20 としての作業を引き続き進める。

11

（国際課税資料10）

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明　（仮訳抜粋）
（2016年4月14-15日　於：ワシントンD.C.）

7.我々は、G20/OECD BEPSパッケージの適時かつ広範な実施という我々のコミットメントを再確認し、新たな包摂的枠組みに、その第1回会合が6月に開催されることに留意しつつ、全ての関係・関心のある国・地域が対等な立場で早急に参加することを奨励する。G20は、国際的に合意された透明性に係る基準の効果的かつ広範な実施の重要性について強く再確認する。従って我々は、自動的情報交換に係る基準を2017年又は2018年までに実施することにコミットしていない、全ての金融センター・地域を含む全ての関係する国に対して、遅滞なくコミットすること及び多国間条約に署名することを求める。我々は、2017年のG20サミットまでに、全ての国・地域が自らのグローバル・フォーラムのレーティングを、満足な水準まで改善することを期待する。我々は、OECDに対し、G20諸国と協力しつつ、我々の7月会合までに税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準をつくることを課す。仮にグローバル・フォーラムの評価によって進捗が見られなければ、G20諸国による非協力的地域に対する防御的措置が検討される。我々は、税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム報告書が年末までに作成されることを期待する。我々は、各国及び国際機関による途上国の税分野に関する能力を強化するための足並みをそろえた継続した努力を歓迎する。我々は、G20メンバー国がアジス税イニシアティブの原則へのコミットを検討することを奨励する。

8. G20は、特に法人及び法的取極めの実質的所有者情報に関し、金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準の効果的な実施に付した高い優先性を再確認する。法人及び法的取極めの実質的所有者情報の透明性の改善は、国際金融システムの清廉性を守り、これら法人及び法的取極めが、腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するために、極めて重要である。G20は、全ての国・地域が法人及び法的取極めの透明性及び実質的所有者に関するFATF勧告を完全に履行することの重要性を再確認し、これに関し模範を示す決意を表明する。我々は、課税逃れ、テロ資金供与及びマネーロンダリングに対処する目的のため、各国・地域による権限ある当局の実質的所有者情報の入手可能性の改善及び権限ある当局間の国際的な実質的所有者情報の交換の重要性を特に強調する。我々は、FATF及び税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムに対し、我々の10月会合までに、実質的所有者情報の入手可能性、及びその国際的な交換を含む、透明性に関する国際基準の履行改善のための方法についての初期提案を提示することを求める。

12

（国際課税資料11）

G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明　（仮訳抜粋）
（2016年7月23-24日　於 ： 成都）

10. 我々は、京都で開催された「G20/OECD BEPS包摂的枠組み」第1回会合を歓迎する。特に、我々は、その幅広いメンバーシップを、G20/OECD BEPSパッケージの時宜を得た、一貫した、広範な実施と、発展途上国が直面する特有の課題への対応を支援する重要な資産として歓迎する。我々は、未だBEPSパッケージにコミットしていない全ての関係・関心ある国・地域に対し、BEPSパッケージへのコミットメントと、枠組みへの対等な立場での参加を求める。我々はまた、税の透明性に関する国際的に合意された基準の実効性ある広範な実施についての、最近の進捗を歓迎する。我々は、遅くとも2018年までの自動的情報交換の基準の実施に未だコミットしていない、あるいは、多国間税務行政執行共助条約に未だ署名していない、全金融センター・地域を含む全ての関係国に対し、遅滞ないコミット及び署名を求めることを再確認する。我々は、グローバル・フォーラムによる自動的情報交換の実施のモニタリングを支持し、本年末までの報告を期待する。我々は、OECDがG20諸国と協働して作成した、税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準についての提案を支持する。税の透明性に関して合意された国際基準を、満足のいく水準で実施することに向けて十分な進捗が見られない地域のリストを、2017年7月のG20サミットまでにOECDが作成することを視野に入れ、我々はOECDに対し、2017年6月までに、各地域の税の透明性についての進捗と、グローバル・フォーラムが各国からの追加的審査の要請に応じて国別審査プロセスをどのように扱うかについて、報告することを求める。リストに載った地域に対しては、防御的措置が検討される。我々は、発展途上国の税に関する能力構築を各国と国際機関が支援することを奨励し、その関連で、IMF、OECD、国連及び世界銀行グループにより新たな「税に関する協働のためのプラットフォーム」が設立されたこと、並びに税制・税務執行改革を支える効果的な技術支援のためのメカニズムについてこれら国際機関から提言がなされたことを確認する。我々は2017年央までに進捗状況の報告を受けることを期待する。我々は、アジス税イニシアティブの原則を支持する。我々は、不正な資金の流れの我々の経済への重大な悪影響を認識し、このテーマについてG20における作業を引き続き進めていく。

11. 我々は、強固で、持続可能かつバランスの取れた成長という、より大きなアジェンダにおいて租税政策が果たす重要な役割と、公平で効率的な国際課税環境が各国税制の間の衝突を減らす上で果たす重要な役割を認識する。G20ハイレベル租税シンポジウムでの議論で強調されたように、我々は、イノベーション志向の包摂的成長を促進するための供給サイドの構造改革に租税政策の手段が有効であること、そして投資と貿易を促進する上で税の安定性が利益となることを強調する。この点に関し我々は、OECD及びIMFに対し、成長志向の租税政策及び税の安定性の問題についての取組を継続することを求める。

12. 我々は、FATF及びグローバル・フォーラムに対し、我々の10 月会合までに、法人及び法的取極めの実質的所有者情報の入手可能性、及びその国際的な交換を含む、透明性に関する国際基準の履行改善のための方法についての初期提案を提示することの要請を再確認する。

13

（国際課税資料12）

G20サミット首脳宣言（仮訳抜粋）
（2016年9月4-5日　於 ： 杭州）

19. 我々は，税源浸食と利益移転（BEPS），税に関する情報交換，開発途上国における税に関する能力構築及び成長と税の安定性を促すための租税政策について現在行われている協力の推進を含む，世界規模で公正な，かつ，現代的な国際課税システムを達成し，成長を促すための，国際的な税に関する協力を，引き続き支持する。我々は，G20/OECD BEPS包摂的枠組みの設立及び京都における同枠組みの第1回会合を歓迎する。我々は，BEPSパッケージの適時の，一貫した，広範な実施を支持し，未だBEPSパッケージにコミットしていない関係し，関心のある全ての国・地域に対し，BEPSパッケージへのコミットメントと，対等な立場での枠組みへの参加を求める。我々は，また，税の透明性に関する国際的に合意された基準の効果的で広範な実施についての進捗を歓迎し，遅くとも2018年までの自動的情報交換の基準の実施に未だコミットしていない，あるいは，多国間税務執行共助条約に未だ署名及び批准を行っていない，全金融センターを含む全ての関係する国・地域に，遅滞ないコミット並びに署名及び批准を求めることを再確認する。我々は，OECDがG20構成国と協働して作成した，税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準についての提案を支持する。税の透明性に関して合意された国際的基準を，満足のいく水準で実施することに向けて十分な進捗が見られない地域のリストを，2017年7月のG20サミットまでにOECDが作成することを視野に入れ，我々は，OECDが2017年6月までに，財務大臣・中央銀行総裁会議に対し，各地域の税の透明性についての進捗と，グローバル・フォーラムが各国からの追加的審査の要請に応じて国別審査プロセスをどのように扱うかについて，報告することを要請する。リストに載った地域に対しては，防御的措置が検討される。我々は，開発途上国の税に関する能力構築を各国と国際機関が支援することを奨励し，IMF，OECD，国連及び世界銀行グループによる新たな「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設立を認識する。我々は，アディス税イニシアティブの原則を支持する。我々は，不正な資金の流れの我々の経済への重大な悪影響を認識し，このテーマについてのG20における作業を前進させる。我々は，イノベーションによる包摂的成長を促進するためのサプライサイドの構造改革に租税政策の手段が有効であること，そして投資と貿易を促進する上で税の安定性が利益となることを強調し，OECD及びIMFに対し，成長志向の租税政策及び税の安定性の問題についての取組を継続することを要請する。これに関連し，中国は，国際税制の企画・研究のための国際租税研究センターを設立することで貢献する。

20. 特に法人及び法的取極めの実質的所有者情報に関し，金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準の効果的な実施は，国際金融システムの清廉性を守り，これら法人及び法的取極めが，腐敗，租税回避，テロ資金供与，マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するために，極めて重要である。我々は，FATF及びグローバル・フォーラムに対し，法人及び法的取極めの実質的所有者情報の入手可能性及びその国際的な交換を含む，透明性に関する国際基準の履行改善のための方法についての初期提案を，10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議までに，提示することを求める。

14

（国際課税資料13）

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

≪G20・OECDにおける合意≫

○ 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。

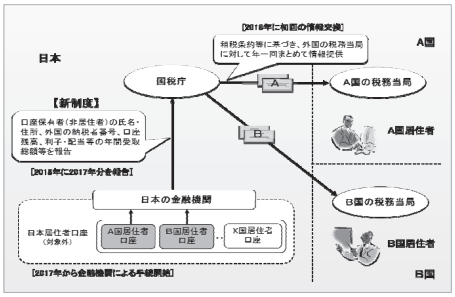
○ これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年７月に公表。G20は、共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。

≪上記合意を受けた日本の対応≫

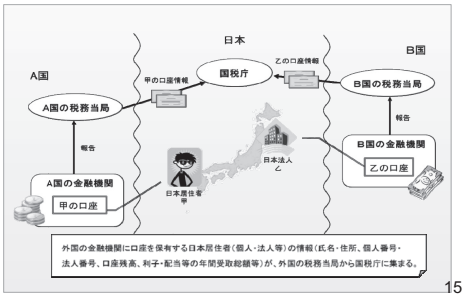
○ 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。

○ 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始する。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

［日本から外国への情報提供のイメージ］



［外国から日本への情報提供のイメージ］



15

（国際課税資料14）

「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」について

【経緯】

- 2016年4月：G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：ワシントンDC）において、OECDに対してG20と協力しながら、「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」を作成することが要請される。
- 2016年6月：OECD租税委員会本会合（於：京都）において同基準について議論、次回G20に報告することについて合意。
- 2016年7月、9月：G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：成都）、G20サミット（於：杭州）において以下の内容を承認。

■□■ 税の透明性に関する非協力的地域 ■□■

✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない国・地域、あるいは

✓ 「要請に基づく情報交換」に関する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」（以下「グローバル・フォーラム」）によるピア・レビューにおいて不遵守（Not-Compliant）相当（注）と見なされた国・地域

（注）不遵守相当：①法制・執行両面を踏まえた総合評価が「Not-Compliant」、②法制審査を通過できていない、あるいは③法制審査の通過に時間を要し、未だ執行審査の結果が出ていない、のいずれかに該当する国・地域

基準1 「グローバル・フォーラム」が実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が「概ね遵守（Largely Compliant）」あるいは「遵守（Compliant）」

基準2 「共通報告基準（Common Reporting Standard）」に基づく税務当局間での金融口座情報の自動的交換を、遅くとも2018年までに実施することを約束

基準3 「税務行政執行共助条約（多国間条約）」への署名

（注）代替的基準：グローバル・フォーラムの「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおいて、幅広い情報交換ネットワークがあると判定され、且つ当該ネットワークを通じて「自動的情報交換」が可能であること

（注）今後、上記の基準の見直し及び追加がありうる。

上記の客観的基準に基づきOECD事務局が作成する「税の透明性に関する非協力的地域」のリストが、2017年7月にG20首脳に示される見込み。

（注）「グローバル・フォーラム」の評価によって進捗が見られなければG20諸国による非協力的地域に対する防御的措置が検討される。

16

（国際課税資料15）

グローバル・フォーラムについて

（2016 年8月1日）

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についてのピア・レビュー等を行うため、OECD加盟国に加え非加盟国を含む130以上の国・地域が参加するフォーラム。

- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009年４月のG20サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報（銀行機密情報も含む）の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- 2009年９月にOECDの「グローバル・フォーラム」を拡充し、いわゆるタックスヘイブンを含む各国の「要請に基づく情報交換」につき法制・執行の両面のピア・レビュー（相互審査）実施に合意し、2010年３月から審査を開始（結果は別紙参照）。2016年後半からは新基準による審査を実施予定。現在グローバル・フォーラムには135の国・地域が参加。
- ピア・レビューの審査項目は以下の３本柱。
  ① 情報の記録（所有者情報、銀行取引及び会計記録等が適正に記録・保存されているか等。なお、新基準では所有者情報に実質的支配者情報を含む）
  ② 税務当局が情報を取得する権限（銀行機密に妨げられないか等）
  ③ 税務当局間の情報交換（関係する国・地域と、自国の課税上の利益がなくても、情報を交換しているか等）
- 2016年後半から実施予定の新基準による審査（第２次ピア・レビュー）は、法制面審査（Phase1）と執行面審査（Phase２）を同時に行う。我が国の審査は、2017年後半に開始予定。
- グローバル・フォーラムの下部組織には、同フォーラムの運営方針を決める「ステアリング・グループ(SG)」、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ(PRG)」及び金融口座情報の共通報告基準(CRS)に基づく「自動的情報交換」の実施を監視・審査する「自動的情報交換グループ(AEOIG)」があり、我が国はいずれもメンバー国として参画・貢献してきている。

（注）AEOIGは、2013年11月に国際基準（2014年２月にOECDがCRSとして公表）による「自動的情報交換」を実施する組織として設立された。

17

（国際課税資料16）

グローバル・フォーラムの現在の取組について

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についてのピア・レビュー等を行う機関であり、2009年に拡充され、2010年から相互審査を開始。

○ 近年の動き
- 2013年９月のサンクトペテルブルグG20首脳宣言は、グローバル・フォーラムに対し、①実質的支配者（Beneficial Ownership）に関してFATFの取組を活用（draw on）することを勧め、②自動的情報交換に関する新しい国際基準の実施を監視し、レビューするメカニズムの設立を求めた。
- 2014年にOECDが自動的情報交換の国際基準（CRS）（FATF基準と整合的な実質的支配者に係る情報も対象）を策定。2014年11月のブリスベンG20サミットは、2017年又は2018年末までの初回交換へのコミットを求めた。

○ 現在の主な取組の概要

① 要請に基づく情報交換に関する新たな審査基準の策定
- 2013年より審査基準に「実質的支配者」情報の記録を含むなどの改訂が検討され、2015年に改訂。
- 2016年後半から新たな審査基準に基づく各国審査が開始（我が国の審査は2017年後半から開始）。

② 自動的情報交換に関するモニタリング・審査プロセス等の策定
- OECDが策定した国際基準に対する各国のコミット状況をモニタリング。
- 2015年から国際基準に基づく自動的情報交換の実施状況を予備的・段階的に審査することとし、現在は税務当局が受領するデータの保護体制に関する審査を実施しているほか、国内法制が国際基準に沿っているかについての予備的な法制審査のプロセス等を策定中（具体的作業は自動的情報交換グループが担当）。
- 2019年以後に本格的な法制審査等を予定。

18

（国際課税資料17）

グローバル・フォーラムにおける「要請に基づく情報交換」に関する第１次ピア・レビューの結果[1]

１．第１次ピア・レビューの内容（以下の３本柱について法制面（フェーズ１）と執行面（フェーズ２）の２段階で審査）

①情報の記載（法人所有者や口座・会計等の情報が適正に記載されているか等）
②税務当局が情報を取得する権限（銀行機密に妨げられないか等）
③税務当局間の情報交換（自国の課税上の利益がなくても情報を交換しているか等）
※法制・執行の両審査が終了した段階で、個別項目のほか、総合評価として Compliant（通守）、Largely Compliant（概ね通守）、Partially Compliant（一部通守）、Not-Compliant（不通守）の４段階の評価が付されることとなる。

２．第１次ピア・レビューの結果（2016 年７月 26 日時点）

法制・執行の両審査が終了した国：101 か国

総合評価が Compliant（22か国）	アイスランド、アイルランド、インド、オーストラリア、カナダ、韓国、コロンビア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、中国、デンマーク、**日本**、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、マン島、南アフリカ、メキシコ、リトアニア	
総合評価が Largely Compliant（67か国）	アルゼンチン、アルバ、アルバニア、イタリア、ウルグアイ、英国、英領バージン諸島、エストニア、エルサルバドル、オランダ、オーストリア、カタール、ガボン、カメルーン、ガーナ、ガーンジー、キプロス、ギリシア、クック諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ケニア、サウジアラビア、サンマリノ、ジブラルタル、ジャマイカ、ジャージー、ジョージア、シンガポール、スイス、スロバキア共和国、セネガル、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、セーシェル、タークス・カイコス諸島、チェコ共和国、チリ、ドイツ、ナイジェリア、ニウエ、パキスタン、バハマ、バミューダ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、米国、ベリーズ、ボツワナ、ポルトガル、香港、ポーランド、マカオ、マケドニア、マルタ、マレーシア、モナコ、モントセラト、モーリシャス、モーリタニア、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ロシア	
総合評価が Partially Compliant（12か国）	アラブ首長国連邦、アンギラ、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、イスラエル、インドネシア、キュラソー、コスタリカ、サモア、セント・マーティン、トルコ、バルバドス	

法制審査のみが終了した国：22 か国

法制審査を通過し、今後執行審査予定の国（15か国）	アゼルバイジャン、ウガンダ、ウクライナ、クロアチア、チュニジア、ドミニカ、ドミニカ共和国、パナマ、ブルキナファソ、ブルネイ、マーシャル諸島、モロッコ、リベリア、ルーマニア、レソト	
法制審査を通過できていない国（７か国）	カザフスタン、グアテマラ、トリニダード・トバゴ、ナウル、バヌアツ、ミクロネシア、レバノン	

[1] 第１次ピア・レビューは 2010 年から行われており、2016 年後半からは新基準による第２次ピア・レビューが行われる。

（国際課税資料18）

自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況

（2016年９月１日現在）

2017年までに初回交換		2018年までに初回交換	
アイスランド	スロベニア	アラブ首長国連邦	【（中）マカオ】
アイルランド	セーシェル	アルバニア	チリ
アルゼンチン	チェコ	【アンティグア・バーブーダ】	【ドミニカ】
イギリス	デンマーク	アンドラ	トルコ
（英）アンギラ	（丁）グリーンランド※	イスラエル	ナウル
（英）英領バージン諸島	（丁）フェロー諸島※	インドネシア	日本
（英）ガーンジー	ドイツ	ウルグアイ	ニュージーランド
（英）ケイマン諸島	【トリニダード・トバゴ】	オーストラリア	パナマ
（英）ジブラルタル	ニウエ	オーストリア	【バヌアツ】
（英）ジャージー	ノルウェー	（蘭）アルバ	【バハマ】
（英）ターコス・カイコス諸島	バルバドス	（蘭）セント・マーティン	【バーレーン】
（英）バミューダ	ハンガリー	ガーナ	ブラジル
（英）マン島	フィンランド	カタール	ブルネイ
（英）モントセラト	フランス	カナダ	ベリーズ
イタリア	ブルガリア	クウェート	マーシャル諸島
インド	ベルギー	クック諸島	マレーシア
エストニア	ポーランド	【グレナダ】	モナコ
オランダ	ポルトガル	コスタリカ	モーリシャス
（蘭）キュラソー	マルタ	サウジアラビア	【レバノン】
韓国	南アフリカ	サモア	ロシア
キプロス	メキシコ	シンガポール	
ギリシャ	ラトビア	スイス	
クロアチア	リトアニア	セントクリストファー・ネーヴィス	
コロンビア	リヒテンシュタイン	セントビンセント及びグレナディーン諸島	
サンマリノ	ルーマニア	セントルシア	
スウェーデン	ルクセンブルク	中国	
スペイン		（中）香港	
スロバキア	[54 か国・地域]		[47か国・地域]

（注1）アメリカは、2015年からFATCAによる自動的情報交換を実施するとしている。
（注2）下線はマルチCA合意に署名している84か国・地域を表す。
（注3）※印はグローバル・フォーラム加盟国・地域ではないが、CRSにコミットしている国・地域を表す。
（注4）2016年５月９日付でパナマ及びバーレーンが2018年初回交換国となり未定国が消滅した。また、パナマは我が国との間で自動的情報交換の規定を含む租税情報交換協定の締結につき署名（2016年８月25日）に至っている。
（注5）【】で囲った9か国は、自動的情報交換を行うために必要なマルチ共助条約への参加承認申請等の具体的な動きがない。
（注6）マルチ共助条約の発効手続き：参加承認申請→承認→署名→寄託→発効。なお、OECD又は欧州評議会の加盟国は参加承認手続きは不要。

（国際課税資料19）

税務行政執行共助条約の概要

- 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約（1988年に署名開放）
  - ① 情報交換：参加国の税務当局間で租税に関する情報を交換する仕組み
  - ② 徴収共助：租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み
  - ③ 文書送達共助：税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み
- 2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準（①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する）に沿った形に改正された。
- 2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。
- 2011年11月3日のG20カンヌサミットで、日本、アルゼンチン、インドネシア、オーストラリア、トルコ、ブラジル、南アフリカ、ロシアが新規に署名。我が国については、2013年10月1日に発効。
- 2016年8月1日現在の署名国は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等83か国。

欧州・NIS諸国地域	：スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、オランダ、ベルギー、デンマーク、ポーランド、アイスランド、アゼルバイジャン、フランス、ウクライナ、イタリア、イギリス、ドイツ、スペイン、スロベニア、ブルガリア、ポルトガル、ジョージア、モルドバ、アイルランド、ロシア、ギリシャ、ルーマニア、チェコ、マルタ、アルバニア、リトアニア、エストニア、オーストリア、スロバキア、ラトビア、ルクセンブルク、クロアチア、スイス、アンドラ、ハンガリー、リヒテンシュタイン、サンマリノ、カザフスタン、キプロス、モナコ
中東、アフリカ地域	：トルコ、南アフリカ、ガーナ、チュニジア、モロッコ、サウジアラビア、ナイジェリア、カメルーン、ガボン、ケニア、セネガル、セーシェル、モーリシャス、ウガンダ、イスラエル
アジア、大洋州地域	：韓国、日本、インドネシア、オーストラリア、インド、ニュージーランド、シンガポール、中国、フィリピン、ニウエ、ナウル
北米、中南米地域	：アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、コロンビア、グアテマラ、バルバドス、ベリーズ、チリ、エルサルバドル、ウルグアイ、ジャマイカ、ドミニカ共和国

（注1）地域別・署名日順。下線は、発効済の国（61か国）を表す。
（注2）オランダは、アルバ、キュラソー、セント・マーティンにも適用。
（注3）デンマークは、グリーンランド、フェロー諸島にも適用。
（注4）イギリスは、モントセラト、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、アンギラ、英領バージン諸島、ジブラルタル、バミューダ、マン島、ジャージー、ガーンジーにも適用。

21

（国際課税資料20）

G20ハイレベル・タックスシンポジウムの概要

日時・場所

- 日時　：2016年7月23日
- 場所　：四川省成都
  ※G20財務大臣・中央銀行総裁会議のマージン

参加者

- G20及びその他の国の閣僚、国際機関（IMF ラガルド専務理事、OECD グリア事務総長 等）
- 日本からは麻生副総理が出席し、セッション2のパネリストとして登壇。

主な議論の内容

※ シンポジウムアジェンダより抜粋

- セッション1：イノベーションによる、包摂的な成長のための租税政策

  世界の成長は、今後、ますますイノベーションによるところが大きくなってくる。イノベーション促進に狙いを定めた税制構造改革は、経済と産業界の再配置を促す。より一般的な話として、租税政策は、広範かつ包摂的な成長を促進することが可能な政策である。イノベーション並びに社会の全ての人々にチャンスのある経済成長を促進するための租税政策について、その設計及び実施の方法のあり方がこのセッションのテーマである。また、成長・効率性・公平性を高めるための、具体的な税制の設計の原則についても議論を行う。

- セッション2：価値創造が変化する世界における投資・貿易の促進のための「税の安定性」の確保

  「税の安定性」は、国内投資のみならず国境を越えた貿易及び投資にも影響を与える。それどころか、税の安定性は、実際の納税額以上に、企業の意志決定に影響を与える場合もある。租税政策は、安定性を向上させる役割を持つ。また、新たな電子ビジネスモデル及び価値創造のあり方の変化により生み出された「税の不安定性」についても議論があることに注意する必要がある（ここには、税システムがどのような尺度で価値創造を認定・測定し、配分し、課税するのか、という問題もある）。このセッションでは、価値創造のあり方の変化が税の安定性に与える影響を考慮しつつ、租税政策の設計と実施がいかに税の安定性を向上しうるかに焦点を当てる。

22

（国際課税資料21）

行動13　多国籍企業の企業情報の文書化

28改正で対応済み

【課題】 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税（移転価格課税）を実現するためには自国企業の国外関連者との取引に関する情報を求めるのはもちろんのこと、多国籍企業グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要。

【対応】 経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等（移転価格に係る文書化）に関するルールを整備。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書（CbCレポート）の三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供（または作成・保存）することを義務付けるよう勧告（CbCレポートについては、原則、2016年度から適用開始）。

- ○ **ローカルファイル**：関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用（現行、措規22の10①②に相当）。
- ○ **マスターファイル**：多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用。
- ○ **国別報告書**：多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用。

※原則、親会社が親会社所在地国の税務当局に提出し、当該税務当局が子会社所在地国の税務当局に自動的情報交換で共有する。

ローカルファイル
＜親・子会社が各々作成＞

- ✓ 組織図
- ✓ 経営戦略
- ✓ 主要な競合他社
- ✓ 主要な関連者間取引と取引背景
- ✓ 移転価格算定根拠
- ✓ 財務諸表　等

マスターファイル
＜親会社が作成＞

- ✓ グループの組織図
- ✓ 事業概要
- ✓ 保有する無形資産の情報
- ✓ グループ内金融活動に関する情報
- ✓ グループ全体の財務状況と納税状況

国別報告書
＜親会社が作成＞

- ✓ 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報
  - ➢ 総収入・所得・税額・資本金等の財務情報
  - ➢ 従業員数
  - ➢ 有形資産額
  - ➢ 主要事業　等

23

（国際課税資料22）

（参考）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化

～「国別報告書ガイドライン」（2015年2月公表）の概要～

1．実施時期
- ➢ 2016年1月1日以後開始事業年度分の報告書から実施（実際の提出は2018年中）
- ➢ 但し、国内法制化に一定の期間を要する可能性があることを認識

2．対象企業グループ
- ➢ 連結ベースで年間総収入金額が750百万ユーロ以上の企業グループ

3．文書提供の条件
- ①　提供文書に係る守秘：租税条約等で担保される程度の高いレベルの守秘を確保
- ②　制度の整合性：国際的合意に対する国内法や執行の整合性の確保
- ③　提供文書の適切な使用：入手文書はあくまでリスク評価の参考として利用

4．報告書の提供方法の枠組み

①　「条約方式」が基本
- ➢ 対象企業グループの親会社が所在する国の当局が当該親会社に国別報告書の提出を義務付け
- ➢ 当局は当該企業グループが事業を行っており、かつ、3．に掲げる条件を満たした国の当局に対し、自動的情報交換により国別報告書を提供（「条約方式」）

②　補完的メカニズムとして「子会社方式」等を容認
- ➢ 仮に3．の条件を満たした国に適切に国別報告書が提供されない場合、当該国が自国の子会社に国別報告書を求める「子会社方式」等の補完的メカニズムを容認

※　補完的メカニズムが容認される具体的ケース
- (a) 親会社所在地国が当該親会社に国別報告書の提出を義務付けていない場合
- (b) 国別報告書の共有に関する権限ある当局間の合意が結ばれていない場合
- (c) 当局間の合意にも関わらず実際には国別報告書が提供されないことが確立した場合

③　実施パッケージの策定
④　各国の実施状況についてのモニタリング・メカニズムの策定
⑤　紛争解決手続きの必要性の認識

24

（国際課税資料23）

（参考）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化

～「国別報告書実施パッケージ」(2015年6月公表)の概要～

１．モデル当局間合意案

各国当局が国別報告書（CbCレポート）を自動的に交換するための国際合意について、金融口座情報の自動的交換の枠組みに係るCRS（共通報告基準）の権限ある当局間合意案を参考に作成され、５月末の租税委員会（CFA）で承認されたもの。税務行政執行共助条約に基づくマルチ合意案、二国間租税条約に基づく合意案、二国間の情報交換協定に基づく合意案の三種類からなり、マルチ合意案は以下の９条からなる。

第１条　定義
第２条　多国籍企業グループに関する情報交換
第３条　情報交換の実施時期と方法
第４条　コンプライアンスと執行についての協調
第５条　守秘、情報のセーフガード及び適切な使用
第６条　協議
第７条　修正
第８条　合意条件
第９条　税務行政執行共助条約におけるCo-ordinating Body事務局の役割

２．モデル国内法制

各国当局がCbCレポートの自動的交換を行うためには、まず、自国にあるCbCレポート提出対象となる多国籍企業グループ親会社等にCbCレポートの提出を義務付ける必要があるところ、OECDが関連する国内法制モデルを作成して示したもので、法的拘束力はないが、各国の国内法制において参照し得るもの。内容は以下の通り、８条からなる。

第１条　定義
第２条　提出義務
第３条　通知
第４条　国別報告書（CbCレポート）
第５条　提出時期
第６条　国別報告書情報の使用と守秘
第７条　罰則
第８条　実施時期

25

（国際課税資料24）

（参考）行動13　多国籍企業の企業情報の文書化

～「国別報告書実施ガイダンス」(2016年6月公表)の概要～

1.　移行期間におけるCbCレポートの提供方法のオプション(parent surrogate filing)

- 行動13最終報告書は、国別報告書(CbCレポート)の適用開始年度を2016年1月1日以降に開始する最終親会計年度と勧告。但し、各国の国内法制化に一定の期間(移行期間)を要する可能性にも配慮
- 多国籍企業グループの最終親会社がCbCレポートの提供が義務づけられる最終親会計年度よりも前の最終親会計年度に係るCbCレポートの提供を行う場合(parent surrogate filing)、移行期間における子会社方式の適用に関し、他の構成会社はCbCレポートの提供を求められない
- parent surrogate filingの要件は以下の通り
  ① CbCレポートの提出期限(対象となる会計年度終了から12ヶ月)までに、行動13最終報告書の内容に沿ったCbCレポートを最終親会社の居住地国税務当局が利用可能
  ② CbCレポートの初回提出期限までに、最終親会社居住地国にCbCレポートの提供を求める法制が存在
  ③ CbCレポートの初回提出期限までに、適格CA合意を有している
  ④ 代理親会社の居住地国から子会社方式を適用しようとしている国・地域に対して体系的不履行の通知が発せられていない
  ⑤ 多国籍企業グループ内の関連する構成会社から、税務当局に対して必要な通知が行われている

2.　投資ファンドに対するCbCレポートの適用

- 行動13最終報告書にあるとおり、投資ファンドは一般的に対象外とはされていない
- 多国籍企業グループを判定する基準は、主に連結会計ルールによる

3.　パートナーシップに対するCbCレポートの適用

- 多国籍企業グループを判定する基準は、主に連結会計ルールによる
- 連結会計ルールがパートナーシップを対象とするのであれば、パートナーシップは構成会社に該当

4.　CbCレポートの適用基準(7.5億ユーロ)に対する為替レート変動の影響

- 行動13最終報告書は、CbCレポートの報告対象基準を、7.5億ユーロまたは2015年1月の為替レートで換算した自国通貨相当額として設定
- 最終親会社の居住地国で7.5億ユーロ相当額の基準を下回る場合、子会社所在地国の現地通貨換算相当額の基準を上回っても子会社方式の適用は受けない。また、ユーロ以外の自国通貨による換算額が基準とされている場合でも、為替レートの変動による修正は不要

26

（国際課税資料25）

行動１　電子経済の課税上の課題への対処

背景及び行動計画の概要

○ 電子商取引等の電子経済に対し、現行の国際課税ルールでは直接税・間接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、BEPSを含む課税上の課題について対応を検討。

報告書の概要

○ 電子経済の発達に伴いBEPSが助長される一方、電子経済に特有のBEPSは存在せず、行動3（外国子会社合算税制の強化）、行動7（恒久的施設認定の人為的回避の防止）、行動8-10（移転価格税制）等の他の行動計画の勧告内容を実施することで、BEPSに対しては実質的に対応可能との結論に至った。

○ 付加価値税（VAT）について、国境を越えて提供されるサービスへの課税について以下を提示。
- ✓ B2B取引：原則として、課税地は顧客が所在する国とし、徴税の仕組みはリバースチャージ方式を用いる。
- ✓ B2C取引：課税地は顧客が居住する国とし、徴税の仕組みは国外の事業者が事業者登録を行った上で徴収する。

（注）日本は平成27年度税制改正において、国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の見直しを実施済み。

○ BEPS対抗措置や付加価値税で対応できない問題については、従来のPE概念に代わる概念の導入等の複数のオプションが検討された。ただし、各国が、条約上の義務と整合的なかたちで、当該オプションを国内法上の措置として導入することは認められたものの、現在の電子経済の状況を前提にすれば、現時点で勧告としての採択は見送られた。オプションの導入可能性について、引き続き検討が行われる。

今後の対応

○ 電子経済の今後の発展が国際課税に与える影響や、他の行動計画の勧告内容が電子経済に与える影響等についてモニタリングを実施。
○ 2016年中に今後の作業の詳細なマンデートを策定し、2020年までにモニタリングの結果を踏まえた報告書を作成。

27

（国際課税資料26）

（参考）検討されたオプションとその問題点

1. Significant Economic Presenceに基づく課税

＜概要＞
○ 従来のPE概念に基づく課税ではなく、一定の売上額を上回り、かつ源泉地国に十分なネクサス（例：ローカルのドメイン名、収集されたデータ量等）を有すると考えられる企業について、Significant Economic Presenceを有すると認定し、Significant Economic Presenceに帰属する所得に対して課税する。

＜問題点＞
○ Significant Economic Presenceの認定要件の設定が困難。
○ Significant Economic Presenceに帰属する所得の算定が困難。

2. 電子商取引に対する源泉徴収

＜概要＞
○ オンラインで購入される物品又は役務について、非居住者に対して支払われる対価に対して源泉徴収を行う。

＜問題点＞
○ 源泉徴収の対象範囲の設定が困難。
○ B2C取引において、消費者に源泉徴収義務を課すことが困難。
○ GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。

3. 平衡税(equalisation levy)の導入

＜概要＞
○ 国内事業者には課税されているにもかかわらず、国外事業者には源泉地国・居住地国ともに課税されていないといった課税上の不公平を是正するために、平衡税を課す。

＜問題点＞
○ 平衡税の対象範囲の設定が困難。
○ GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。
○ 源泉地国の平衡税と居住地国の法人税の二重課税が生じるおそれ。

28

（国際課税資料27）

行動11　BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定

■　BEPSによる法人税収の逸失規模について、データの評価、指標の抽出、分析方法の策定を実施。
■　ただし、依然、基礎となるデータや試算方法について課題も多く残されているため、機械的な分析にとどまっているなど、実態を反映した結果を示すためには更なる検討が必要。

◎ポイント1：データの評価

○　様々なデータについて、BEPS分析に用いることの適否を、データの範囲、詳細さ、利用可能性等の観点から評価
⇒　*現時点で取得可能なデータは、いずれも制約があり不十分*

◎ポイント2：指標の抽出

○　BEPSの規模や経済的効果を測定するための複数の指標を抽出
※　指標の例：FDIの集中度（FDIの対GDP比が他国に比して非常に高いことが示されれば、BEPSの存在を推認）
⇒　*基礎となるデータに大きな制約があり、いずれの指標もBEPSの規模や経済的効果を概括的に示すにとどまる*

◎ポイント3：分析方法の策定

○　推計においては不確実性が伴うため、単一の分析方法ではなく複数の分析手法を基に、今後、分析方法が更に精査される必要。

○　OECD税率差アプローチ（自国の法定法人税率と、子会社立地国の法定法人税率の平均との差分により逸失利益を算出）による推計では、全世界で1、000億～2、400億ドル（法人税収比で4～10%）の税収減。
※機械的な試算であり、実態が正確に反映されているわけではない。
※租税回避対策を実施している場合、法定法人税率が高い国が必ずしも大きな税収減を被っているわけではない。

今後の取組み

- 租税データの充実、行動5、12、13との連携
- BEPS指標の継続的な精査・開発
- （民間の研究者とも共同した）BEPSに関する更なる研究　等

29

（国際課税資料28）

行動３　外国子会社合算税制の強化

背景と行動計画

軽課税国等に設立された相対的に税負担の軽い外国子会社を使ったBEPSを有効に防止するため、適切な外国子会社合算税制の設計について検討。

報告書の概要

○外国子会社合算税制を、6つの構成要素（①対象外国子会社、②適用除外、③対象所得の定義、④所得計算ルール、⑤親会社所得への合算方法、⑥二重課税の排除方法）に分けて勧告。

○各勧告において、各国が自らの有する租税制度全般に関するポリシーや国際的義務等に沿って柔軟に制度設計することを容認。

○外国子会社への所得移転は、外国子会社設立国以外で行われた価値創造活動とそれにより生み出された所得を分離することにより行われるため、外国子会社合算税制は、外国子会社の所得のうち、実質的な経済活動を伴わないものを、親会社の利益とみなして合算する。

○特に、所得移転に利用される恐れがある所得（例えば、持株会社、金融業、invoicing company（商品等を他国の関連者から購入し、付加価値なしに他国に転売する会社）、知的財産（IP）やデジタル商品・サービス、キャプティブ保険・再保険から生じる所得）が対象に含まれる。

○外国子会社合算税制の有する移転価格税制の補完（back stop）機能も重要。Cash box化した子会社が取得するfunding returnは必ず合算対象とされるべき。

今後の対応

各国が勧告を踏まえて、他のBEPS対策と合わせた統合的な効果も勘案し、所要の措置を講ずる。日本についても、勧告の内容に基づき、外国子会社合算税制のあり方について改めて検討する。

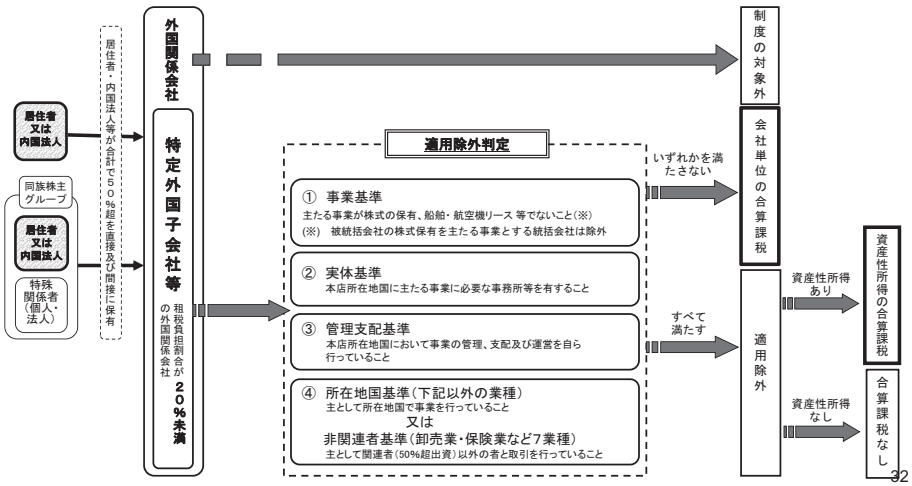
31

（国際課税資料29）

（参考1）日本の現行制度

○ 日本の「外国子会社合算税制（CFC税制：Controlled Foreign Companies Regime）」は、税負担の水準が低い（20%未満（＝**「トリガー税率」**））外国子会社等の**「全ての」**所得について日本の親会社の所得に合算して課税する制度（**「事業体アプローチ」**）

○ 但し、外国子会社等に経済活動の実体があり、**「適用除外基準」**を満たす場合、本税制は適用されない。



32

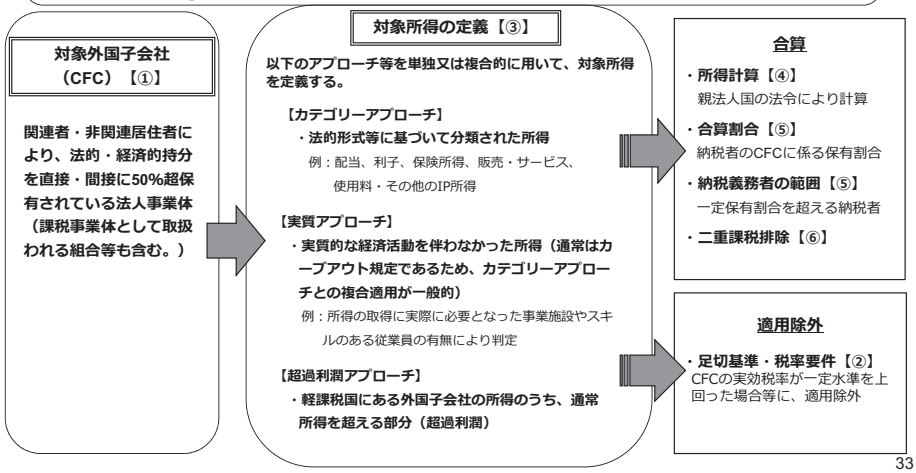
（国際課税資料30）

（参考2）BEPS勧告の内容

○ 「BEPSプロジェクト」の最終報告書では、本制度を下記（①～⑥）の様な構成要素に分解し、各構成要素につき勧告。

※ 構成要素：①対象外国子会社、②適用除外、③対象所得の定義、④所得計算ルール、⑤親会社所得への合算、⑥二重課税排除方法

○ 特に、対象所得の定義（③）においては、法的形式に基づいて分類された所得ごとに合算して課税する**「カテゴリーアプローチ」**を中心としつつ、適用除外規定としての**「実質アプローチ」**や投下資本に見合う所得を超える所得を合算する**「超過利潤アプローチ」**が勧告された。



33

（国際課税資料31）

平 成 ２８ 年 度 税 制 改 正 大 綱（抄）

平成２７年１２月１６日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

第一　平成 28 年度税制改正の基本的考え方

以下、平成 28 年度税制改正の主要項目及び今後の税制改正に当たっての基本的考え方を述べる。

６　国境を越えた取引に係る課税の国際的調和に向けた取組み

近年、企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じている。本年、G20・ＯＥＣＤがとりまとめた「ＢＥＰＳプロジェクト」は、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（ＢＥＰＳ）がないよう、各国政府や多国籍企業の透明性を高めるとともに、各国の税制や国際課税ルールを現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう再構築する取組みである。

こうした取組みを通じて、各国が協調して税制の国際的調和を図ることにより、国際的な租税回避を効果的に防止することが可能となり、公平な課税を実現し、税制に対する納税者の信頼を確保することとなる。また、わが国の企業は一般的に国際的な租税回避を行うことが少ないと言われているが、そうした行き過ぎた節税を行わない企業の競争条件を改善することにもつながる。

今後は、本プロジェクトの 15 の具体的行動計画に対応して示された各勧告を踏まえ、各国において実施のための国内法整備が数年かけて行われていくこととなる。

わが国においては、こうしたグローバルな取組みの趣旨を十分に踏まえ、国境を越えた取引に係る課税の適正化及び円滑化に既に着手しており、今後も段階的に着実に取り組んでいく。

平成 27 年度税制改正においては、国外事業者が国境を越えて行う電子商取引の消費税の課税対象化や、外国子会社の所在地国において損金に算入される配当の外国子会社配当益金不算入制度の適用対象からの除外など、「ＢＥＰＳプロジェクト」の議論の中で先行して結論を得た分野について対応を行った。

平成 28 年度税制改正においては、経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、多国籍企業グループの透明性を高める観点から、多国籍企業グループの活動状況に関する情報について、国際的に共通の様式に基づき報告することを求める等の制度を国際的に合意されたスケジュールに沿うように整備する。

34

（国際課税資料32）

平 成 ２８ 年 度 税 制 改 正 大 綱（抄）

平成２７年１２月１６日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

第三　検討事項

12　外国子会社合算税制については、喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするＢＥＰＳ（税源浸食と利益移転）プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。

35

（国際課税資料33）

① 国外所得（外国子会社）への課税方式とCFC税制の関係

（1）**「（理念型）全世界所得課税」**：外国子会社の全所得を**発生時に**親会社の所得に合算して課税した上で、外国税額を控除。

（2）**「（現実の）全世界所得課税」**：外国子会社の**所得を発生時には課税せず**（内部留保は**非課税**）、親会社に配当された際に、その配当のみを課税の上、外国での税額を控除（**「間接外国税額控除」**）。但し、CFC税制の適用により一部の内部留保**は（親会社の所得として）**課税。

（3）**「外国子会社配当益金不算入制度」**：外国子会社の所得**は発生時・配当時ともに**非課税。外国子会社限定の**「領土主義課税方式」**。但し、**配当稼得のための親会社費用に対応する所得は課税。また、**CFC税制の適用により一部の内部留保**は（親会社の所得として）**課税。

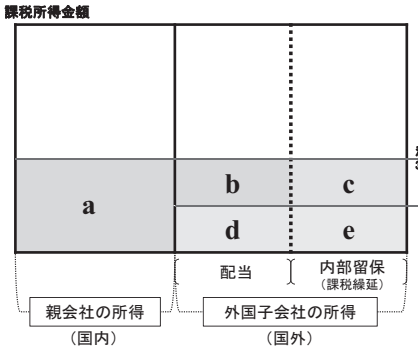
※ 日本は、2009（平成21）年度から**「外国子会社配当益金不算入制度」**を導入。（（2）⇒（3）への移行）。

・ 一般的に、「領土主義課税方式」は「税の底辺への競争」を誘発するとされる。この点、OECDの98年「税の競争」報告書以来、(i)（簡単には移転しない）一定の実体を伴う所得を誘致する競争と、(ii)「足の速い」所得を誘致する競争を区別し、(ii)に対する対策が国際的に議論されてきた。BEPSプロジェクトの問題意識もこれと軌を一にする（ただし、(ii)の競争の対象とされる範囲には若干の変遷がみられる）。

－ (i)の競争については、（2）では阻止できず（むしろ現地留保・再投資を誘発）、もし対応するならば（1）への回帰が必要（米ミニマム税等）。

－ (ii)の競争については、世界的に（2）から（3）へのシフトが進む中、（3）がこれを誘発しない配慮が必要。

・ CFC税制は一定の要件で「b + c」の一部に課税可能。可動性が高く、投資バイアスが働き易い**「受動的所得」**（後述）が対象となる。



（1）（理念型）全世界所得課税（採用国なし）

$$a + b + c + d + e - (d + e) = a + b + c$$

（注）赤字部分は、外国税額控除。

（2）全世界所得課税 （米、日（～2009）、英（選択制））

$$a + b + d - d = a + b$$

（注）赤字部分は、外国税額控除。

※CFC税制適用後 a + b + c

（3）外国子会社配当益金不算入制度 （日（09～）、英（選択制））

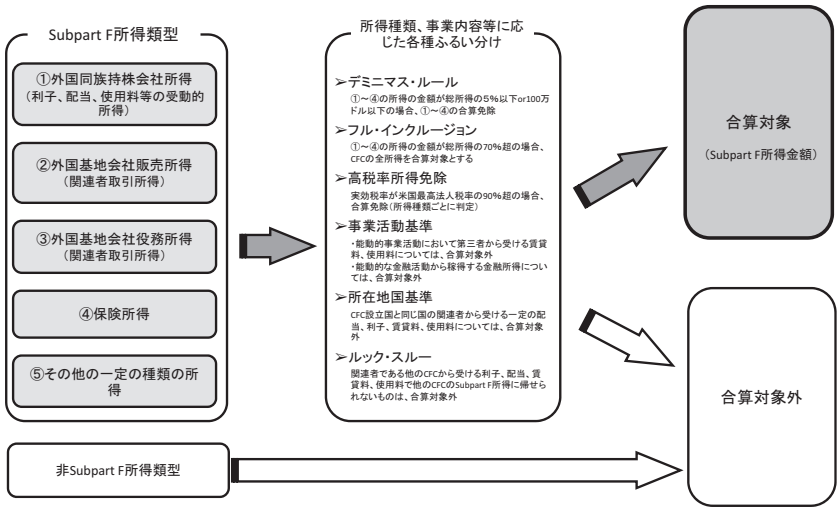
（部分的領土主義課税方式）

a

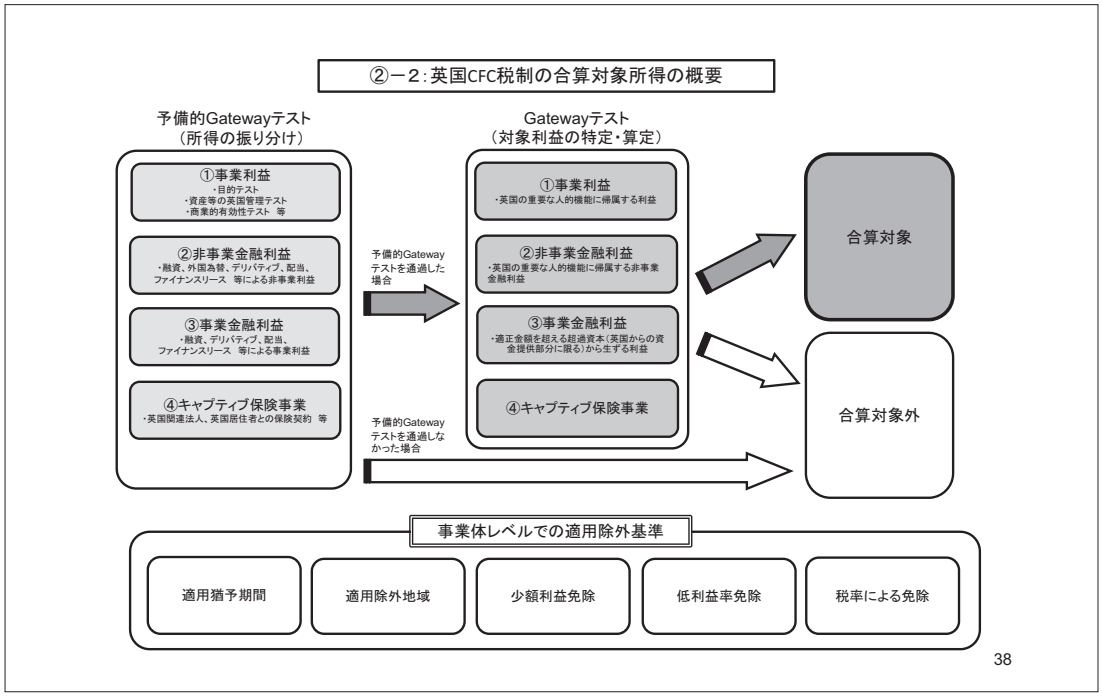
※CFC税制適用後 a + b + c

（国際課税資料34）

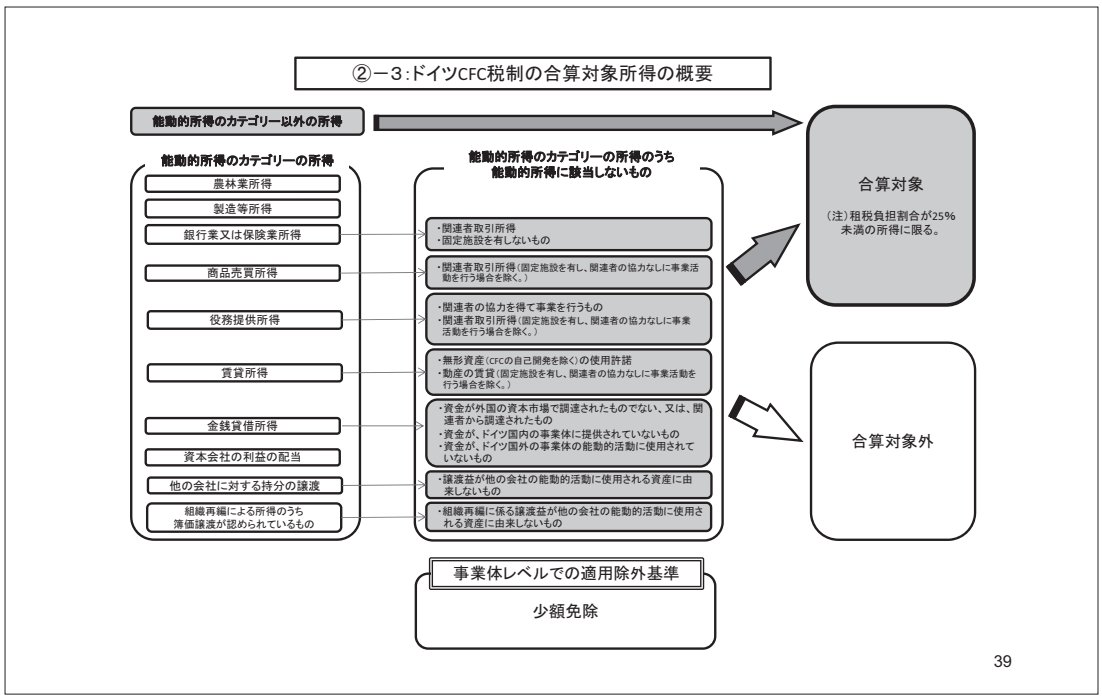
②－1：米国CFC税制の合算対象所得の概要



（国際課税資料35）



（国際課税資料36）



（国際課税資料37）

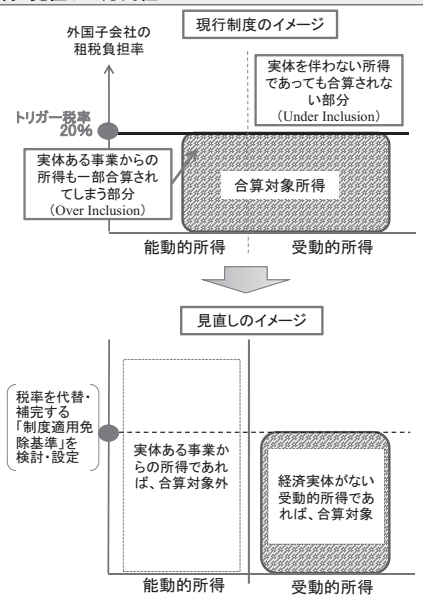
外国子会社合算税制　見直しの方向性

【問題意識】
○ 現行制度は、外国子会社の税負担水準が20%（トリガー税率）以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算せず、申告も求めない一方、実体ある事業から得た所得であっても合算してしまう、という問題あり（右記図参照）。
○ 外国子会社配当益金不算入制度（2009年度導入）と相まって、知財・金融資産等や事業を形式的・表面的に外国子会社へと移転し、得られた所得を配当として日本に戻すことで課税を逃れる行為を助長する側面あり。

国内資産の減少、知の国外流出、サービス収支の減少、
日本企業が晒されるリピュテーション・リスクの増大、
税の空洞化、税制への信頼低下等の可能性

【見直しの方向性】
○「価値創造の場で税を払うべき」というBEPSプロジェクトの原則を踏まえ、外国子会社の所得の種類等に応じて合算対象を決定するアプローチへと変更し、上記の問題を解消（その際、過度の事務負担が生じないよう配慮）。
・ 子会社が自らの能力と責任を持って取り組む商品の製造・販売やサービスの提供による対価の獲得等、経済実体がある事業から得た所得（能動的所得）
⇒合算対象外（子会社所在地国で課税）
・ 一定の金融所得や実質的活動のない事業から得られる所得等（＝経済実体がない受動的所得）
⇒親会社の所得に合算（日本で課税）

海外事業に取り組む日本企業のリピュテーション・リスク低減、
日本企業のグローバル・コーポレート・ガバナンス強化の促進、
海外成長市場の果実の日本経済への取込み促進、
税制に対する納税者の信頼の確保と税の空洞化への対処



40

（国際課税資料38）

行動４　利子控除制限ルール

背景及び行動計画の概要

支払利子が損金算入されることを利用して、相対的に税負担の軽い国外関連会社に過大に利子を支払うことによるBEPSに対処するため、過大に支払われた利子の損金算入の制限を検討。

報告書の概要

企業が支払う利子について、以下のルールに従い損金算入を制限することを勧告。
○固定比率ルール（基本ルール。これに、下記の各オプションを組み合わせることが可能。）
・企業毎に、純支払利子/所得（EBITDA）比率が基準固定比率を超える場合、超過部分の利子の控除を制限。
※日本の過大支払利子税制が該当。
・基準固定比率は、各国が各々の事情（経済状況等）を踏まえ、10～30%の範囲内で決定。
○グループ比率ルール （オプション）
・企業の属する多国籍グループ全体のグループ外への純支払利子の対所得（グループ全体のEBITDA)比率が基準固定比率より高い場合は、グループ全体の比率まで当該企業の利子損金算入を容認。
○特別ルール（targeted rule） （オプション）
・支払利子比率に基づく上記ルールを補完するため、過少資本税制等を導入。
○デミニマスルール （オプション）
・純支払利子額が一定の基準を下回った場合には、BEPSリスクが低いため、比率と無関係に控除容認。
○超過利子の繰越等 （オプション）
・所得の異常変動や期ずれによる利子控除制限を平準化するため、繰越控除等を容認。

今後の対応

勧告の内容に基づき、過大支払利子税制等につき制度改正の必要性について検討する。

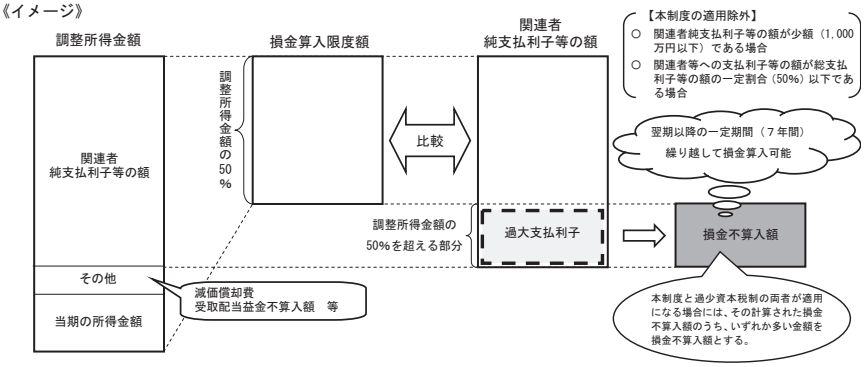
41

（国際課税資料39）

【行動4】利子控除制限： 制度の基本及び日本の現行制度（「過大支払利子税制」）

○ 所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額(注)のうち、調整所得金額の一定割合**(50%)**を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない（平成24年（2012年）導入）。

《イメージ》



（注） 関連者等（直接・間接の持分割合 50%以上又は実質支配・被支配関係にある者等）への支払利子等の額（利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。）の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

42

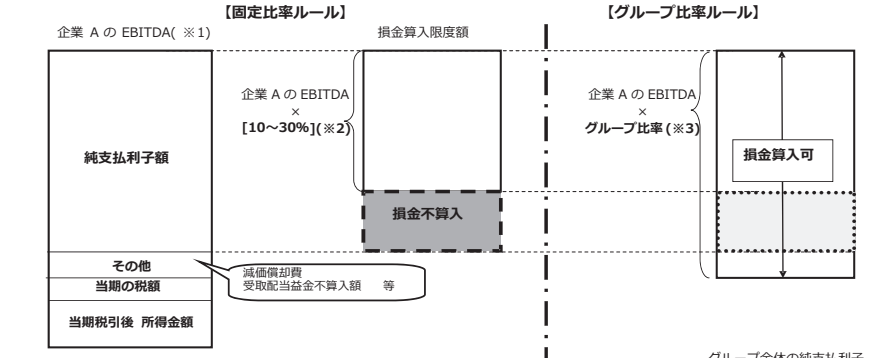
（国際課税資料40）

【行動4】利子控除制限： 「BEPSプロジェクト」の結論

○ 「BEPSプロジェクト」では、**「価値が創造されたところで税金を払うべき」**との原則を踏まえ、一定の所得を生み出すために通常必要な資金調達コストを超える規模で利払いを行っている企業については、超過分の利子の損金算入を否認するという結論になった。

○ こうした観点から、「BEPSプロジェクト」では、単体企業の利子損金算入について、一定の純支払利子／EBITDA比率（10～30%の範囲で各国が設定）を超えた部分を控除制限することを勧告。

○ 日本の「過大利子支払利子税制」の閾値は現在50%であり、厳格化が必要。また、適用対象や特別ルール等についても本勧告を踏まえた検討が必要。



※1 EBITDA＝税引後当期所得＋純支払利子＋減価償却費＋特別償却＋当期税額

※2 日本の過大利子支払税制においては 50%

※3 グループ比率＝ グループ全体の純支払利子 / グループ全体の EBITDA

43

（国際課税資料41）

行動８　無形資産取引に係る移転価格ルール

背景及び行動計画の概要

- 特許等の無形資産の譲渡は、比較可能な独立企業間取引が存在しないことが多く、適正な移転価格の算定が困難であることから、無形資産を用いたBEPSの機会に適切に対応する

報告書の概要

○ 次の3点に関するBEPSの防止について規定

① 広範かつ明確な無形資産の定義の採用

無形資産について、「有形資産または金融資産でないもので、商業活動における使用目的で所有または管理することができ、比較可能な独立当事者間の取引ではその使用または移転に際して対価が支払われるような資産」と定義

② 無形資産の移転及び使用に関する利益の価値創造に沿った配分

- 法的所有権のみでは必ずしも無形資産の使用からの収益の配分を受ける資格を有しない。無形資産の開発等（開発、改善維持、保護、使用）に関する重要な機能を果たしている関連企業は、適切な対価の受領を期待することができる
- 評価手法（特にディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法））が適切に利用できる場合のガイダンスの拡充

③ 評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles）に関する移転価格ルール（いわゆる所得相応性基準）の策定

取引時点で評価が困難な一定の無形資産については、予測便益（ex-ante）と実際の利益（ex-post）とが一定以上かい離した場合に、実現値に基づいて独立企業間価格を評価することが可能

○ 費用分担取極め（Cost Contribution Arrangements）

同取極めに関するガイダンスのアップデート、同取極めを利用した無形資産の移転によるBEPSを防止

今後の対応

- BEPS報告書における改訂案にしたがって、OECD移転価格ガイドラインを改訂
- 税制改正の要否、執行面での対応等について検討

44

（国際課税資料42）

評価困難な無形資産に係る移転価格ルールの策定

背景及び行動計画の概要

- 特許等の無形資産のうち、比較可能な独立企業間取引が存在せず、将来生み出される収益について信頼できる予測がないような評価困難な無形資産（Hard-to-value intangibles）については、納税者と税務当局との間の情報の非対称性が課題
- 取引時点で評価が困難な一定の無形資産に関するBEPSについて、特別の措置を検討する

報告書の概要

○ 評価困難な無形資産については、予測便益（ex-ante）と実際の利益（ex-post）とが一定以上かい離した場合に、税務当局が実現値に基づいて独立企業間価格を評価することを可能とすること（いわゆる所得相応性基準の導入）で対応

○ 納税者と税務当局との間に当該無形資産に関する情報の非対称性が深刻であり、実際の利益が明らかにならないと税務当局が移転価格評価を実行できないような場合、税務当局は、実際の利益に基づいて、納税者の予測に基づいた価格取極めを評価し、価格調整を行うことができる

○ 適用が免除される場合

(i) 納税者から、以下の(ア)及び(イ) が提供される場合

(ア) 価格取極め・合理的に予測可能な出来事・その他のリスクの考慮を判断するために、無形資産の移転時に用いられた事前の予測、及び、その実現可能性についての詳細

(イ) 財務上の予測と実際の結果の重大なかい離（significant difference）が、a). 取引時点では関連者が予測することは不可能であった、価格決定後に生じた予見できない進展や出来事によるものであること、または、b). 原因となった出来事が起きる確率についての、取引の時点での見込みが適切であったことについて、信頼に足る証拠

(ii) 無形資産の移転が、事前確認（APA）の対象である場合

(iii) (i)(イ)における財務上の予測と実際の結果について、いかなるかい離も取引時点の価格の20%以下である場合

(iv) 当該無形資産が非関連者収益を初めて生み出してから、(iii)の要件を満たしたまま、5年間が経過した場合（それ以降の年度について適用免除）

【参考】 米・独における所得相応性基準の導入例
所得相応性基準は、米国（1986年）、ドイツ（2007年）にそれぞれ導入されている。なお、今回の報告書の内容は米国の制度がベースとなっている部分が多い

今後の対応

- 評価困難な無形資産に係る措置のガイダンスを2016年に策定

45

（国際課税資料43）

行動９　リスクと資本に係る移転価格ルール

背景及び行動計画の概要

- 次の2つの問題に対応するルールを策定
  ① グループ内企業に対するリスクの移転、過度な資本の配分によって生じるBEPSの防止
  ② 第三者間では行われない、または、滅多に行われることのないような取引によって生じるBEPSの防止

報告書の概要

○ リスクに係るガイダンスの拡充を進めつつ、ある事業体が契約上リスクを引受けている、または、資本を提供しているという理由だけで、不適切な利益がその事業体に帰属することがないようにするため、以下の事項等について、移転価格ガイドラインを改訂

- リスクの契約上の配分は、現実の意思決定を伴うような場合にのみ尊重する
- 独立企業間価格算定におけるリスク分析についてのフレームワークを策定
- リスク引受には、①リスク・コントロールと②リスクを引き受ける財務能力が必要とされ、機能を伴わない資本提供に対してはリスク・フリー・リターン（国債利率程度）までしか認められない

○ 上記事項を、キャッシュ・ボックス（単に資金だけを提供している実体のない関連会社）に適用する場合、キャッシュボックスにはプレミアム・リターン（リスクに対するリターン）は配分されず、単なる契約上のリスク配分では利益が移転しないこととなる。
※「行動8　無形資産取引に係る移転価格ルール」においても無形資産の文脈で上記改訂事項を適用

○ 関連者間の取引において商業合理性のないような例外的な場面における、税務当局による関連者間の取引そのものの否認（non-recognition）について、適用を明確化（行動10に関連）

今後の対応

- BEPS報告書における改訂案にしたがって、OECD移転価格ガイドラインを改訂
- 税制改正の要否、執行面での対応等について検討

46

（国際課税資料44）

行動10　他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール

背景及び行動計画の概要

- 次の取引や移転価格算定手法について、明確化やBEPSへの対応を目的にガイダンスを策定
  ① 取引単位利益分割法（PS法）の適用の明確化
  ② グループ内役務提供取引に関するBEPSへの対応
  ③ クロスボーダーのコモディティ取引に関するBEPSへの対応

報告書の概要

① 取引単位利益分割法（transactional PS法）の適用の明確化
　グローバルなバリュー・チェーンにおけるPS法の適用を明確化することを目的とし、作業が行われた。他のBEPS作業の内容の把握等を理由に、移転価格ガイドラインの改訂作業を継続
⇒ 2016年中にWP6で議論を行い、2017年上半期にPS法に関するガイダンス改訂作業を終了する見通し

② グループ内役務提供取引に関するBEPSへの対応
　管理費用（management fees）及び本社費用（head office expenses）等の支払いによって生じるBEPSの防止を目的。低付加価値グループ内役務提供（Low Value-added Intra-Group Services）について、支払国（新興国・途上国）の課税ベースの保護に配慮しつつ、選択適用が認められる簡素化アプローチ（費用に関して一定の利益マークアップ率を適用）等に係るガイダンスを策定

③ クロスボーダーのコモディティ取引に関するBEPSへの対応
　関連者間のクロスボーダーのコモディティ取引に関して、以下のガイダンスを追加

- コモディティ取引には一般的に独立価格比準法（CUP法）が適切な方法であることを明確化
- コモディティ取引の価格基準日の決定に関する新しい指針を規定

今後の対応

- BEPS報告書における改訂案にしたがって、OECD移転価格ガイドラインを改訂
- 税制改正の要否、執行面での対応等について検討

47

（国際課税資料45）

行動12　義務的開示制度

背景及び行動計画の概要

○ 租税回避を抑制するとともに出現した租税回避スキームに速やかに対処するため、プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度（義務的開示制度）の策定について検討。

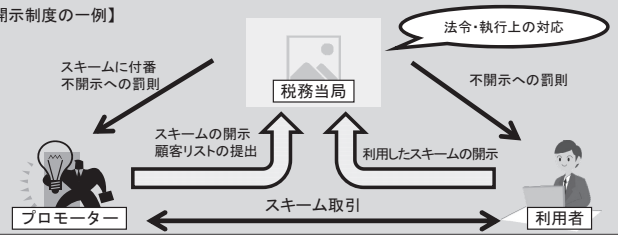
報告書の概要

○ 現在、米国、英国、カナダ、アイルランド、イスラエル、韓国、ポルトガル、南アにおいて、義務的開示制度が導入されていることから、これらの国の知見を踏まえた勧告を作成。

○ 勧告では、開示義務者、開示内容、開示手続等の主な項目について複数の選択肢を用意し、各国が自国の法体系のもとで最適な様式を選択することを認める形（モジュラー方式）を採用。

○ 義務的開示制度は、事前照会制度や自発的情報開示制度等の情報開示制度及び一般的租税回避否認規定と相互補完関係にあるところ、義務的開示制度の導入を検討する際には、それらの制度・規定との関係性についても精査する必要。

【義務的開示制度の一例】



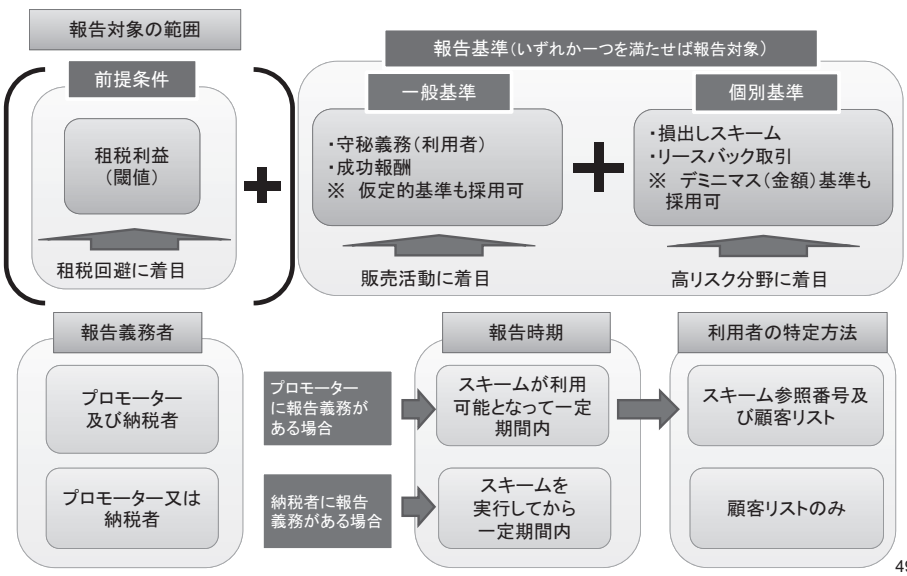
今後の対応

○ 各国が勧告を踏まえて、所要の措置を講ずる。我が国においても、勧告の内容を踏まえ、義務的開示制度の導入の必要性を検討する。

48

（国際課税資料46）

（参考）報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告（１）



49

（国際課税資料47）

（参考）報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告（２）

コンプライアンス

遵守の効果

○ 報告対象取引⇒必ずしも租税回避を意味しない
○ 当局から反応なし⇒取引の有効性・容認を意味しない※法律で明記

不遵守の効果（金銭的罰則）

○ スキーム報告、顧客リスト提出等違反の場合、
・ 早期報告を促す観点から、日々定額の罰則を賦課
・ 租税利益・受取報酬額に応じた罰則
を賦課

報告すべき情報

○ プロモーター・利用者の詳細、スキームの詳細、該当する報告基準・関係租税法令、予想される租税利益、顧客リスト（プロモーターの場合のみ）等

クロスボーダースキーム

国際的な租税スキームに対応するためには、上記の制度は以下の通り修正が必要
○ クロスボーダースキームに焦点を当てた報告基準を設定
○ 閾値は設けない
○ 報告対象は、同一支配グループ内にスキームの結果が生じる場合、又は自身がスキームの一因である場合
○ 報告義務者が不十分な情報しか有していない場合、その納税者は、不足している情報を有していると考えられる者を特定すべき

50

（国際課税資料48）

各国の義務的開示制度の比較

	アメリカ	イギリス	カナダ
開示対象税目	所得税（個人、法人）、遺産・相続税、その他の連邦税	所得税、法人税、譲渡収益税、土地印紙税、相続税等	所得税（個人、法人）
開示義務者	プロモーター及び納税者 ※一定以上の収入を得るプロモーターに限る	プロモーター又は納税者 ※プロモーターが国外にいる等の場合に、納税者に開示義務が課される	プロモーター及び納税者
開示対象取決め	以下の基準のいずれかに該当する取決め ・税務当局が指定した取決め ・守秘義務を伴う取決め ・契約上の保護を伴う取決め ・損失を生み出す取決め ・税務当局が関心を有する取決め	以下の3つの一般基準又は4つの特別基準に該当する取決め ○一般基準 ・守秘義務を伴う取決め ・成功報酬を伴う取決め ・標準化された取決め ○特別基準 ・損失を生み出す取決め ・リースに関連する取決め ・給与所得に関する取決め ・居住用不動産税に関する取決め	以下の3つの基準のうち、2つ以上に該当する租税回避取決め ・成功報酬を伴う取決め ・守秘義務を伴う取決め ・契約上の保護を伴う取決め ※租税回避取決めとは、税務上の利益を発生する取決めであり、税務上の利益以外に合理的な組成理由のない取決めをいう
開示手続	・プロモーターは、開示義務者になった暦年四半期末の翌月末までに税務当局にプロモーター登録書を提出する ・プロモーターは、税務当局が付番する9桁の取決め番号を納税者に通知する ・納税者は、税務申告書に利用した取決めの取決め番号を記載する ・プロモーターは、顧客リストを作成し、税務当局から要請があった日から20営業日以内に提出する	・プロモーターは、取決めが納税者に利用可能となった日から5日以内に、税務当局に開示する ・プロモーターは、税務当局が付番する9桁の取決め番号を納税者に通知する ・プロモーターは、四半期に一度、取決めを利用した納税者リストを税務当局に開示する ・納税者は、利用した取決めの取決め番号を開示する	・開示対象取決めが利用可能となった日の翌年6月末までに税務当局に開示する ※開示義務者が2人以上いる場合、1人が完全かつ正確に開示を行った場合、他の者は開示義務を免れる ※取決め番号は付番されない
開示の効果	・開示によって取決めが適法であると認められるわけではない。	・開示によって取決めが適法であると認められるわけではない。	・開示によって取決めが適法であると認められるわけではない。
罰則	・不開示に対し、各種の罰金あり （・不開示は、取決めの効力に影響しない）	・不開示に対し、各種の罰金あり （・不開示は、取決めの効力に影響しない）	・不開示に対し、各種の罰金／更正期間延長あり ・不開示の間、取決めの効力は否認

51

（国際課税資料49）

行動15　多数国間協定の策定

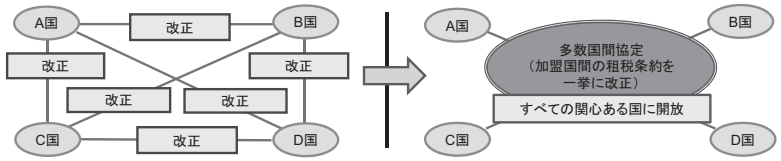
背景及び行動計画の概要

○　BEPS行動計画を通じて策定される各種措置の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界でおよそ3,000本ある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要する。

○　そこで、二国間租税条約においてBEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を策定する。

○　多数国間協定の規定に従って、加盟国間の二国間租税条約の規定が部分的に改正又は追加される。

○　多数国間協定は、2016年末までに策定され、署名のためにすべての関心ある国に開放される。



行動計画の経緯及び今後の予定

○　2014年9月：BEPS報告書において、多数国間協定交渉のためのマンデートの策定を勧告。

○　2015年1月：多数国間協定交渉のマンデート承認。

○　2015年5月：すべての参加表明国が参加する多数国間協定交渉の第１回会合を開催。

○　2015年9月：日本を含む15か国で構成されるビューロー会合（運営会合）を開催。

○　2015年11月以後：2016年末までの多数国間協定の策定に向けて、数次にわたり会合を開催。

※　2016年9月現在、日本を含む96ヶ国が多数国間協定交渉への参加を表明。

52